

平成18年12月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（12月12日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	4
町長行政報告.....	4
一般質問.....	7
梅本和熙君.....	8
漆田修君.....	23
谷川次重君.....	39
横嶋隆二君.....	53
散会宣告.....	71
署名議員.....	73

第2号（12月13日）

議事日程.....	75
本日の会議に付した事件.....	75
出席議員.....	75
欠席議員.....	75
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	75

職務のため出席した者の職氏名.....	76
開議宣告.....	77
会議録署名議員の指名.....	77
一般質問.....	77
保坂好明君.....	77
清水清一君.....	95
散会宣告.....	113
署名議員.....	115

第 3 号 (12月15日)

議事日程.....	117
本日の会議に付した事件.....	117
出席議員.....	117
欠席議員.....	118
地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名.....	118
職務のため出席した者の職氏名.....	118
開議宣告.....	119
会議録署名議員の指名.....	119
議第 82 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	119
議第 83 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	120
議第 84 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	122
議第 85 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	123
議第 86 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	125
議第 87 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	141
議第 88 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	143
議第 89 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	147
議第 90 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	149
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	151
まちづくり特別委員会報告について.....	152
閉会中の継続調査申出書について.....	156

閉議及び閉会宣告.....	157
署名議員.....	159

平成18年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成18年12月12日(火)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	高橋一成君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	外岡茂徳君	窓口税務課長	石井司君
健康福祉課長	小島徳三君	会計室長	佐藤博君

教育委員会 谷 正 君 水道課長 小坂孝味君
事務局 生活環境課長 大年清一君 総務係長 松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山本正久 主 幹 栗田忠蔵

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（藤田喜代治君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより、平成18年12月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

議事日程説明

議長（藤田喜代治君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（藤田喜代治君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

12番議員 横 嶋 隆 二 君

1番議員 保 坂 好 明 君

会期の決定

議長（藤田喜代治君） 会期の決定を議題といたします。

会期は議事日程のとおり、本日から12月15日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は12月12日より12月15日の4日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（藤田喜代治君） 諸般の報告を申し上げます。

平成18年9月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加いたしました。特に、10月27日の町村議会議長会席上において、石井福光議員、渡邊嘉郎議員、齋藤要議員、漆田修議員、そして私、藤田喜代治の5名の議員が静岡県町村議会議長会自治功労賞表彰（議会議員11年）を受賞しましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

町長行政報告

議長（藤田喜代治君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本日より12月定例会よろしく願いいたします。

平成18年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、次の6項目について行政報告いたします。

1、第9回全国渚サミットについて。

10月5日（木）休暇村南伊豆において、全国渚サミットが開催されました。この渚サミットは各地の独自性や創造性を発揮した地域振興に寄与するとともに、渚が持つ環境・生産・

教育・歴史・文化資源を生かしつつ、多面的・継続的な活動を行うことを目的として、第1回開催の石川県美川町（現白山市）を皮切りに、本年度で9回目の開催となりました。

ことし6月に横浜市で開かれた日本の渚全国協議会役員会で、「森林浴の森全国協議会」「日本の滝全国協議会」と発展的な統合をすることが決定しましたので、「渚サミット」としては最後の開催となりました。

「第9回全国渚サミット」の内容は、東京工業大学工学博士の灘岡教授が「海岸空間の多面的評価と保全に向けて」をテーマに基調講演し、「海岸は景観だけでなく、地域を超えたネットワークが必要」と提言。次に、協議会顧問で環境ジャーナリストの三島昭男氏から『縄文杉は「自然敬愛」の象徴』と題し、「自然への畏敬の念を取り戻そう」と特別提言を行いました。

また、竹麻小学校6年生（26名）が「大好きな弓ヶ浜」をテーマに実践発表を行い、海岸の砂や貝殻を詰めた小瓶を来場者にプレゼントし、大変喜ばれました。

南伊豆東中学校3年生（29名）も「弓ヶ浜渚宣言」を読み上げた後、5カ月間練習を重ねた「自然讃歌組曲」9曲の中から「渚の想い」「海は揺りかご」「縄文杉に捧ぐ」の3曲を披露し、来場者から盛大な拍手が送られました。

最後に、みなみ太鼓と富岳太鼓による太鼓演奏を行いました。当日はあいにくの雨天で、予定していた海岸での太鼓演奏ができず、屋内での演奏となりましたが、参加者は迫力ある太鼓の音に感動している様子でした。

来場者は、自然讃歌を作曲した作曲家の土田啓四郎氏をゲストに迎え、ほかに日本の渚全国協議会から相談役の竹内信孝氏、64加盟市町村から10市町村18名が出席。さらに、環境省下田自然保護官、県議会議員、賀茂支援局長、下田土木事務所長、賀茂農林事務所長、賀茂地区の市長・町長、南伊豆町議会、各区長、産業団体連絡協議会など地元からも約100名の出席がありました。最後の渚サミットにふさわしく総勢180名が参加し、盛大なサミットを開催することができましたことは、各方面からのご協力によるものと深く感謝を申し上げます。

次に、フェスタ南伊豆について。

10月22日（日）青野川ふるさと公園を会場に、フェスタ南伊豆実行委員会の主催で「第3回フェスタ南伊豆」を開催いたしました。この多彩なイベントは、「産業まつり」、「スポーツフェスタ」、「ふれあい広場」及び「健康まつり」を一堂に会して開催され、産業団体、各種団体約30グループが参加しました。町民の地場産品に対する理解と認識を高め、生

産者の生産意欲を図るとともに、触れ合いの場やスポーツの振興・健康等に寄与し、町の活性化を図ることを目的とするものであります。

当日、会場では、南伊豆町表彰条例に基づく善行表彰者1名、社会福祉協議会善行者6名に対する感謝状の贈呈、銀の湯にちなみまして34組の銀婚式対象者のうち代表1組に対する表彰が行われ、町内の産業団体、姉妹都市の長野県塩尻市等による地場製品の販売、イセエビのみそ汁サービスなどが実施されました。

さらに、スポーツフェスタのゾーンでは、モンスターボックスやサッカーのストラックアウトなどニュースポーツが熱く繰り広げられました。これらの行事は、関係する産業団体、各種団体の努力及び町民の方々の理解に支えられ、毎年多くの皆様にご参加いただき、交流の場として地域活性化の大きな原動力になっております。

本年度もたくさんの町民の方々にご来場いただき、姉妹都市塩尻市の特産農産物の販売等を中心に各種イベントを満喫しました。今後も「フェスタ南伊豆」が秋の一大イベントとして町民の方々に定着し、町の活性化の一助となるよう鋭意努力していく所存であります。

3、伊豆ナンバー交換イベントについて。

伊豆は1つを合言葉に、平成11年より伊豆地域の観光振興と地域活性化を図るため、全国に先駆けて伊豆ナンバーの創設活動を展開してきましたが、国土交通省より平成17年7月29日内示を受け、平成18年10月10日伊豆ナンバーが誕生いたしました。本町では10月22日伊豆ナンバーへの切りかえイベントをクリーンセンター広場で開催しました。事前に申請した町民などの車両123台に伊豆ナンバーが交付されました。切りかえイベントには事前申請した普通自動車69台（公用車8台を含む）と軽乗用車54台（公用車8台を含む）が交換を済ませましたが、町が当初見込んだ200台の予定枠には達しませんでした。今後は新規登録や移転登録をする車から順次切りかわり、「伊豆ナンバー」が動く広告塔として全国に発信します。

該当地域は、三島市、熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の6市6町で、今後も一般車を中心とした「伊豆ナンバー」への切りかえを円滑に推進するための新たな運動の展開を図ってまいります。

4、第3回南伊豆町子ども議会について。

11月12日（日）役場議場において、議会及び教育委員会の共催で第3回子ども議会が開催されました。町内の小中学生が議会体験を通じて町議会の仕組み・規則などを学び、町議会に対する関心を深めるとともに、次代のまちづくりを考える機会とすることを目的として行われたものであります。中学生が議長、6地区からそれぞれ2名の小学生が議員となり、通

学路の工事期間・ふるさと公園の計画・ウミガメ・青野川・児童公園・過疎化対策などについて一般質問を行い、南伊豆町子供議会宣言を全員賛成で決議しました。

小学生議員の質問は、地域における子供から見た実情を把握した質問であり、議長を務めた中学生は議事の進行を円滑に行いました。南伊豆町の将来を担う子供たちが貴重な体験を通じて、地方自治の一端が理解された有意義なものであったと考えております。

5、第7回静岡県市町村対抗駅伝競走大会について。

12月2日(土)静岡市で第7回静岡県市町村対抗駅伝競走大会が開催されました。県庁前をスタートし、静岡市清水区の清見瀉公園を折り返して、県営草薙陸上競技場をゴールとする10区間、42.195キロのコースで行われました。

「市の部」には23市から28チーム、「町の部」には19町から19チームの合わせて47チームが出場し、郷土の期待を担った代表選手が初冬の駿河路を力走しました。

結果は、2時間30分42秒で「町の部」で9位と昨年の記録を上回り順位も大幅に上げました。これは6月から取り組んだ練習の成果をいかに発揮したもので、選手はもとより関係者の方々にも厚くお礼申し上げます。特に、2区の小学生の部で、南上小学校の原田桐弥選手が区間3位、勝負のかぎを握る5区一般女子の部では、橋本ゆか選手が7人抜きをし、区間2位の成績をおさめました。厚い選手層を誇る大きな市町の選手を相手に大いに検討をしました。

「町の部」で敢闘賞をいただきましたが、町の代表として走り「たすき」をつないだ選手、選手を支えてくださった家族、指導してくださった関係者の皆様の努力のたまものであり、重ねて厚く感謝申し上げます次第であります。

6、主要建設事業等の発注状況について。

平成18年度第3四半期(10月から12月)における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

焼却処理施設補修工事1,409万1,000円、株式会社タクマ東京支社。

以上で、平成18年12月定例会の行政報告を終わります。

議長(藤田喜代治君) これにて行政報告を終わります。

一般質問

議長（藤田喜代治君） これより一般質問を行います。

梅 本 和 熙 君

議長（藤田喜代治君） 6番議員、梅本和熙君の質問を許可いたします。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） まず、地域包括支援センターと認知症サポーター並びに成年後見制度について、通告により一般質問をいたします。

来年のえとはいのししですが、昭和22年生まれの団塊の世代が還暦を迎える年であり、団塊世代を対象とした商業、経済的な話題がある一方で、本年11月14日厚生労働省は、今から20年後の団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となる2025年には、要介護認定を受ける高齢者が本年度の1.7倍の780万人となるとの推計を発表しました。将来は320万人もの要介護者が増加し、介護が今以上に深刻な社会問題となることが目に見えています。

また、65歳以上に占める要介護者の割合は18.4%から22.3%に上昇し、介護保険給付費は今の2.6倍に当たる17兆円に膨らむとの見通しを発表しました。当然財源問題を含めた財政問題は重要な政治課題となります。

今月の6日の全員協議会でも、静岡県後期高齢者医療広域連合を設立して、老人医療の見直しをされることが報告されました。当然受益者負担の増加につながることであり、もろ手を挙げて賛意をあらわすわけにはいきませんが、医療費の増加に対応するためにはやむを得ない措置であると考えられます。

本日は、高齢者の社会福祉問題のうち、要介護者の身体介護だけでなく、日常生活のサポートや身上看護や財産管理の問題についてお尋ねいたします。

今、先進地自治体では認知症サポーターの養成を始めています。国は平成26年度までに全国で100万人サポーターの養成を目指し、認知症サポーター100万人キャラバンを推進しています。

過日新聞報道によりますと、沼津市は21年度までに毎年500人ずつ、計2,000人の養成を目標とする市民1%サポーター運動を展開中だそうです。私たちの町でも、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちづくりを目指して、認知症サポーターの養成講座を開催する考えはないのかお聞きしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

認知症は今や老後の最大の不安となり、そして、超高齢化社会を迎えようとする日本の最重要課題となっておるところであります。認知症はだれにも起こり得る脳の病気によるもので、85歳以上では4人に1人がその症状があると言われ、現在169万人ですが、今後20年で倍増されることが予想されているところでもあります。

本町においても、確かな数値はつかめておりませんが、認知症グループホームや特別養護老人ホーム等、施設また身近な地域で発症者が見られます。認知症の記憶障害や認知障害が出てくると、周囲が気づく前から本人は漠然と気がつき、不安に陥り、その結果、周りの人との関係は損なわれ、家族に大きな負担がかかり、共倒れになるケースも少なくありません。しかし、周囲の理解や気遣いがあれば穏やかに暮らしていくことが可能であるとも言われております。そのためには地域の支え合いが大切で、だれでもが認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族をさりげなく自然に手助けする、見守る支えが必要であると思えます。

いつ自分や家族がこの病気にかかるかわかりません。ですから、他人事として無関心でいるのではなく、自分の問題として認知症の人の理解者、応援者となる認知症サポーターの養成を昨年度厚生労働省が提唱し、この養成事業に静岡県等で取り組んできたところでもあります。本町におきましても、民生児童委員13名が90分の講座を受け、認知症サポーターの証としてのオレンジリングを取得しております。

なお、認知症の呼称が平成16年12月に痴呆から変更されましたが、この背景には痴呆は侮蔑的で高齢者の尊厳を欠く表現であり、その実態を正確にあらわしていないこと。さらに、早期発見、早期診断、治療の支障となり、治る可能性があるのに病院に行っても仕方ないという誤った認識を持ち、認知症対策の障害になっていることによります。これらのことから、認知症サポーター養成講座を町民対象に開講するよう検討を進めていきたいというふうに思っているところでもあります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 進めていきたいということで、それはそれで結構なんですけれども、

民生委員が今県の講義の中で、多分90分の講座を受けて認知症サポーターになったと。そして、この講座の実施主体者は都道府県とか市町村の自治体、そして全国規模の職域団体とか、企業と、こういうふうに限られています。

そして、先ほど言われたキャラバンメイトですね、全国キャラバンメイト。これがボランティアのシンボルで、グッズであるオレンジリングを授与するというので、ぜひ町長の方にも、この認知症サポーターを、沼津市が大体1%と言われます。それで、南伊豆で言うと1%は100人程度、今の民生委員の13人ではまだまだ少ないんじゃないかと。そして、やはり地域の中に大勢認知症サポーターがいるということによって、先ほど町長が話された内容の認知症に対する認識というものを考えていくと。そして、暮らしやすい、認知症の人が暮らしやすい町ができる。ということで、ぜひひとつこの点よろしくお願ひしたいと思います。

それで、さらに一歩進んでですけども専門的な問題としては、認知症高齢者の財産をねらう人から守るための、先ほど言いました身上看護や財産問題のサポートをする成年後見制度についてお聞きしたいんですが、弁護士会の方では成年後見人の引受人として何人ぐらいの人がいるのか、ちょっと私は不明ですが、司法書士会のリーガルサポートという組織がありまして、この組織では全国3,000人の成年後見人の候補者を養成しています。そして、さらに社会福祉士から成年後見人が家庭裁判所に選任されたりしておりますが、私もこの司法書士会のリーガルサポートの成年後見人の養成講座、これ12時間ぐらいの講座を受けるわけですけども、この内容を受けた中で考えたら、聞いておりますと、大分成年後見人が将来的には不足するではないかと、そういうものについて、自治体で成年後見人を養成するというのは困難だと思いますが、この点についてどのように考えるのか。

それと、先ほど認知症サポーターを養成することによって、認知症サポーターの中から成年後見人として適格者があらわれてくるんじゃないかということも考えられますので、この辺について、町長どのようにお考えか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

本制度につきましては、議員の専門分野と思いますが、お答えしたいと思います。

約100年ぶりに民法等が改正をされまして、2000年に新しい成年後見制度が成立をし、従来の禁治産、準禁治産の2種型から後見、保佐、補助の3種類の制度に改められたところで

あります。2類型から3類型に改められたところでもあります。認知症や精神障害、それから知的障害により判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な方の判断能力を補う制度であって、簡単に言えば、その方を法律面や生活面で保護したり、支援したりする制度であります。従来の禁治産等の制度は、宣告がなされると戸籍に記載され、プライバシーなどの問題があり、利用しにくいことが指摘されておりました。

一方、社会保障制度の見直しにより、長く続いてきた措置制度から契約利用制度に転換され、判断能力が不十分な本人が契約を行う場合の法的支援の仕組みづくりが急務となっており、急速に進む高齢社会への対応として、介護保険法の導入とあわせ、新しい成年後見制度が成立したところでもあります。その後、こうした背景の中で、障害者自立支援法、高齢者虐待防止法も施行されております。

ご質問の成年後見人の養成についてであります。これらの新しい成年後見制度により、家庭裁判所で選任される親族や社会的に信用・信頼のある第三者の弁護士や司法書士等にお願いすることがよいと認識をしております。が、現段階では地域で支援する力の維持が大切で、成年後見人の養成までは今のところは考えておりません。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 成年後見人を養成しろということは非常に困難なことだということも申し上げました。

それで、ただ問題は、この賀茂地区の私たちの業界の中でも2名程度しか、この成年後見人に、候補者に選任、立候補している人がいないわけです。ということは、非常にボランティア的な要素が多くなるもので、どうしても将来的には先ほど言いましたように780万ですか、このような高齢者の中の高齢者が要介護認定を受けると、その中で相当の人数が出てくるだろうと。どうしても第三者後見が必要になる人の数が多くなるということ考えた場合に、やはり自治体でもその辺のところを真剣に考えて、まず、認知症サポーターの養成をしていただきたいと、このように考えます。

それと、先ほど要介護者が780万ということ述べましたが、これからの自治体の最重要の政治課題というのは、老人福祉問題ではないかなと、私は考えているわけです。

それで、地域包括支援センターとしての健康福祉センターが必要と考えますが、この問題について3月の議会でも質問しているわけですが、町長はこの点どのように考えているのか、

ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この健康福祉センターにつきましては、前から質疑、ご質問等ございまして検討してきておりますけれども、今までも申し上げましたとおり、新たにということはなかなか今難しい状況と考えます。

そんな中で、既存の施設を何とか利用できないだろうかということの中で、例えば先般答申いただきましたけれども、厚生省の薬用試験場の跡地にあります建物の利用であるとか、その他いろいろ検討してきております。これについては現在も何とかしたいという気持ちでおりますので、その辺はぜひひとつご理解をいただきたいと思います。

でき得れば、今ある施設を一部改修してでもできないのかなという思いでおりますので、今のところは、そういうことでひとつ検討をさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 将来的には検討するということがいいんですけども、前町政時代に健康福祉センターの建設に着工しながら議会の反対によって中止となりましたが、そのとき町長は町議でしたが、旧厚生省の建物を改修するのが財政的に最良の方法であると、その理由で反対したと、このように考えますが、今般、旧厚生省の跡地の利用計画がふるさとづくり推進委員会から答申されました。これですよね。その答申の内容の中には健康福祉センターという考え方は一切出てこない。交流館という考え方が出ているわけですが、町長としてはどのような諮問をされたのか。こういう観光だけの形でのこれは答申になっていると思うんですけども、福祉の問題をないがしろにしたんではないかと、このように考えるわけですが、町長どうですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

あそこの跡地利用につきましては、今施設が残っております。そして、あれを何とかできれば利用したいという考えできましたけれども、しかし、非常に使い勝手が、建物の使い方も限られているという中で、あそこを総合的に、観光面もそうですし、そういう福祉の面も

今までも検討しましたが、そういったことを含めて跡地利用を検討していただきたいということで諮問したわけでありまして、特に観光だけという限ったことではありません。ですから、その中で出てきたのが先般のいわゆる今ある施設を一時利用するという案と、それから、あれを全部取り払って新たにという2案の提示がなされました。ですから、あそこはもう場所的にやはり今ある施設がもう不可能、利用にしても非常に使い勝手が悪いという中でも、そういう面の活用は難しいのではないかという判断のものと答申ではないかと思えます。

私は、ですから、それを受けて答申を尊重しながら、この福祉センターについても、また、別の面で考えていかなければならないなというふうな思いがしているところです。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 町長、今の答弁だとちょっとわかりにくいんですけども、この答申の内容、これちょこっと見たわけです、新聞報道でも聞いているわけですけども。内容は福祉の問題とか、そういうことは一切触れられていないような気がするんですけども、観光を中心にした考え方になっていると。

それで、今町長も先ほどの質問の中で、健康福祉センターは必要だと。そして、まず下田と賀茂郡の地域で健康福祉センターがないのは本町だけだと、こういうことは、当然福祉後進地だと、この地域は、と見られても仕方ないような問題になってくると思うんですけども、もう一度町長、健康福祉センターを本当につくる気があるのか。それともう一点、交流館というものをもしつくった場合の財政的な裏づけというのは、どのように考えているのか。こういう答申の中で出てくる、例えば新しいものを、交流館をつくるということになれば、これ相当の金額は必要になるのではないかと思いますけれども、その辺のことをもう少し、町長。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この答申を受けて、我々は今度この施設を整備する場合に、財政的な今言われたことをやはりこれは一番最優先に検討していかなければならないということだと思います。そして、交流館という今言われた、答申がなされておりますけれども、この交流館の中には一部福祉

的な考えも入っておるということですので、それらの中で複合施設としてできるのかできないのか、それも含めて。将来的には道の駅的なということも答申の中にありますけれども、その一部にやはりそういった施設を併用していくこともあわせ考えていくようにしたい。

ですから、財政的なことは、1番はやはり問題になってきます、確かに。ですから、関係の各課で今それぞれの事業をよく調べて、そして公立で補助してもらえるようなことで今早速検討に入っておりますので、そういうことの中で、福祉センターの計画についても、あわせて検討していきたいというふうに思います。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） いろいろ苦しいと思いますけれども、答弁も。実際問題、町長、複合施設というのは国・県の制度の中で、非常に補助金とか、そういうものがつきにくい形があるんじゃないかということも町長も長い職員の経験を持たれているし、そういうことはわかりだと思っんですよ。

ただ、その複合的な施設の中で補助金が取れて例えばやれるとしても、前の健康福祉センターにしたって1億円の大体国・県の補助がついたのに、それを町議会がけったという形になっているわけですが、こういう形の中でいった場合に、果たして新たな交流館をつくる時に、本当に財政的にそういうものが用意できるのか。そして、また改築するにしたって、これは改築だとなると補助金とかそういうものは余り出てこないのではないかと考えられるわけですが、この辺を真剣にもっと考えて、町民にもいろいろ情報を提供しアピールしていってもらいたいと思う、あいまいもこの形での発言はぜひやめてもらいたいと思います。一応、この件はこれまでにしておきます。

次に、情報開示のための地区懇談会の開催であります。私は多くの町民から町政が現在どのような方向に向かっているのか、共立湊病院は新築するのか、移転するのか、ジャングルパークはどのようになっているのか、合併はするのかしないのか、財政問題はどうか等々の質問を受けます。質問者には私自身の考えを述べていますが、町長の考えを町民が聞きたがっているわけです。

町長は、議員当時、合併に関する情報が少ないと、前執行部を批判していました。前執行部は地区懇談会を僕は何度も開催していたと思います。町長は、昨年11月からことしにかけて地区懇談会を開催しましたが、どの会場も出席者が20人前後で非常に少なかったと認識しています。3月の定例議会の一般質問で、私は3月27日、6首長会の後の記者会見で町長が、

住民に的確な情報提供をし、合併議論を高めていきたいと述べたことが報道されたのを知り、どのような形で情報提供し、合併議論を高めるのか。早急に検討し、議会と町民に提案すべきであると述べました。このときも地区懇談会はいつやるのか、年度内にやるみたいな話で私は伺ったような気がするんですけども、そういう中で、いまだに情報提供がされたこともないし、合併議論が高まったという感じもしません。合併するしないは別にして議論が高まらなければいけない。

まず、地区懇談会を開催する予定があるのか、町長に。考えがあるとすれば、その時期等をお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

地区懇談会につきましては、ご承知のとおり昨年の11月から本年の2月にかけて、町の重要課題であります新法によるところの市町村合併、あるいは小中学校の再編成及び共立湊病院の問題等について、町内の21会場で開催をしております。その後、現在まで町民からの貴重なご意見をもとに、関係機関との交渉、事務レベルでの調整、あるいは政策的な検討をしてきておりますけれども、それぞれさまざまな問題を含んでいることから、町民への情報開示の時期とともに、町民に理解していただくためには、これまでどおりの地区懇談会が果たして、今言われたような出席者の関係等もありますし、適当であるのかどうかを含めて検討をしているところでございます。

それと、合併関連について申し上げますと、県の支援策が示されましたが、ご承知のとおり、任意協議会の立ち上げで各市町のバランス等もあり、今後の推移を見ながら考えていかなければならないということもあります。その他につきましても、これらの情報提供については、今後またさらに、そういったことも含めて検討していきたいと思っています。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 今、町長、地区懇談会のあり方等を検討中という言葉がありましたけれども、どのような形の検討が出ていますか。それちょっとお聞かせください。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今までですと、例えば地区懇談会やったり、あるいは広報紙での情報提供等があります。その他につきましては、まだ担当課のところでは検討中でありまして、後で報告をということは具体的には申し上げられませんけれども、やはり最良の方法をもって提供をしていく、そして、住民に出てきていただくということで考えていくということをしなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） だから、その検討中と言っても、その地区懇談会以外のものを検討中と言われても、ちょっとはつきり出てこない。例えばインターネットのホームページで具体的に情報提供しているんですよとか、例えばじゃ、ブログというのは僕はちょっとわからないんですけども、ブログを出して、町長の方が意見を求めますよとか、そういう例えば情報提供、相互の情報のやりとりをすとか、そういう検討をしているとかと言うならまだ検討中でわかるんですけども、地区懇談会を、じゃ特別、町長、町長いいですか、地区懇談会を町長はやる気が今のところないということですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 地区懇談会は開催する予定ではあります、それはそれで。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 時期はいつごろになるのか、これもお聞かせください。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この地区懇談会につきましては、例えば合併の問題といいますと、それでいきますと、今県でそれぞれの市や町でこの説明会を開催しております。そういったことも含めて、そして、どうせもう開催するとなりますと、やはりこの合併問題が主になってまいりますので、それらとよく協議しながら順を追って、ですから、もう年明け早々にできれば、後ほどの質問でまたお答えする予定ですけども、例えば県の説明会を2月に、あるいは2月ごろ、そしてその次あたりというふうな、順を追って考えていきたいと。

ただ、それには、今、先ほど申し上げましたいろいろな合併の問題につきましても、状況が変わってきておりますので、それらもよく見きわめながら時期を考えないと、ということもありますので、いつということはここでは申し上げられませんけれども、地区懇談会は開催するという事です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 近いうちということで、近いうちというのは、例えば来年の初旬というか、そういうふうな前半期というか、そういうふうに考えてよろしいですね。

それで、今町長の方から、2月ごろに賀茂地域支援局の合併説明会を、2月というのはそういう意味だったと思うんですけども、この賀茂地域支援局の合併説明会が確かに松崎と下田市で開催されておりますけれども、当町で開催の考えというのは2月ごろ開催するという考え方でよろしいんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） これは県側の説明会ですので、私はここで時期とか開催するしないは申し上げられませんけれども、ただ、今までも県からは支援局を通じてほかの町も開催してきているので、南伊豆町でもという話は来ております。ですから、それらについては、我々は別に拒むわけではありませんし、開催時期については県の方と南伊豆町と協議するという話はしておりますので、県の日程が都合もあると思いますので、それにあわせてまた申し上げるだろうというようなことです。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 確認しますけれども、県の方で例えば、じゃ1月の何日ごろやりたいとか、例えば2月の何日ごろやりたいとかというような問い合わせが来た場合に、町としてはそれに対して対応していくということによろしいですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） その考え方でいいと思います。

6番（梅本和熙君） わかりました。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） 次の質問は、先ほど町長が答弁されたもので、今後の町政の方向性、どのように情報開示していくかというのは、これで聞いたということにいたします。

それで、次の任意合併協議会の設置ということでございますが、本年11月2日に開催された賀茂地区1市5町の首長会で、下田市長から任意合併協議会設置の提案がなされたそうですが、そのときの懇談内容は今月6日の全員協議会の資料として配付されましたが、町長は新合併特例法の合併期限である平成22年3月を念頭に置いて考えるとの発言要旨が記載されておりましたね。この町長の発言というか、要旨、これの意味することは何なのか。合併をするための努力をするというように理解してよろしいのか。それともそうではないんだということなのか。この辺ちょっと答弁をお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先般のいわゆる1市5町の首長会議でのただいま言われたそれぞれの考え方というのは、新聞報道もされましたし、先般の全員協議会でも資料として皆さんにお配り、説明したとおりであります。

そして、そこで私は前から言っておりましたけれども、平成22年3月末ということを上げてきました。それはやはり、今我が町の、前から言っております財政的なことであるとか、例えば先般示された県の支援策、こういったことを踏まえて、そして考えなければならぬけれども、もうそういう中で、やはりこの新法による期限を念頭に入れながら考えていかないと、たとえ今単独の道を歩むにしても、それは将来何十年もということは、とてもそれは今の我々の現在での財政状況等を考え、今ある資料等で推計してみますと、非常に難しい状況にあるということを考えますと、今できることはやはり、先般の行財政改革推進委員会の答申を受けての行財政改革を徹底して進める。そして、自立のまちづくりを進めていく。しかしながら、やはりその一方では、そういったことを念頭に置きながら考えていかなければならないという意味でのことを申し上げました。

そして、先般も皆さんにも財政シミュレーション等もお配りしたりしてお話もしましたけれども、そういう中で、やはり先般の1市5町の任意協の立ち上げという話が出てまいりました。ですから、そこで私は、それについては議会の皆さんのお考えを聞いて、そしてそれをもって次の会議に臨みたいということでお話をしたわけです。

そういうことですので、将来的にやはり我が町が単独でこの町行政をとということになっていくと、非常に現段階の状況等から考えて推計すると非常に難しい状況にあると、困難であるということの意味で私は申し上げました。そういうことですので、ご理解ください。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 確かに町長が言われたとおりだと思います。

それで、町長の方も新しい財政シミュレーションの中で、大体3年から5年後には基金の方も底をつく、そういう中での単独運営は非常に難しいと。できれば、できればじゃない、合併をしなければならぬというような発言の趣旨と僕はとらえたわけですが、今そのような趣旨であるということで答えたわけですね、町長。

それで、任意合併協会の参加についての時期尚早という考え方というのは、これはいろいろ考え方があるでしょうから、この点特別、今何でということはいませんけれども、町長に1つだけ、もう一つ聞きたいことは、例えば町長が22年3月を念頭に置いている、この合併新法の期限である、それまでには何とか合併をなし遂げたいというような決意だと思うんですけども、もしこれが破綻した場合に、例えばどういうふうにか考えるのか、町長が。そのところまで考えての発言であるのかどうかということを一言お願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの質問ですけれども、今進めている、いわゆる自立のまちづくりですけれども、これが、もちろんこれは継続して行っていかなければならない、ですからやはり、先ほど申し上げた状況であり、将来見通しであります。ですから、そこで今県から示されている1市5町という枠組みによる当町の合併問題。これを念頭にということをお願いいたします。

今、梅本議員の言われたのは、もしこれが実を結ばなかったらどうするんだということだと思います。それにつきましては、やはりそのときは我が町のあり方、その時点で、さらに将来の予測を立てながら、今進めている自立のまちづくりをなお一層進めながら、また新たな、あるいは合併議論等も起こってくるかもしれませんが、その時点ではやはり考えていくしかないじゃないかなと。今ここで、仮にそれらを想定しながらのお答えというのはちょっと私にはできません。何しろ今できることは、もう徹底した行政改革、行財政改革を進めながら自立のまちづくりを進めていくんだと、それが基本にあるわけです。

ところが、それとても将来的には非常に難しい状況下にある。難しい中での、先ほど申し上げたようなことでありますので、その点をご理解願います。

そして、先ほど申し上げた1市5町という枠組みが今いろいろな、それぞれの市や町が状況にあって、なかなか、はっきり言ってあしたにはそろいません。ですから、今度また、それらについての我々の首長会議が開催され、そして、それを受けて、じゃ県の方の構想の言うところの枠組みは1市5町どうなんだということになっていくじゃないかと思っておりますので、今後のそういったことを、状況をよく見きわめながら私は考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 今の町長の答弁ですと、1市5町の合併には特別こだわらない部分もあると、柔軟に対応すると、状況の流れの中でと、こういうふうにとらえてよろしいですか。わかりました。

それでは、相反する質問になるわけですがけれども、自立のための財政計画、これについて質問いたします。

この質問は、この任意合併協の中のことではほとんど話されているわけですがけれども、通告書どおりに質問させていただきます。自立のための財政計画はできたのか。できていない場合はいつごろできるのか、明確にこれをお答え願いたい。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

当町におきましては、平成15年度から毎年南伊豆町財政見通しとして現在の総合計画、過疎地域自立促進計画等に沿って計画を実施した場合、財政収支はどの程度まで悪化するのかということで予測を立てて、そのギャップを解消するためにはどのようにしていけばよいかを考える資料としてやってまいりました。本年度からは事業計画については、各課からヒアリングを行い収支均衡となるよう調整を図ってまいりましたが、本年度作成いたしました財政見通しでは、収支均衡までには至っていない状況であります。賀茂地区における合併構想で県が合併支援の新プランを示し、合併に対する論議が再度活発になる中、今後の南伊豆町の歩むべき道の選択肢の1つとしての自立のまちづくりを推進していくためには、財政計画は重要な指針となり得るものでありますので、次回作成する南伊豆町財政見通しでは、収支

均衡を前提として、財政見通しではなくて財政計画として公表できるよう鋭意努力してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 今の町長の意見に対しては安心したんですけども、破綻ということもあるだろうと、そういう中で財政計画を立てると、例えば財政計画を立てるとなったら相当厳しいものになると、これいつごろ立てるのか。そして、例えば自立をやっていくための財政計画は、このようなものであるということをやはり町民に情報提供をして、それでも自立がいいというのであるなら自立の方向性を選択しなくてはいけないだろうし、やはり早いうちにそれを用意してもらいたいと思いますが、町長はどの程度の期間を考えていますか。

例えば、その自立の計画というのは、少なくとも僕が考えられる範囲で述べますと、削減できる場所は何なのか、人件費しかないじゃないかと、本当に何を削減していくのかという問題があると思います。そういうことに対して町長が決然として自分の決意を、その財政計画に織り込むことができるのか。そして、いつごろまでにそれが財政当局に指示ができるのか、町長からも。これをひとつお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのご質問に対しましては、今予算編成に入っております、先般財政シミュレーションをお渡ししましたけれども、そういったことも含めて将来予測を立てながら進めております。

ですから、今年度、19年度、新年度に入りまして、新年度予算の反映をさせながら19年度中にはそういったことを、計画を、より詳細なところを立てていきたいというふうに思います。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） ということは、町長、19年度中ということは、来年の3月ですか、来年じゃない、再来年の3月ですか、再来年の3月には新しい自立のための財政計画はこうですよというものが提案できると、相当厳しいものになると思うんですけども、ぜひそれはよろしく願いいたします。

それで、特に町長の方をお願いしたいのは、その自立のための財政計画も当然なんですけれども、今まで財政シミュレーションが16年2月に町でつくった財政シミュレーションがあり、そして県の方で17年10月に出した財政シミュレーションがあり、そして、今回の財政シミュレーションがありますよね。この3つとも財政シミュレーションが当町にとってはそれほど大きな相違がないと。大体21年ごろを目安に、町長が言われているように、今の現状のままの形で行くなら基金も取り崩してゼロになるだろうという見解になっているわけです。

そうすると、この3つが大体同じ状況でのシミュレーションを出しているということは、非常に信頼性が強いものになるのではないかと、そのシミュレーションは。そういうことを考えたときに、町長の方にはもう少しこのようなことを町民の方に情報提供していくということも必要ではないかと。そして、やはり南伊豆だよりでしたか、そういう中でもそういうものを単純な形で提示していく、これはもう本当に必要だと思います。

そういう中で、自立しますか、それとも合併しますか、皆さんのご意見をお聞かせくださいと。そして、私がよく聞く話の中でも、やはり資料がないから自立なのか、合併なのか、町民一人一人が迷っているのも事実だと思います。資料のないところで判断しろという、議会自体だって、今ある資料が非常に少ないと、その中での判断、当局より少ない資料の中での合併なのか、自立なのかという判断をしているわけで、もう少し情報が出てこなければいけないと、このように考えますもので、ぜひ町長の方から、情報をもう少し出していただきたいと。

そして、一応町長の決意は聞けましたもので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君の質問を終わります。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

漆 田 修 君

議長（藤田喜代治君） 8番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 通告書に従い一般質問をいたします。

最初に、教育基本法と我が町の教育行政についてを質問いたします。

質問要旨の細かいところは、その通告に書いてあるとおりであります。近ごろのマスコミには、いじめとか自殺、それから虐待、そして疑惑の情報が躍りまくっております。そんな中、教育基本法改正案が衆議院で採択されてしまいました。一連の教育現場での悲しい出来事、生徒や校長の自殺やいじめの事実、そして必修漏れ問題、教育委員会の形骸化など、そういった種々の事象が、ほら見ろ、教育は崩壊している、だから教育基本法の改正が必要なのだという論旨で結びつけられているようであります。

しかし、夢も希望も持てない子供たち、そして何も動けない現場での教師たちを生み出しているのは、現行の基本法ではなく、今の日本の社会であります。法をいじって現場の苦しみが解消するとも問題が解決するともだれもが思っていないのであります。

そこで、改正法をしみじみ読み返してみますと、前文1つをとっても、改正法より現行法の方が深みがございます。つまり、現行法では民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示すと、ここにあります。決意を示して、この理想の実現を教育の力に求めたとあります。

一方、改正法では、世界平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うと決意が願いに格下げになり、これまでなかった公共の精神を尊び、我が国と郷土を愛するという文言が入っております。そして、公共の精神とは、個人より公共の利益を優先させようと心がける気持ちであり、いわゆる国が決めたことを優先させろということで、個人が国より上位にあることは諸悪の根源で、みんな勝手なことばかりしおってけしからん、という隠されたメッセージを感じてしまうのは私一人でありましょうか。

そういう、そのお上が今なにをしているかということ、タウンミーティングでお上大好きすりすり人間を手先に使って教育基本法改正の言論誘導し、一部には謝礼を払っていたという疑惑も浮上しています。少なくとも民主的で文化的な国家のやることではないと、まことに恥ずかしい。

小泉前首相は、悲願の郵政民営化のためには衆議院を解散させて刺客を放ったが、安倍首

相は教育基本法改正と憲法改正が悲願らしい。私である個人の悲願のためならなりふり構わず何でもやってしまうということである。自分たちは公を最優先させておいて、国民には個より公共の利益を尊べということでありましょうか。

現在の教育の崩壊は、もっと深い社会の土壌の変革に発しているものだと、だんだんみんなが気づいてきているのであります。現行の教育基本法が悪いから現在の教育の混乱が起きているのではなく、国も教育関係者も現行法が求めた姿にほど遠いということが問題なのであります。今、国会では参議院の特別委員会で審議中ではありますが、多分改正案が採択されるのであります。

そこで、同改正案に対する教育長ご自身の見解と、あわせて採択を想定される中教審の中の教課審答申に基づく評価変更など、我が町の教育行政はどのようになるのか。まず、予測の部分がまことに多いんでありますが、まず、第1点目です。お答えをいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（藤田喜代治君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 大変大きな問題ということで、私の方でお答えいたしますけれども、教育基本法の改正の時点というのはですね、半世紀以上たって、社会が大きく変わった、そして、教育全般にさまざまな課題が出てきます。であるから、それに対応して変える、こういうことでございました。

私の基本認識ということではありますが、正直なところ、今なぜ急いで改正かという疑問を私自身も持っていることは事実であります。その辺の認識は議員と全く同じでございます。つまり、それほど旧教育基本法というものはすばらしい理念と目的を記した法律だということでございます。しかしながら、新法の中で、大学の項、それから家庭教育、幼児期の教育、家庭・学校・地域の総合教育という項目立てをして取り込もう、これは7条を生かしておりますが、この政府のご審議というのもよく理解できます。つまり、今最も改善を必要としている分野などにご配慮ということだからでございます。

安倍総理は、美しい日本、この本を7月に出したんですけれども、その本の中に憲法、教育基本法、これは占領時代につくられたままとはっきり示しております。つまり、主張の中で、この憲法、教育基本法は一体として変えていくべきものであるという主張になるうかと思ひます。

もう一つ、愛国心論議がよく言われておりますけれども、これは、安倍首相はこの本の中で、郷土愛をはぐくめば、その延長線上で国への帰属意識が生まれると、こう申しております。

す。姿勢としてこれを盛り込むか否かということが論議されたと思いますけれども、いずれにしても、規定されるされないはともかく、国を愛することというのは育成しなければならないということは間違いのないことです。

先ほど議員がご指摘の中で、一番大事な点だとは思いますが、個人か国か、これが常につきまとう課題ということでございます。むろん弱者である個人を守るのが国ということでありますから、この新しい新法の適用が逆転しないということを祈るものでございます。

それから、こちらへの通告書の中ですね、教育を取り巻く諸事件との関係ということでご質問がありましたが、今ご承知のように、高等学校の履修不足の問題とか、あるいは、これは学校を問わずいじめの問題というようなことで大変世間を騒がせております。私も法律を変えたからということで、完全にこれが変わるものではないし、当然そう思っております。履修不足の裏には大学入試のあり方、あるいは競争社会が求めるもの、何を求めるのか、正しい知識、あるいは、民主主義のルールといったような大きな問題が横たわっています。

また、いじめにはご承知のように、単にこれは子供社会だけの問題ではございません。大人社会のあり方をも問うていく問題だということだったのであります。しかし、新しい教育基本法によって、学校・家庭・地域住民が教育に果たす役割ということを再確認し、そして、教育振興基本計画というのを策定するようなことをこの中では言っているわけですね。ということになりますと、行政に重点施策を掲げて、実際に実施せよという強制力、これが強まる点だけは確かであると、こんなふうに思っております。

それから、この改正を受けて、町としての教育行政のため当町の対応はどうなるのかと、こういうことなんでございますが、ここが本論のところだと思います。私はこう考えております。

まず、第1の課題は、新法の第10条であります。家庭教育の再構築ということであろうと思います。幸い南伊豆町には、朝御飯を食べさせずに通学させるという者はほとんどございません。しかし、虐待を疑問視されるケースというのは、昨年度一、二件ございました。これは大都市だけではございません。それからテレビとか携帯電話ですね、そういうのに凝っちゃって夜更かしする、朝寝坊するというような、いわゆる子供の生活の負の現象、これは南伊豆の子供にも押し寄せております。

議長（藤田喜代治君） 教育長、質問者のところを通り越して、次の方へ入っていますので、質問者の方は了解しているようですね、質問者、よろしいですか。

8番（漆田 修君） 一たん、じゃそこで。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 質問要旨の細則の中の1と3を最初にお答えいただきまして、その後、いじめの根源の問題とか、基本法との絡みでお話を実はしたかったんでありますが、一応2番目の教育を取り巻く地方自治法との関係というところにも関連の質問をさせていただきたいと思います。その後、教育長のお答えを賜るという形でお願いしたいと思います。

その中では、先ほど教育長が先に申し上げたんですが、公立の高校の未履修の問題ですね、それから、公立の小中学校においては、そのいじめの問題ですね、いじめ問題がさきにも、教育長は釈迦に説法になると思うんですが、中曽根臨調の後の教育行政を受けまして、大きく、その後平成に入りまして教育行政がゆとり教育ということで大きく転換されております。その中における弊害というものは、学力の低下問題が起きて、初めてそこで新たにまたもとへ戻るといような大きな行政の流れとしてはそういう中にあるわけではありますが、その中において、これは教育長、参議院の教育基本法改正の特別委員会ではありませんので、そういう大きい話はそのぐらいにしまして、ただ、その自治体の中の教育はどうであるかということに視点に置きますと、例えば、そのいじめの問題にしても、実は私、11月の末に7校を中間監査で実は回らせてもらって、各校長さんに、実際にいじめはありますか、ございますか、不登校はございますかと尋ねました。共通に各校に尋ねたんですが、実際に不登校は実在すると。ただし、それがいじめとは直結はしていないという返事が多かったですね。

教育委員会としては、そういうものを既に捕捉して特定されていると思いますけれども、そういった一つ一つの問題が実は大きい意味を持っているわけでありまして、結局、競い合い、子供たち、生徒、学童の競い合い、それから最終的にはそれが一流高校へ入って東大行って、財務省の官僚になって、最終的には次官から政治家になる、これが一番のエリートコースだという概念というのは、やっぱり産業界にも、一般の社会人も持っているわけですね。

ところが、ゆとり教育のいいところは、そうではないよと、みずから考え生き抜く力を養成するんだと。そして、それぞれの教課審の答申に基づいて教課も変えたと、そしてそれぞれの現場においては、それから出先の都道府県の教育委員会においても、それに即して教育行政をやってきたはずなんであります。

ところが、ここへ来て、教育基本法が改正されて、それが即直るかということ、さっき教育長の答弁されたとおりでありますけれども、直らないんですね、もっと深い根源があるわけ

であります。それは何かというと、競争社会なんですね。子供の社会に競争社会原理を持ち込んだということがそもそもの、落ちこぼれ問題もそうでありますけれども、それが一番の根源であるということです。そこにメスを入れなくて、公共の精神とか、奉仕の精神を入れれば、そういう子供社会の崩壊は即直るであろうということがそもそもの間違いなんですね。

ですから、その認識は先ほどの教育長答弁と私とは同一であります。その辺の答弁をいただいたから私は満足してはいますけれども、いま現在満足しておりますけれども、諸事件との、教育を取り巻くもろもろの事件との関係でいきますと、町内においては、具体的に私が先ほど申し上げたとおりでよろしいんですか、認識としては。もしありましたら、ちょっとご答弁賜りたいですが。2番です。

議長（藤田喜代治君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 今、お尋ねの点は、実態というか、今周りでも起こっている問題、いじめ、例えば不登校、そういったものの実情はいわゆる全国的な状況と比べてどうなのかということでしょうか。

その点については、本町は全国的な、要するに先ほどちょっと申し上げ始めましたが、テレビ、携帯電話、その他の影響で子供の生活は夜更かしの子供がふえたりと、こういう現況というのは、南伊豆でも例外ではありませんということは申し上げました。いじめということではありますが、これは実は先だって文科大臣からの、11月中ですか、メール、中身は自殺にからんでの大臣通達というか、メールを出しましたね。これを各学校へもちろん伝えたくわけですが、その時点までのいじめというようなこと、南伊豆町内の報告、これは校長に求めていますけれども、いわゆる長期間にわたる陰湿ないじめ、これはございません。それはないということですね。前に町PTA一斉集会なるものがございまして、PTAの皆さんの前で、ないと、こういう話をしたところが、そのアンケートの中に、私の子供はいじめられていますという方からのアンケートで上級生からいじめを受けていると、うそをつかないでくれと、こういうようなアンケートをいただきました。

いじめというのは、なかなかそれほど発見が難しいと、こういうことなんでございますが、各学校には当然学校でよく点検するようにということで連絡いたしまして、報告は徐々に届いて、今のところそういうことが判定できないと、こういう状況なんでございます。

いじめを見つけるということは、年齢が進めば進むほど巧妙になりますので当然わからないようにやろうとする、当たり前のことですけれども、なかなか見つけられないということ。

学校内でやらないためのものですね、ということでございますが、やはりより早く見つけようと、うちは。いろいろな工夫をして見つけていこうという姿勢は必要であります。

もっと大事なことは、見つかった後の対応、こちらの方が大事だと思うんですね。これはそれぞれ工夫してやるわけなんですけど、幸い2つの中学にはスクールカウンセラーというものが入ってきております。そして生徒指導相談員というのが毎週各学校を回っております。ということで、発見をしやすいですけれども、その後の対応についても、お力添えをいただくということで、教育委員会の中ではそういうことで考えております。

南伊豆町の問題に対する状況というのは、不登校もございまして。不登校も数件ございましてけれども、いわゆるいじめに絡んだ不登校ではございません。ということだけご説明いたします。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 教育委員会、そして教育長が一生懸命やっておられることは私も十分認識しておりますけれども、そこで、実はさきの中教審の答申を受けまして、公立小中学校ですよ、のお話ですが、学校選択制と学校評価制度、これから施行されて具体的に動こうと事業展開の緒につこうとしておりますけれども、その中で、特に東京都、大都市部、東京都の足立区の例がよく引き合いにされますが、学校選択制をされたために、小中学校が廃校に追い込まれたというようなケースが具体的に出ておりますね。これは公立小学校の中においても、いい学校と、いい先生たちがそろっているいい学校と、それから悪い学校という、その選択が二極化されていると。同一の学校区内にある生徒は、よりよい学校を求めてそちらに行きますので、規定数に満たない学校は学校の運営として存続し得なくなると。したがって、廃校になると、こういう例がそこで示されていると思うんですが。

ですから、私どものような過疎地域の7校の小中学校と東京都とか中核市の小中学校のありようは違っておりますけれども、具体的に生徒としては、これは導入、過疎地であろうが、都市部であろうが導入は均一的に受けざるを得ないんでありますが、そこで、学校評価制度と、それから選択制、選択制はどちらでもよろしいです、当地区においてはそれほど影響ありませんので。評価制度そのものについてはいかがですか。どういうお考えでられますでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 学校評価制度がありますね。実は学校評価そのものは、これは大昔

からずっとやっていることなんですけれども、要するに学校内部で教職員による学校評価、つまり身内だけの評価ということになります。これはずっとされております。今度は外部の評価をいただこうと、これがさきに言っているものであります。学校評議員制度というのが数年前にできましたけれども、これもそれに連動する内容ということになるかと思えます。

安倍内閣の直属の教育再生会議というのができましたね。これによると、何と未成年である子供にまで評価させよう、こういうようなことが今論議されていますね。これはお話にならないでしょうというふうに私は感じております。未成年にそんな判断力はございません。それはやはり間違いであるというふうに思いますが、ただ、学校評価そのものを地域に、あるいはPTAの方々、これらを加えて評価していただくと、これは真面目な話としていいことではないかと、このように私は思っております。

ちょっと先ほどの学校選択のことでちょっとだけよろしいですか。

議長（藤田喜代治君） はい、どうぞ。

教育長（渡邊 浩君） 学校選択制であります。品川区、それから足立区等でやっておりますが、これは南伊豆で例えばやったとしたらどうなるか。例えば、学校統合のことをとやかく考える必要は全くなくなりますね。どこかに一極集中していきますから統合問題はゼロですね。そういうことで、まことにぐあいがいいという、教育委員会においては面もございしますが、しかし、大変恐ろしいものです。やはり地域の小中学校というものは、その地域とともに歩んできた歴史、あらゆる歴史を持ってありますし、地域というのは地元の学校を愛しているということがございます。

ですから、それとの折り合いも、いわゆる普通教育を授けるのに、義務教育を授けるのに、この人数では無理である、一定のそれは連帯というのがやはり含めて考えることであります。やはり今の地域の歴史を学習して選択をしていくというようなことは田舎には向かない、大都市の集中部、町の集中部だけであろうと、そんなふうに考えています。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8番（漆田 修君） 実は、私ちょっとこの壇上でちょっとびっくりしているんですが、教育基本法の早急改正に対する、それを否定的な、現職の教育長がそういうことを公の場で言っているのかなと思いつつながら実は話をしているんですけれども、そういう意味では非常に勇気がある、教育長は偉いと、私はこの場で称賛したいと思います。

それで、町内の教育のことも隔々まで、少人数と、学校が少ないということもありますけ

れども、賀茂郡の37校のうちの7校でありますから、ですから、目で見える、管理できるという側面もありますが、非常によく管理しているなという認識を私も持っております。ぜひとも今の姿勢で我が町の教育行政を推進していただきたいと。教育基本法改正についても、当然今度カリキュラムが大分変更になってくると思うんですね、数年先にも。それを受けてどうするかというようなことも、よく現場の方と円滑にお話をしまして、お話というか、指導をしていながらお願いしたいと思います。

以上で教育関係については質問を終わりにして、次に行きたいと思います。

次に、行財政改革と行政評価というテーマであります。実はこれ先ほど第1番目の議員が発言しました、もろもろの大きい財政とも実は絡んでくるわけであります。これは町長、ことしの3月議会で行政評価の具体的な庁内プロジェクトの進展はどうでしょうというような私は質問をしたんですが、そのときには12月中に何とかまとめたいと、それを報告の形としてまとめたいという答弁を私そのときにいただいた記憶がございます、議事録にもそう書いてありましたけれども。それが具体的にその動きが全く見えなくて、行政評価そのものは、今言った、例えば、たまたま先ほど町長答弁にありましたヒアリングで来年度予算の策定期で、削減に削減を重ねて、これ以上できないよということは、今のスタイルのままでいきますと、当然そこまで来てしまうと、それを解決するのは行政評価システムであるということを私は前に申し上げました。

ですから、それは実際の規模が大きかろうが、小さかろうが、それはシステムとして導入して、それをシステムに自立作用を設けさせて、どんどん循環サイクルを回転させていけば、何ですか、ある程度の成果は上げ得るんであろうということも3月議会でも申し上げた記憶がございます。

そこで、第1番目の評価制度の概要が報告されるということでありましたけれども、今現在の進捗とか、その経緯はどうなっているんでありましょか。それをまず最初にお答えいただきたいと思うんです。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

本町におきましては、平成18年3月に第3次の南伊豆町行政改革大綱及び第2次南伊豆町行政改革推進実施計画、いわゆる集中改革プランですけれども、これを策定いたしまして、本年度におきましても、同計画に基づき行財政改革の推進に取り組んでおるところでありま

す。

ご質問の行政評価につきましても、行政改革推進実施計画において、平成18年度中の導入を目指すこととしており、平成17年度から引き続き職員におけるプロジェクトチームの行政評価部会におきまして検討を進めてきております。

本町の行政評価につきましては、行政改革大綱にもありますように、目標管理に重点を置いた簡素で明快な評価シフト、評価基準を用い、すべての事務事業を対象として資するとともに、主要な事業及び新規事業につきましては、詳細な評価シフトによる評価を実施し、事業の重点化を図ることとしておりまして、総務課及び行政評価部会において、対象とする事務事業、評価方法、評価シフト、指標等についての検討を実施してきております。

それで、現時点におきましては、各課等における事務事業の調査を実施し、各課等からの報告を受けました事務事業を評価対象区分ごとに選別する作業が終了しております。そして、評価シート等についての検討を実施した段階でありまして、当初の予定からは若干おくれておりますが、今年度中には制度を固めまして職員への説明会を実施し、平成19年度におきまして執行導入を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 今年度ということは、通年ではなくて3月ということなんですね。3月末ということですね。3月議会では12月と言っていましたけれども、多分第3四半期の末には間に合うだろうと、それが1四半期おくれたということですか、スケジュール的には。

そこで、それはよく三重県とか宮城県あたりではベンチマーク方式を使っておりますけれども、例えば数とか量で認識測定できないような事務量がございますね。例えばソフト的な内容のものについては、どういう、これは細かいプロジェクトの内容の話まで入ってしまうんでありますが、その辺はちゃんと論理的にはクリアされているということですね、計測認識の手法が。いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 今、総務課のなかではそれぞれ研究をしているところですが基本的には職員の負担にならない本当に簡素な評価方法を今考えてございます。具体的に来年から 対応策と目標管理型の事務事業という部分について庁舎内で一部実施してございますけれども、 というふうに考えています。施行の段階で考えて

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 具体的な手法は、そういうロジックが間違っていなければよろしいわけですね。例えば、第三者に対して、その納得性のある手法を用いてあればよろしいと思います。参考例は、その都道府県で現実に既にやっているところもありますし、大きな政令市等もそれを、その制度を執行しておりますので、ただ、これは先ほど、私も何回も申し上げますが、予算策定で切るところは切って、目いっぱいやっているけれども、これ以上ないよというところまで、実は今の行政評価制度を採用しないと、そういうところまで行ってしまっても、どん詰まりになってしまう。

そして、あとは市町村合併とつなげて話をするわけでありませんが、しょうがないんで財政も無理だし、じゃ市町村合併すれば何かいいことあるんだろうと、じゃそっちはやってみようかと。先日も伊豆新聞にもありましたけれども、伊豆市と伊豆の国市の合併の成果を住民にいろいろ問い合わせたら、何もいいことはない、財政は潤っていない、自分にも何もないと、最終的には財政は、行政はあきらめて自分らの経済をしっかりと固めるしかないよと、その中で例えば、行政がかかわることと言ったら、従来の国の機関委任事務ですね、戸籍であるとか、年金であるとか、国保であるとか、そういったものは頼らざるを得ないけれども、それ以外はもうあてにしないよと、行政なんかあてにしないよと、そういう自治体が非常に多かったんです。そういう表現でありましたね、その新聞の内容は。

そして、全国議事会の事務局長のさきの議員研修会、郡の議員研修会でも一部政令都市を除いて、それぞれの3,200の市町村が1,800になったけれども、それほとんど皆無に近いほど成功したという自治体はなかったというような話もされておりました。

ですから、財政が行き詰まった、そしてやむを得ない、市町村合併すれば何とか夢が、そういう夢を抱くわけですよ、合併すれば何とかよくなるだろうと。それで、道路事業の補助にしても、合併特例債の道路事業ですね、合併される自治体と中核となる合併する自治体、それを結ぶ道路事業にしても、実際は7割と言いましても1割ですから、65ですね、65を5年間で低減していくわけでありまして、そういったものも新市におけるそれは財務負担として当然引き継がなければならないと、こういったもろもろのことがあるわけでありまして。

その中で、自立の町を選択した我が町としてはどうするか、じゃ財政をシミュレーション組んでいだけでなく、その投資的な事業の中の2億数千万、さきの全員協で提示されましたね。その事業、投資的な事業そのものも果たしてそれが適当であるか、妥当であるか、町

民のためにどういう行政サービスをするべきであるかということに対する納得性がないわけです。社会的資本整備をするんだと言いましても、本来であれば、業者に発注すると、その分が支出の設計書として非常に格だと、割高な予算を計上しなければなりませんね。ところが、矢祭町の例でありませんが、自分たちで材料を支給して、町職員と現場の住民と一緒に、共同作業して、そこである1つの道路を完成するとか、そういう手だてはいくらでもあるわけでありませぬ。

その行政の例えば予算策定と、それが決算されて次の予算に反映するという、それを連結する1つの魔法の、打ち出の小づちみたいな格好に位置づけられるのが、私は行政評価だと思っているんですよ。これについては、早急にやっていただきたい。3月と言わず早急にやっていただきたい。もし、ふん詰まるようでしたら、行政改革特別委員会で提言した行政評価のレポートもごさいますし、具体的な文献等も用意しておりますので、議会とで一緒になってやろうではありませんか。いかがでしょうか、その辺を町長、お考えを。当然執行権の二重構造になりますけれども、そういうプランニングについては一緒になってやってもいいと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今、漆田議員の言われたことは私も認識しておりますので、それらを頭に入れながら検討してまいります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） わかりました。今のことはしっかり私覚えおきます。後で言わなかったなんて言わないでくださいよ。

それでは、2番目の問題の外注管理の一元化の方の問題に移りたいと思います。

これは市内の改革プロジェクトチームが、特に需用費の中の消耗品関係については、外注の窓口を一本化して、より高品質で、より安い消耗品を一括購入して、各それを必要とする部局に配置するという形で、外注管理の一元化システムを採用されたというぐあいに認識しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。それを最初にちょっとお答えください。そういう認識でよろしいですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） それでいいと思います。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） そして、それが所管元である総務課からことしの、今年度の4月ごろだったでしょうか。事務事業の、当然課局の統廃合がありまして、分担の事務量を平準化するという意味で出納室ですね、出納室が現在やっているということであります。これはその経緯でありますけれども、それは事実としてそういうとらえ方をしておりますけれども、その中で、実は教育関係の7校についての消耗品も、これ振興事務費ですね、特に。管理事務費でなくて、振興事務費等についても対象としたということではありますが、その発端は、発端というか、そのスタートの考え方はどういうことだったのでしょうか。これは町長でなくて総務課長でいいですけども、総務課長、もしわかったら。どうしてそうなったかということをもっと最初にお答えください。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 消耗品の一括管理につきましては、昨年1年間の試行の後、導入いたしました。確かに議員おっしゃるとおり、学校関係については、教育委員会が入っていない。これからのこの制度の中で、教育委員会を含めた全庁で試行しております。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） その制度に移行したという、移行を決断したという裏は、その経済性であるとか、予算執行の効率性とか、そういうことは当然入ってあったということですね、ありましたね、今、総務課長があったというふうにならずに肯定しておりますので。であるならば、例えば、当然そのシステムを享受する側、7校の振興事務費の事務担当者にしてみれば、そういうイベント、各種の総合教育であるとか、に必要なもの、だから、運動会とか音楽会とかいろいろなイベントが校内においてございますが、その中で必要とされる各種の需用費、消耗品関係については、あらかじめ計画的に物品の洗い出しをして、実はこれこれこういうものがいついっかに必要になるということを、実は担当の窓口に出していただくはずですね。そういう形はどうなんですか。その流れの、フローの説明をちょっとしていただけますか、総務課長。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 学校の職員から教育委員会、そして会計室等になるわけでございます。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 現実には、月 2 回、15 と月末に締め切りがございます。それは、その締め切った時点で、締め切ると同時に、出納課の窓口ではインターネットの公開となるわけですね、実際には今年の、先月は 200 何品目の品物が教育関係の方だけでなく全体で 200 何品目がホームページのインターネットで開示されておりました。例えば、その中には鉛筆 1 本とか、そういった非常に小さい物までも開示されているということです。それを公開見積もりで開示して、そして、それぞれの専門業者にその部分を当てはめていって見積もりをとる。それで、一番安いところにそれを発注するという形ですね。それが 15 日と月末にそれを、その作業をやりまして、商品の調達が来るのは、それからまた後なんですね。

本庁においては、そのスタイルは私は容認できると思うんですよ、本庁においては。出先は果たしてどうなんだろうなということちょっと感じております。具体的に 11 月の末に 7 校の中間監査で回ったときにも、私は各校に同じ質問をいたしました。現在試行されている外注管理の一元化の、予算に対する一元化の方式はいかがでしょう。そうしたら、おもしろいことに、7 校の校長さんが全部それを否定しました。これは非常にまずいと。例えば大量に要するペーパー類であるとか、そういったものについてはいいんですが、例えば緊急性を要する小さな物まで月 2 回しか発注ができないんですね。

例えば、春先の、これは南崎小学校であった話であります、春先の種苗ですね、苗とか種を植える教科がありました。それは間に合わないんで、その教科はあきらめたというんですね。あきらめて別のものをやったということなんですよ。7 校共通、7 校の中の各学年ごとに総合教育というのがございまして、これは教育委員会が一番承知しているんですが、それらについても変更になる場合があるらしいですよ。そうすると、当然そこで必要とされる消耗品等については、しょうがないから先生が自分で立てかえて買う、それを購入するということもあるらしいんですね。

1 つの顕著な品質の問題で言いますと、求めた物に対する品質と大分乖離したものが調達されたという面で話しますと、三浜小学校の運動会に、風船割りがあったらしいですね。これちょっと具体的に話をします。練習のときには、ある学校で購入した、実際先生が払っているんですが、その風船を置きまして、児童たちがそれを割って次のゴールへ行くという種

目であります。それが運動会の当日に支給された風船は、品質が非常に劣悪で、その大きさに膨らませて地面に置いただけで割れてしまうということがあったらしいです。

ですから、そういう緊急性を要する問題、そしてあと、品質の問題ですね、高品質の物、安ければどんな物でもいいというようなことではなくて、ですから、そういったことも含めまして、外注管理の一元化をもう一度見直して、何というんですか、廃止じゃないですよ。見直すという考え方は町長どうでしょうね。もう一度検討を加えたら私はいかがと思いますけれども、どうでしょうか。ぶっつけ本番の質問になりますけれども。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） この件については、まことに申しわけないんですが、17年度から試行しています、消耗品の一元管理は財政的な効果を申し上げますと、16年度で5,395万7,000円、平成17年度で3,909万7,000円、1,486万円の歳出の削減がございました。一応12月現在、今現在の支出状況で1,762万円という形で、17年度決算と比較しても1,500万円程度の減額でございます。

この試行的な導入のあれですね、約3,000万円、2年間で。参考までに財政的には非常に効果が上がったという部分もあるということをご理解ください。この制度の内容は、行政の事務変更とか、事業内容の変更は当然ございません。事務処理方法の改善という部分のみで、こういった約3,000万円ということで、財政的なという部分、教育現場等々ほかの現場でも混乱していると思うんですけれども、そういった状態は、まだ試行してから1年半、学校関係は半年というものがございまして、いろいろな弊害等々ございますが、いろいろ改善しながら今後、本格的な導入という形にしたいなというふうに思います。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 今、財政効果の数字を具体的に承りましたけれども、これは私は教育現場というか、学校側を擁護する立場では最初からありません。町全体の財政効果とか、その辺の視点からお話をしているんでありますが、教育振興事務費のうちの需用費、そして消耗品費とか多い学校で70万あるんですね、多い学校で。小さい学校だと30万です。その中の例えば従来頼んでいた個別の消耗品、1校が1品当たり例えば50円が40円になりました。その差額は10円でしょう。量を変えないという前提で話しますと、単価的なものだけで言いますと10円ですよ。そうすると、この3,900万が1,700万ということは、今まで不用品まで依頼していたものをやめた、丸々やめたものを含めた財政効果ということも入っているんで

しょう。単価の差額だけではないですよ。

ですから、私は学校の消耗品、特に振興事務費の消耗品については、そのたがにはめべきではないと、逆にたがにはめない方が学校独自の運営としては非常にスムーズに行くのではないかなと。ただ、その計画性とか、計画立案に対する牽制は、あくまでもその担当の総務課の所管で牽制するべきでありますけれども、逆にたがにはめない方がいいのかなとは感じております。

それで、こういう場ではちょっと答弁非常にしづらいと思いますけれども、一応検討してください。研究してください。いいですか。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） もともと制度自体が学校等で手間がかかる部分があると思うんですが、業者選定の透明性という第一原則で、本町の学校の現場でも計画的購入をしていただき、説明責任も必要になってくる、ある程度の学校教育の中で、混乱を招くことも当然あるかと、そうじゃなくても、今は、説明責任というものもあると思いますけれども、先ほど申し上げましたけれども、全町的なもので廃止というものを考えませんけれども、まだ試行の段階であり今後、改善をしながら実施をしていきたいと思っております。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） はい、わかりました。一応検討するということで受けとめております。

一応、私の質問は、行政改革ということについては、大きいのは 2 点でありますけれども、まだちょっと時間、持ち時間がありますので、行政改革についての関連をちょっと申し上げたいと思っております。

実は町長にちょっとお聞きしたいんですが、17年度決算で、私今、議選監査やっておりますが、監査意見書を申し上げましたね、監査意見書。それに対するフィードバックが何もありません。その意見書出しても、出し放しで。実はそれに対するお答えが何も無いということでもあります。定常分析とありますね、それぞれの事務事業の性格をあらわしている分析であります。それを量に変換する非常に難しい作業であります。そこにはいろいろな統計学とか、そういった手法を使ってやるんであります。そういった定常分析とか提要分析に変換して、行革をさらに推進するべきだというような監査意見書の最後のまとめはそこなんです。そういったことでもあります。それに対する、町長、ちょっとこの場で、何も通告ないのものでお答えできなければいいですよ。町長のお考え、今現在、それに対する考え方はい

かがですか。

その資質の、例えば町長の、トップの資質とか、そういったものも定性と言われるものがありますけれども、そういったものを定量化して、行革にリンクさせて推進すべきだという、非常に大まかな表現でありますけれども、核心はついているつもりでありますけれども、いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまのご質問、ちょっと私今この場で理解できませんので、お答えについては控えさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 残り少ないんでありますので、町長、必ずお答えください。監査意見書も非常にいい意見を、町の今後の決算の結果に対するいろいろな種々の問題をまとめて、今後こうすべきだということを意見書として出しておりますので、それに対する、本来であれば行動で示すのが一番ベターであります。お答えをいただきたいと、何がしかの形で。そうしないと、言いつ放し、やりっ放しで、あとは決算でそれが採択されればいいやというような形ではまずいと思うんですね。実際はまずいんですが、実際努力されていると思いますよ、一生懸命やっていると思いますけれども。何がしかの節目節目ではちゃんと答えを出していただきたいと。後ほどで結構ですので、お答えを賜りたいと思います。

中途半端であります。以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

谷川次重君

議長（藤田喜代治君） 4番議員、谷川次重君の質問を許可いたします。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） それでは、通告書に従い一般質問を行わせていただきます。

新聞等によりますと、日本の景気はいざなぎ景気を超え、この景気はさらに続くであろうと予想し、今トヨタを筆頭とする大企業、銀行等はかつてない好景気に沸いております。しかし、我が町にはそれが遠くの出来事としか思えず、景気回復の兆候は全然見られず、昨年以上の厳しい状況を迎えております。

6月には北海道夕張市が民間企業では倒産に当たる財政再建団体になるという大変な事態が生じました。ちょうどそのニュースが出た折に、私は町長と一緒に、ほかにも大勢いましたけれども、静岡県のカニで行っておりまして、鈴木町長からこのニュースを聞かされてびっくりしたことを覚えております。今、夕張市は国の管理下のもとで再建に取り組むことになって、増税、増税でさらにサービス等は切り捨てられ、夕張市を捨てていく人も大勢いるということを知っております。

静岡県は、10月11日付総務部長名で次のような通達を出されると聞きました。徹底した行財政改革による歳出のスリム化や歳入確保に取り組むとともに、限られた財源を有効活用し、さまざまな分野を通じた生産性の向上を追求する中で、業務棚卸しを活用した行政評価に基づく事業の重点化、再構築を徹底し、目的志向型を堅持する中で、県民暮らし満足度日本一の着実な具現化に向けた戦略的な予算編成を行う必要があるとし、また、国の予算編成の動向にも留意した上で、的確に対応するよう通知するというふうに出たと聞いております。

鈴木町長は、9月の一般質問の折、私の質問に対して、私が町長はどのようなまちづくりを目指しているのかという質問をしましたところ、安定した、そして希望の持てる将来に向けたまちづくり、町民が安心して暮らせるようなまちづくりを今進めていかなければならないということをもとに基本を考えておりますとお答えになりました。この12月議会が終わると、本格的に来年度の予算編成に取り組まれることと思いますので、最初に、平成19年度予算編成方針について質問させていただきます。

要旨に沿って質問させていただきますが、1番目の歳入の見込みについて、2番目に、歳出削減の取り組み、ちょっとすみません、3番、4番を変えさせていただきます。財政調整基金の取り組み、4番目に重点施策は何か、5番目に、これ3になっておりますけれども、

課長からの行財政改革に関するレポートの取り扱いと職員前年比8名減の対応と、この順番で質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、19年度予算編成に当たって、歳入はどのように見込まれているのかお聞かせ願いたいと思います。また、町税の確保に向けて、どのように取り組んでいくお考えかお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

議員ご承知のとおり、三位一体の改革に伴う税源移譲、税法改正、静岡県における地方税の一元化構想等、税を取り巻く状況は大きく変革をしようとしております。このような状況の中で、定率減税の廃止、国から地方への税源移譲による町税の増収はある程度見込めるものの、それを上回る国庫補助金、地方譲与税の削減、それから新型交付税の一部導入による普通交付税の減額など、19年度の財源確保については非常に厳しいものがあります。とりわけ自主財源である町税の確保は最重要課題として位置づけ、本年も助役を本部長に職員90名体制による町税特別滞納整理班を編成して臨宅徴収を実施させ、場合によっては夜間徴収も行うよう指示しておるところであります。

また、県外の臨宅徴収も行い、悪質な滞納や支払う誠意が見られない場合は、差し押さえ等の強制執行も視野に入れて町税の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

なお、19年度の財政見通しにおいては前年比800万円増を見込んでおります。その他、各種料金、使用料等の見直しを含め増収に努めるよう指示しておるところであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 前年比800万増ということで見込まれている。つきまして、19年度の歳出削減の取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） それでは、歳出削減についての取り組みについてお答えをいたします。

先般、職員に示しました平成19年度の予算編成方針におきまして、報償費、それから旅費

につきましては、原則的に18年度当初予算額の7割以内で予算要求するよう示達をいたしました。

その他の主なものを個々に述べさせていただきますと、まず、報酬につきましては、会議開催回数の精査、各種委員会委員数の適正化を指示いたしました。職員手当である時間外勤務手当につきましては、週休、日祝祭日の勤務は代休制度を活用し、平日の時間外勤務については、勤務時間内の応援体制をとるなどして最小限となるよう工夫に努めること。賃金につきましては、単価の改正を指示し、業務量及び臨時職員数を再度検討し、適正であるか把握し、雇用の削減に努めること。需用費である消耗品については一括管理とし、18年度当初予算額の5割以内とし、新聞については各課分を廃止し、1、2階フロア分といたしました。また、光熱水費については、庁舎内ものは総務課一括管理とし、一層の節減を図ることといたしました。役務費につきましては、節減を念頭に置き、必要最小限の額とし、郵便料、電話料は総務課で一括予算計上することとしました。委託料につきましては、委託内容を十分検討し、職員で対応することと業務委託することと、どちらが得策か費用対効果を考慮して委託することが妥当と判断できるもののみを委託することといたしました。それから、使用料及び賃借料につきましては、本庁舎内の複写機は総務課にて一括管理としたところであります。工事請負費につきましては、原則的に18年度当初予算額の9割以内とし、設計等の区分により縮減に努めることとしました。原材料費につきましては、18年度当初予算額の5割以内としました。補助金につきましては、独自の補助金交付等に関する規則、要綱等に基づく補助金は担当課で、その他のものについては平成17年度より適用しております補助金の交付等に関する規則、要綱及び交付基準に該当するものを補助対象とすることを前提に、補助の必要性、行政効果等を勘案し、優先順位、補助金予算額を決定し、総務課で一括予算計上することとし、厳密な生産補助とし削減に努めることといたしました。

今後の予算編成作業においても、第3次南伊豆町行政改革大綱及び第2次南伊豆町行政改革推進実施計画に留意しつつ盛り込めるものについては積極的に取り入れ、行財政改革をなお一層推進していく所存でございます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 考えられるあらゆる削減に勤められていることは良く分かるような、新聞をフロアに1ヶ所だけとかやられているみたいですが、先日、全員協議会で渡されまし

た、この南伊豆町財政見通しを見させていただきますと、平成18年度の歳入が36億4,200万、四捨五入してありますけれども、に対して、このシミュレーションで行きますと、平成21年度にはこの歳入が30億1,600万ということで6億2,600万、マイナス17.2%と歳入が減ってくるというような見通しをされております。

そして、歳出、それに対して歳出は、18年度が35億5,800万に対して、21年度には33億5,400万だと、マイナス、頑張っても、こんな努力しても5.7%しか削減できていないという、歳出で義務的経費に関しては、18年度の17億2,300万に対して、こんなに切り詰めていってもマイナスの5%ぐらいしか減ってこないと。それに対して投資的経費に関しては、18年度から21年に対しては25%ぐらい削減してあると。人件費、今の残業も振り分けるとか、あるいは休日手当もほかの代休とかいろいろなことをやられているみたいですが、18年度が10億1,100万に対して、切り詰めて切り詰めても21年度には9億7,600万ということで、3,500万ぐらいしか減ってこない、マイナスの3.4%ぐらいしか減らないということで、血のにじむようなあらゆる経費削減に努めておられますが、この投資的経費の抑制は、さっき言いましたように25%ぐらいに切り詰めることはできても、年々ふえ続けていく社会保障費とか、そして、さっき言いましたように、残業とか休日手当等、考えられる限りの手を打って、その削減に努力している人件費等は、極端な減少は到底無理な状況だと思われれます。あとは先ほども議員から話がありましたように、もう人件費に手をつけていくか、自主財源をふやすべく新たな産業を興していくか、それしかできないように思われるんですが、その点、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、谷川議員の言われた、いわゆる社会保障費ですが、少子・高齢化が進む中で、やはり将来的には、午前中の質問でもございましたけれども、社会保障費が増加傾向にももちろんありますし、今後もそういった予測が立つわけでありまして、それと人件費の削減についても、やはりこれはもちろん行わなければなりませんし、今後の課題でもあります。

そして、産業振興、やはりこういったことを考えながら、今行っております財政シミュレーション、これを午前中も申し上げましたけれども、いわゆる財政計画としてしっかりとした根拠にあるといたしますか、もう少し精査して、そして将来見通しを立てながら財政的な見通しをたてていかなければならないということで、今それに取り組んでおるところであります。

新年度予算の編成に当たりましては、先ほど申し上げたようなことを示達をして、そして予算を編成するというところで今進めておるところであります。ですから、将来的なことにつきましては、午前中から一般質問でも言われておりますけれども、今言われたようなことを盛り込みながら財政計画として今後、検討していきたいというふうに思っております。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 次の項目とも関連いたしますけれども、それで、このシミュレーションに出ている19年の予算編成、これは計画ですけれども、これよりもっと縮めていく考えということなんでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 本年の3月、2月に出了行政改革推進委員会の答申を受けて、今行革推進本部で集中改革プラン、これによって行政改革を進めております。そして、先般もこれのいわゆる報告、そして今後の取り組みについて確認をしたところでありますけれども、やはりこれを進める中で、今言われたようなことをもっと改革を進めながらやることをやるということで今進んでおりますので、それをもって今後の財政計画、先ほど申し上げました財政計画を考えていきたいという今、現在そういうふう考えております。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 先ほど言いましたように、それでは人件費には手をつけなくても、あらゆる努力をやっていけば、まだ見通しが立つというふうにお考えなんでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この点につきましては、今ここではまだつけるかつかないかということのはっきり申し上げられませんが、やはりいろいろな今後の計画を立てる中で、やはりそこまで行かなければならないということになるのか、あるいはなるかもしれませんし、それは新年度予算、それから19年度にかけて新年度予算の中でも、この20年度もそうですし、財政計画の中でそれを考えていきたいと思っております。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 財政調整基金ですか、いわゆる貯金と言われるのは、平成18年度末で残高が2億円になると聞いておりますが、平成19年度の予算編成に当たっては、この財政調整基金を財源とするのかどうか。そこら辺をお聞かせ願いたい。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 19年度の予算編成に当たっては、財調は財源としたい、する予定でおります。そうしませんと、予算編成は恐らくできないと思います。そういう考えでおります。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） そうしますと、平成20年度以降は、この財調がゼロになるというふうな、この前説明受けたと思いますが、その後は、いわゆる貯金をゼロのまま町政運営をやっていくという、こういう考えでよろしいのでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 結局、結果的にはそういうことになってくるとは思いますけれども、あと財源として交付税であるとか、税収等ですけれども、これとてそう期待できないわけですし、ですから、今のまま行きますと、そういう結果になってくるとは思います。

あとは、いわゆる目的基金がございますけれども、これも、これはまたそうなった時点で、ぜひ皆さん方にまたお諮りしなければなりませんけれども、基金としては一応目的基金があるわけですので、そういったものも事業によっては運用ということもできるんじゃないかなという考えもしております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 大変に厳しい財政ということを伺っておりますが、19年度予算編成に当たっては、厳しい財政だからこそ、むしろその事業を絞り込むというか、優先順位をきちっとつけていくべきだと考えます。新潟県で金は幾らでもあると、優先順位をつけて取り組めば、金はないということはないという大変極端とも言うべき話をしておる市長さんもおられました。町長は、この平成19年度の予算編成に当たって、どのようなめり張りをつけて、

何を重点施策として取り組んでいくのかお聞かせ願います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 平成19年度の予算編成におきましては、歳入面において国・県等からの依存財源、町税等の自主財源、双方の財源確保が、先ほど申し上げましたように、非常に厳しい状況の中であります。

歳出においても、経常経費の削減、事務事業の見直し等を昨年を引き続いて行い、より一層の行財政改革に努めながら、それが住民サービスの低下につながらないように留意しながらの困難な編成作業が予想されておるところであります。このような中で、第4次南伊豆町総合計画、ローリング資料、ヒアリング結果を参考に5つの重点施策を打ち出したところあります。

まず、1番目として、第3次南伊豆町行革大綱及び第2次行政改革推進実施計画に基づく自立のまちづくりの推進、2番目として、町の将来を担う子供たちのための教育環境整備、3つ目に、少子化対策に係る子育て環境づくりの推進、4つ目に、高齢者、障害者に優しいまちづくりの推進、5つ目に、地域資源を生かした観光の振興、この5つの施策に合致した事業を各課からの予算要求の中から私の考えを入れ、総合的に判断して、採択または改良を加え、歳入面との均衡を図りながら19年度の当初予算として3月議会において上程をさせていただきますと思っています。

先ほど申し上げましたが、財政状況が非常に厳しい中での予算編成となりますので、すべての住民の皆様にご満足いただける予算編成は難しいと思いますが、限られた財源、人材を効率的に活用して、住民サービスの向上につながることを第一に考え取り組んでまいり存でございますので、議会の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思っています。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 今のお話の中で、5つの重点施策ということでお話がありましたが、その中で、ちょっと私は2つ目でしたか、子供の教育環境整備という、それから3つ目の子育て環境づくり、それから4点目の優しいまちづくり、高齢者に優しいまちづくりですか、これ具体的にどういうことを考えられているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） その重点施策のうちの2番、3番、4番、2番として町の将来を

担う子供たちの教育環境整備、これ一例なんですけれども、小学校のパソコンの更新事業、あるいはパソコン教室の環境整備というものが考えられるかというふうに思います。3番の少子化対策に係る子育て環境づくりの推進でございますけれども、今回補正予算をちょっとを提案してございますけれども、手石保育所の改修、あるいは男性保育士の採用、そういうものがございます。4番、高齢者、障害者に優しいまちづくりの推進、中央公民館のバリアフリー化及びトイレの改修というものを町長から指示をされています。2、3、4でよろしいですね。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 今ちょっと耳なれないというか、保護司ですか、男性の、も考えられているということですか。

〔「保育士」と言う人あり〕

4番（谷川次重君） 保育士だ、ごめんなさい。

何か利点というか、どういう目的があるのか、ちょっと余談ですが、お聞かせ願いたい。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 男女雇用均等法の中で、最近では保育士さん、あるいはその看護師さんの社会にも男性が入ってきているという部分で、今年度の南伊豆町の保育士につきましては、すべてが女性でございました。そういった形で来年度採用につきましては、1人の男性保育士を採用して、子供たちに対する環境、お母さんたちの対応等々考えて、新しい子供たちの保育の世界も変わるんでないかということの提案です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） ちょっと余談なんです、あるホテルで、いわゆる仲居さんというところに男性の仲居というのか何かわかりませんが、男性を取り入れてお客を取り込もうかという、ちょっとそういうホテルがあったもんですから、関連でぶつけて質問させていただきました。

4点目ですか、優しいまちづくりの中で、中央公民館のバリアフリーとトイレの段差解消でしたか、これさっき……

〔発言する人あり〕

4番（谷川次重君） それ私も前に、この南伊豆町優しいまちづくりをつくると言いながら、

中央公民館のトイレは何だと、大変お年寄りとか、それから身障者に対して何も考えていないという激しいおしかりを受けたことがありまして、ぜひともこれしっかり取り組んでいただきたいと、こういうふうに要望いたします。

それでは、次に、5番、6番で、先月ですか、町長名で各ここにおいででの優秀な課長さんから、行財政に関するレポートを提出させたと、こういうふうに聞いておりますが、町長はどのような趣旨でこのことを行って、それをどのように活用されるおつもりなのか。また、平成19年度はことしに比べて8名の職員減になると聞いておりますが、8名の減になった対応をどういうふうに考えているのか。例えば機構改革というか、課をいろいろ編成がえをするとか、そういうことを考えられているのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

課長からの行財政改革に関するレポートということであります。これにつきましては、平成19年度当初予算編成前に、財政見通しによる当財政調整基金の残額すべてを投入しても歳出見込額に見合わない財源不足が生じるということでありまして、現在、本町では行財政改革に、ご承知のように取り組んでおります。そして、経費削減についての状況であります。また職員の危機意識は低く、その管理職の立場にある職員、各課の課長、局長は現状をどのようにとらえているのか。そして、今後どのような対処方法をとるべきかを把握して、そして危機的な状況を回避するための抜本的な行財政改革を実施するために、人員、物件費についての5割カットをした場合の各課の対処策についてレポートの提出を求めました。

こういったことによって、かなりの人員配置、あるいは課の再編、経費節減等の具体的な対策が各課長から提出をされました。私もすべてのレポートをもちろん見ました。そして、この行政改革レポートは、課長を含め各職員の行革意識の高揚と、その意識のもとに新年度予算編成に生かされるものというふうに私は確信をしております。

また、今後定員管理計画実施に伴う人員の減、現に来年度は8人の大幅減となります。各課長からのレポートの人員減の提案を参考に、早急に人事面や機構改革など、役場職員の減少で極力住民サービスの低下を招かないような検討に入っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔 4 番 谷川次重君登壇 〕

4 番（谷川次重君） 大変すばらしい趣旨のもとでレポートが提出されたということで、でき得るならば、そのできたてのレポートを各課長がお互いに見合うというか、公開して、それを詰めるとか、そういう作業もやった方がいいんじゃないかと考えますが、この点どうお考えですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今後、先ほど申し上げました、いわゆる職員 8 名減らすということの中で、もちろん機構改革を含めて人事面で検討に入ります。その段階でやはり各課の課長、局長の意見も聞きながらということになってくるとお思いますので、その段階で、このレポートの内容におのずと入っていくことも想定されますので、今、谷川議員の言われたことも考えながら、このレポートの内容はなるべく皆さんで考えていくことがこの行革の面で生かされるように今後考えていきたいと思うわけです。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔 4 番 谷川次重君登壇 〕

4 番（谷川次重君） 実は、この昼休みの間に、この課長さんのレポートを代表して読むとできないかと総務課長にお願いしたんですが、却下されましたので、なんですが、せっかくいいものができておりますので、それをしっかりと生かしていただきたいとお願いします。

ともあれ少ない人数で町民のサービスに当たっていかねばならない時代でありますので、町長はどうか課長さんの意見等もよく聞いて、また、現場をみずから見て、そして年功序列によらない適切な人事を行っていただきたいと、こう要望いたしまして、次に移りたいと思います。

2 番目に、社会教育専門員存続について質問をさせていただきますが、この社会教育専門員への県からの補助が平成 19 年度をもって打ち切られると聞き、その存続を心配している一人なんですが、初めに、町長はこの社会教育専門員の価値というんですか、どういうふうに評価されているかお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

いわゆる我が町もそうですけれども、市町村の教育委員会には社会教育関連の事業を展開

するために専門的な、あるいは技術的な助言と指導を与える職務を持つ、いわゆる社会教育主事を置くことが定められております。そして、地域の社会教育、それから生涯学習を推進するために、県は派遣の社会教育主事制度を設けて今まで事業を進めておるところであります。

そして、それが今まではそういうことで来ましたけれども、今、谷川議員が言われるように、新たに19年度からということで、この制度の支援がなくなるわけであります。社会教育は学校教育とかかわる事業が極めて多いわけですし、子供の指導経験が豊富である社会教育専門員が最も必要というふうに考えられます。しかし、このような中で、現職の先生が社会教育専門員として派遣されていますが、非常に有意義でありますけれども、ご存じのような財政的な今状況下にあります。そういう中で、この制度のいわゆる財政的な支援がなくなると、これをどうしたらいいかということになりますと、やはり後のことを同じ形で置くとすると、今度は100%町費をもって置かなければならないということになってきますので、その辺を今考えながら、これは今後の考え方ということで、まだ、先ほどの質問の中にはございませんけれども、今答弁の中で引き続いて申し上げますけれども、職員の中に有資格者が何名かおりますので、これを充てることによって、この社会教育主事の業務を行わせるということも考えながら、今後対応していきたいというような考えであります。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） この制度は、19年度の当初に県の方に返事というんですか、どういうふうに町は制度を存続するのか返事を出すようになっていくというふうに聞いておりますけれども、町長は、先ほどこの社会教育専門員は現在の先生が派遣されてくるのが望ましい形だと言われました。また大事な制度だというふうに認識されていると思いますが、この制度そのものは残されるお考えで、それを県の補助金はもう打ち切られるもので、町の職員で対応すると、こういうお考えなんですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） そういう考えであります。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 1つは、これほど大事な問題をなぜ今まで全員協議会とか通じて議員

の方に相談というか提示がなされなかったのかなと、これ1つは思っております。

もう一つは、石井の農業試験場の南伊豆分場ですか、これが一度廃止になったのに町長初め議長とかいろいろなあれも上げましたし、いろいろな運動を起こして存続ができましたよね。そういうふうな運動を今からやる気持ちはないのかどうか。この2点お聞かせください。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 教育委員会の事務局長に答弁させます。

議長（藤田喜代治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（谷 正君） 現行の社会教育委員と専門の派遣の関係でございますけれども、県の方に要望してあるかということでありますが、一応今の質問、町長の答弁という形の20年度からは派遣制度はあるけれども、財政的なものは、その該当市町村が払うということで、引き続き南伊豆町としましては、現行の制度でお願いしたいという要望はしてございます。ただ、結果はどうなるかというのは、事務局の中ではちょっと現時点ではわかりません。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 要望はしてあるということですね。町長、素晴らしい制度ですので、この存続に向けて陳情とか運動を進めていくべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、町職員の有資格者がおりますので、それらということで考えておりますので、それを含めて今後、先ほど事務局長が申し上げましたけれども、検討していきたいと思いますが、教育長の方からお答えします。

議長（藤田喜代治君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 今、事務局長からあった件ですけれども、これは来年度、つまり19年度について要望は聞いてないと、つまり専門員の派遣はお願いしたいと、これをお願いしました。20年度について意向があるかどうか、意向はあるよと、しかしながら、それは町財政との絡みで変わる可能性はありますよという含みを残した要望というのが20年度というこ

とでございます。そのところは正式な要望書を出したというものではございません、20年度については、19年度のみ出しております。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 20年度の要望というのは、今補助金が700万ですか、ついて、それも残してくれという要望なんですか。制度そのもの、どういう要望なんでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 19年度については、来年度のことですから、要するに要望書でなく、正式要望書は出してありません。これは県費負担があると、20年度以降切られますよと、こういうことになっていますので、20年度以降については、まだ断定できない、去年の、18年度の段階では。ということで、町長にもご相談したんですが、できるならば、県費負担であるならば続けたいけれども、そういう意味合いを含んだ要請と、こういうことでございます。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 町長、それでは20年度以降は県費補助が続けられるものなら続けてもらいたいと要望をしっかりと出すと、そういうことでよろしいんですか。何度も申しわけありません。

議長（藤田喜代治君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 20年度については、県の方針としては、県費負担は廃止だよと……

4番（谷川次重君） 完全に決まっているということですか。

教育長（渡邊 浩君） ほぼ決まりということですね。確定的ということですね。そういうことで、はっきり改めて要望という、変えますよというようなことはまだ来ていないと、かなり強い方針ということのようでした。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） まだ決まっていないということで、これは強い要望をお願いしたいと思えます。

あわせて、今、もしそれがだめな場合、町職員の有資格者で対応したいという考えですが、町職員で何人有資格者がいるのか、把握されているのかどうか、また、これに対して1年間

ですか、間に研修とか、そういうことも考えているのとかお聞かせ願います。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 社会教育主事ですけれども、町職員に5人、今、有資格者が5人おり、それに対しての研修等は特にはないと思いますけれども、専門的なものはちょっと教育委員会の方でお願いします。

議長（藤田喜代治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（谷 正君） 今の総務課長の5人という話ですが、社会教育主事を取るのに事前に研修を受けて、研修を受けなければとれないものですから、私の記憶している限り、事後の研修といたしますか、離れて新たに研修というのは必要ないんでないかと思っております。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） わかりました。

実は、私はこの社会教育というんですか、教育を含めて非常に大事というか、ぜひとも町長の施策の柱の1つにさせていただきたいというふうに、こういうふうに要望をするわけですが、実は先月私は、私の先輩に無理やり引っ張られましてベトナムに行ってきました。あのベトコンと呼ばれたベトナム戦士がゲリラ戦を展開した地下内にも潜ってまいりました。非常にたくましい国民性だなと感心をしてきました。これではアメリカがゲリラで勝てないわけだなというふうに思って帰りました。

表通りは大変活気にあふれて、躍動感みなぎった町でありました。しかし、ちょっと通りを外れると、今にも壊れそうな家並みが続き、何とも言えない感情で私が見ておりました。先輩が私に、ここは30年前の台湾であり、50年前の日本だと、ベトナム戦争が終わって30年、日本はあの太平洋戦争が終わって30年後には東京オリンピックを迎え、アメリカに次ぐ世界第2位の経済大国になっていた。それに比べ、ここベトナムは今目覚ましい成長を遂げようとしているものの、まだまだこの状況だと、この差は何だと思つと、それは教育だと、こういうふうに、いかに教育が大事であるかということ私を改めてそこで教わつた、その教育の大事さということを感じて帰ってまいりました。

私は、つい先般行われた全員協議会の折の町長の合併に対する見識、また、先ほどの話を聞いておりましたが、町のかじ取りに対する高い見識に感動をしております。

また、前回の一般質問の際にも紹介させてもらったように、障害者に対する思いやりあふ

れた人格豊かな、非常に心豊かな町長であるというふうに思っております。どうか、町長の施策の柱に教育ということを入れていただいて、どんなに苦しい思いをしても、どんな無理をしても、子供を学校に通わせた、また通わせている親のように、この問題、教育の問題を再度どのような形が望ましいのか、そのために何をやるべきなのか、県への陳情、あるいは職員の教育等々をしっかりと腹を据えて取り組まれますよう強く強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤田喜代治君） 谷川次重君の質問を終わります。

ここで1時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時55分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

横 嶋 隆 二 君

議長（藤田喜代治君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 通告に従って住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、今日、日本を取り巻く、また南伊豆町を取り巻く若干の情勢ですが、戦後最長になろうとしている景気が続くと言われていています。しかし、識者の中では、これは全くの虚構であると、大企業が人員整理、あるいは給与削減を行っている一方で、国民の生活はどん底に陥っている。大企業だけが一人勝ちのそういう状況の中で、いわゆる社会の大きな混乱が底辺で渦巻いて、また、それが広がっているということでもあります。

一方、12月の初めには、六大銀行の法人税がゼロと、こういうことも一般紙でも報道されました。これがまともに法人課税がされていれば8,800億円、10月から障害者自立支援法、あるいは後期高齢者の費用負担が、これが始まろうとしています。

また、若者の雇用の問題ではフリーターが増大し、こういう逆立ちした政治を変える、

8,800億の納税が大企業にきちんと課せられていれば、自立支援の負担の問題でも、後期高齢者の医療費負担でも、これが解消されて余りあるというのが現状であり、今の政府が進めている、まさに弱い者いじめの政治、これを変えていく必要があるし、町村に至っては、今の現状が町村のみずからの意思での責任で起こっているわけではない、まさに町村も地方を切り捨てる政治の流れの中で我々があるということを認識したいと思うのであります。

最初に、質問の項目は、町長、助役の政治姿勢についてであります。

自立の町を歩み始めて前途多難、現状は深刻な状況はあります。こうした中で、平成19年度の予算編成、今まさに各課のヒアリング、そして、それを編成していく途上ではありますが、そこでの基本指針、執行に当たっての基本認識、これを簡潔に、町長、助役に述べていただきたいと思えます。この項目でいっぱいあるもので、柱で結構ですので答弁していただきたい。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

私は、まず、町民参加のまちづくり、そして融和と協調によるまちづくり、そして簡素で効率的な行政運営、この3つを町政の基本方針として取り組んできております。そして、中長期的にはやはり第4次南伊豆町総合計画にあります生きがいと創造、自然との共生、地域にふさわしい交流の3つを基本として、産業振興、あるいは少子化対策、医療、福祉、教育、防災等への対策に取り組んでおるところであります。やはり何といっても、町民が安心して暮らせ、そして希望の持てるまちづくりを進めていきたいというのが基本的な考え方です。しかしながら、ご承知のように、本町を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあることは周知の事実であります。

そこで、平成19年度の予算編成に当たっては、当町がまだ経験したことのない非常事態下での作業となります。そして、5つの重点施策に的を絞り、重点項目に合致したメリ張りのある予算編成を行って、経常経費の大幅な削減、合理化を図るとともに、夕張市の事例を明日は我が身という認識で、前例主義にとらわれず、町民本位の視点に立ち、限りある資源の有効かつ適正な運用はむろんのこと、国・県の予算編成の動向にも留意した上で、安定した住民サービスの提供を目指して的確な予算編成をするよう職員に示達したところであります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） そうした基本方針のもとで、助役は執行の、町長も主張等々もあるわけですが、どのような姿勢で取り組みをしているのか、その点、助役の認識もお聞かせいただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） ただいま町長が答弁をされたとおりでございますけれども、助役の実務といたしまして、町長の行政運営方針を100%スムーズに進めることが私の責務であります。それを前提といたしまして、町長の示されました本年度の、平成19年度の予算編成のこの方針の重点施策、これに従いまして今職員と一丸となりまして、この予算が、的確な予算編成ができますよう努力をしているところでございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 町長答弁された、今非常事態の中で夕張等々を教訓ということでありましたけれども、やはりその中で、町民生活を、サービスを守っていくと、やはりめり張り、前の質問でも出ましたけれども、何を重視して、私は切る、切るといいますか、いわゆる行革をするものと、その方針、全体の方針の中でも守っていくもの、そういうこともあると思います。

同時に、伸ばしていくことに対する位置づけ、こういう意識をもうちょっと具体的にあれば。それと、それを進める際に、大変このところ全国の首長さんがいろいろな会議で引っ張り回されているわけですが、今助役が答えた町長の方針を執行する上で、日常の推進状況、日報なり週報なり月報や日々の政策判断、決裁、これを進める上でどういう調整をされているか、その点、お答えいただけますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

やはり少子・高齢化が進む中で、先ほども出ましたけれども、社会保障費、これについてはやはり、まず優先的といいますか、考えていかなければならない。

それと、もう一つは、子育て支援、いわゆる物心両面での子育て支援、これをハード面であり、あるいはソフト面であり、考えなければなりません。そして、そんな中で、やはり町の活性化を考えますと、これも先ほども出ましたけれども、投資的経費、これについては今行

っている継続事業を初めとして、やはり年次ごとの中長期的な展望のもとにこれを、計画を立てながら進めていかなければならない、そういった思いであります。細かい幾つかの事業等については、時間の関係もございますので、また予算を上程する際にご説明しますけれども、基本的にはそういう考え方であります。

以上です。

12番（横嶋隆二君） 助役との、その連携というのは。

町長（鈴木史鶴哉君） 連携といいますと、やはり助役は私の補佐役といいますか、ですから、助役としての、先ほど助役が触れましたけれども、そういった責任を持って職務を遂行してもらおうということで私は常日ごろ助役には申しております。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） その点で、いわゆる政策を計画して、目標、あるいは達成度合い、進行状況ありますよね。こうしたところ、助役は町長とどういうふうな報告をして調整をされておられます。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） 日常、常に町長とはいろいろな面で、すべての面で対話をしているわけですが、その前にそれぞれの企画、総務といった町長の姿勢をつかさどる部分がありますので、それらの課長との連携を深めてやっているところでございます。

特に、助役の責務と申しますか、先ほど申しましたけれども、やはり地方自治法で定められた範囲もありますので、町長を補佐するという意味では町長から命ぜられました事務の分を、事務処理の分を、それらの法令に従って、スムーズに進めていくということが任務でありまして、もう一つは、その職員を奨励監督して、その業務を進めるということがございますので、それを常に頭に置いて業務に当たっております。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） いま一つ、日常で会話等々、課長会議、庁議とかされているんでしょうけれども、いわゆる助役は事務方のトップですよ。それぞれ予算なり、あるいは執行される計画ありますね、特に行革プラン等々。その執行の際の、いわゆる日々のものはあるかもしれませんが、データの提出、そういう到達状況、そういうものの提出とか、あるいは決裁というのはどのようにされております。やられていないんならやられていない

で……

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） それぞれの各課のものにつきましては、先ほど申しましたように、常に打ち合わせをやるわけですが、計数的なこと、それらのものはそれぞれの課長の権限において補完するというような、必要に応じて出していただくと、そのような形です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） また、それは後にするにして、今厳しい状況の中で、これまでもやってきたし、19年度も引き締めてやっていくという中ですけれども、項目に入れましたけれども、コンピューター空港の問題があります。コンピューター空港は政策的、あるいはさまざまな政策の優先順位の中ではどういう観点でこれを位置づけているのか、これ本当に簡単に答えられますか。その上で、私も……

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このコンピューター空港につきましては、平成17年度に南伊豆町の産業団体が中心となって、いわゆる富士山静岡空港の平成21年3月開港予定を契機として、空港と連携した新たな観光客の誘致はもとより、大規模災害などによる代替アクセスや救急患者の搬送などを目的として検討されてきたものであります。

そして、平成18年、本年の3月25日に南伊豆コンピューター空港建設期成同盟会が設立されまして、そして、そこでいわゆる官民一体となって県への陳情活動や講演会等を展開してまいりました。県では、静岡県の総合計画、あるいは実施計画や伊豆中南部地域半島振興計画等において、伊豆地域における空のアクセスを位置づけ、そして平成18年度で予算で800万円の調査費が計上され、今適地等について調査がなされておるところであります。

町としては、地域の活性化の起爆剤として同盟会の趣旨に賛同し、同盟会と連携して今運動を一緒になって進めておるという状況であります。

今後のことですけれども、調査結果を見ながら町としての課題や問題について整理し、検討していくことになろうかと思えます。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） この800万は県の費用ですね。それで、非常に厳しい財政状況で、町民生活は守ってやっていくと、空港なんかやっている状態じゃないんじゃないかと。町長、これは執行、事務方の責任者である助役もそうですけれども、まさに今までの行政、あるいは政治の状況、ここまで日本の政治ですね、行政の赤字財政になったというのは、採算も先行きも見通しも考えない税金の垂れ流し、国で言えば大手ゼネコン、地方もゼネコン、こういうところに湯水のごとく税金をつぎ込んだ結果、今犠牲になっているのは町民、国民ですよ。それが今回10月24日のコンピューター空港建設、これがだれに恩恵がある空港かと言えば、一部の富裕層でしかない。観光に、いわゆるそれもメジャーに要請されることはないし、災害の問題で言えば、ヘリポートがあれば十分だと、わずかしかが下りられない。それに10月24日のコンピューターの研修会に、助役を筆頭に課長が4人、5人ですか、それに係長が行っている。これ2時間もの会議、2時間以上の会議に出ている。これは余りに危機感がないのじゃありませんか。町長、助役、そこら辺はどうですか、簡単に教えてください、先々に、ちょっと質問あるので。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

確かに、今、横嶋議員が言われるように、こういう厳しい状況下ということと言われますけれども、やはりそうは言っても、先ほど申し上げた防災面であり、医療面であり、観光面もそうですけれども、やはりこの半島という特殊な地形である伊豆半島において、そして最南端の我が町は、今縦貫道の建設も進められておりますけれども、この地形を考えますと、やはり陸路だけでなく海路、そうですけれども、空路、こういったことをやはり将来的なことを見据えながら考え、そして進めていくべきではないかなという思いがして、私は、ですから、官民一体となってということ为先ほど申し上げましたけれども、さきの同盟会も一緒になって参加をして進めてきております。

そういう状況にあります。その後のことについては、助役から答弁させます。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） ただいま町長がコンピューター空港につきましては答弁したとおりでございますけれども、先日の研修会の職員の参加でございますが、私を含め7名が参加をいたしました。これにつきましては、会合の内容は、1つには、南伊豆の活性化ということが演

題にございました。

もう一つは、コミューター空港の建設、これは富士山静岡空港を含めての内容ということの文書がございましたので、これらを町長として関係課長と相談の末、7名の出席をすると、たまたまこの日は町長が出張の予定が入っておりましたので、日にち等の変更等についてもかけ合ったわけですが、事前に同盟会の方から日にち、あるいは時間等の変更はできないということがあったものですから、そういうようなことで7名のメンバーで出席をいたしました。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） この問題は、今日の議会でも本年度の予算編成、あるいは自治体の財政問題、行く行く財政の支出が大変になっていく、こういう中で、1日も1時間も町民の苦しい生活の現況から言えば、その状況を係長クラスが行って報告を聞いてくるぐらいで、あとは全体のいわゆる町のあるべきこと、ここに力を集中する、そういうことが必要ではありませんか。町長、町の活性化と言っても、雲をつかむような状況、実際に官民一体となつたって県も来年度予算組む上でも500億の欠損、これをどうするか、そういう中に、しかもそれが、大型公共事業のツケが回ってこういうことになっている。

ここは、その後にもあるんで、全体の結論というか、この項目では後に回しますけれども、非常に認識が、これは課長にさまざまな行財政改革のレポートを出しているとは、要求しているとは言っても、大もとのところで全く危機感がないと言っても言わざるを得ない、経済団体もこれは商工会や観光協会、人件費補助をやっているわけです。人的補助もやっている、そういったところで本当に事業の採算、あるいは活性化を真剣に図ってやっていくのか。物を生み出す、そういうことを考えたときに、やはり余りに安易な取り組みで、そういうところに時間を浪費している場合はないというふうに思うんですね。

そういう中で、この次の問題で、合併支援策の内容と南伊豆町の基本姿勢についてです。

これは合併支援プランについては出されまして、これ項目多いんで答弁は求めませんけれども、この性格ですよ、何か旧法のもとでも自治体に幾らお金が来るとか、そういううわさが流れた。合併すると何か事業が起きて潤うんじゃないかと、今度の合併プランのいわゆる項目、いろいろメニューが10何項目かありますけれども、この支援プランの性格について、中身の性格ですね、それとお金、一自治体当たり1億円かなと、これに飛びつけば少しは生

き長らえるんじゃないか。これについてどのように見ているのか、これ1分ぐらいでちょっと説明していただけますか、簡単でいいです。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この合併についての今いわゆる県の支援策ということですがけれども、さきに示された支援策がもちろん合併を検討する上でのすべてではありませんし、私はあの支援策そのものもいい悪いということではなくて、やはりそれも合併を考える上での1つの町として考えに入れていなければならないんですけれども、やはり、それでもやはり町の将来のことを考えながらということで進めなければならないと。ですから、支援策が云々ということでは、私は合併そのもので、それだけで考えていくべきではないというふうに基本的には思っております。

内容について、今言われた1億5,000万、いわゆる、そして4市町、あれは6億プラス1町増すごとに加算がありますけれども、これとて、じゃそれが果たして額として妥当なのかということと言われますと、基準がありませんから、それは、一時的ないわゆる支援策でありますから、それはそれなりに考えなければなりませんし、そう簡単にその支援策だけで合併を考えるべきではないというふうに思っております。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） もちろんというか、この点同感なんです、いわゆる支援策というのは、いわゆる合併にかかわる事務経費、それにちょっと毛が生えた程度で、これが住民の生活向上、住民の要望を満たす用途に使えるお金ではないということなんです。これは確認したいと思います。何かニンジンでもあればぶら下がるとかあるけれども、そうではない、合併する事業に消えていくお金であるということで、ちょっとそれに関連して、この文書を読ませていただきますけれども、行政は職員数の大幅減など役所内の改革を一層進展させなければ住民の信頼は得られまい。住民、行政がともに努力し、痛み分けでよりよい町を築いていこうとの互いの協調の姿勢が欲しい。これは最初の分、後の方で読むのは、しかし、みずからの手で行政改革をなし遂げ、町のかじ取りを自分たちでやる心意気は悪いことではない。成功すれば、合併組の模範になるであろうと。

後者に読んだのは、2年前の10月19日に合併を推進していた伊豆新聞の潮の響きのコラムで、南伊豆町が下田市との合併を問う住民投票の結果が出た後に出た潮の響きであります。

先に読んだやつは、12月8日に出た同じコラムの潮の響きであります。この行革を進めて住民と行政が痛み分けでよりよい町を築いていこうと。ここには合併で誕生した伊豆市、伊豆の国市、ここで当新聞社が100人に取材した指数が少ないけれども、参考にといいながらも、合併してよかったとの声は少なかった、何も変わらない、合併しない方がよかった、人口がふえ人の交流が広がったという一方でそういう声がある、合併効果を肌で感じている人はほとんどいない、合併して財政が豊かになり市民サービスも充実するはずだったが、現実逆で、地区や団体などへの補助金がカットされた、町のバスによる送迎、お年寄りの温泉無料入浴がなくなった、予算がないとの理由で補修工事が抑えられ、おくれも目立つという声も、最後に下田賀茂の合併にも教訓を生かしてほしいということでもあります。

これが合併を推進している、自主的とはいいながら推進の下地をつくっている賀茂の合併推進室長が町内のある団体の中で説明会をして、それに対する質問で、財政力が厳しい賀茂の6自治体が一緒になって1つの自治体になったときの展望はどのように描いているのですかという、そういう質問をしたそうです。

そうしたら、全く返事がなくて、そのまま終わったと、これはまさに私が言いたいのは、合併が賛成とか反対では、そういうものが先ではなくて、合併問題というのは今の自治体の現状を改善や改革する処方せんではないし、その道ではないと。やはりなぜこういう現状になっているかということのいろいろな力の問題で一朝一夕には行けないけれども、そこを見据えて全国の自治体と力を合わせて町民生活、国民生活を守っていくというところに機軸をおいておくことを、こういう記事をまさに2年経ってこういう記事が出るということは、その時点ではまさに夢中で予測もしないことでしたけれども、我々は惑わされないで本当に町民の声、実態に、本旨等を見抜いて物事に取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

その点、町長に一言聞きますが、冒頭に私は現状の困窮さが町民の生活、あるいはすべてのそこに責任から発生したのではない、これは夕張の問題でもそうです。教訓と言いつつも、夕張の住民が全部が悪いわけではない。こういうところは町長はどのように認識されているのか、その点お聞かせいただけますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまいろいろ合併した自治体の事例等も横嶋議員からありましたけれども、確かにそれは私も新聞等で見ておりますし理解をしております。

ただ、今言えることは、今朝ほどからも出ておりますけれども、一方ではやはり将来的に、

財政的にこの何十年も先まで、じゃ個々の、それぞれ、我が町が行政を続けていくことが可能なかどうかということと言われると、今の財政見通し等では、これは非常に困難であるということと言えるということ午前中に申し上げました。そんなことで、今ありますけれども、やはりできることは、ですから、午前中から申し上げておる自立のまちづくりを進めるということでもあります。そして、全員協議会でもお話ししましたように、皆さんの意見を聞きながら、今後の取り組みについては十分にしたいと、こういう考えであります。

合併の問題につきましては、午前中の一般質問にもございましたし、私の考えとしては、わかっていただけだと思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 合併の是非は今回も自立の町で当面頑張るということなんで、そうではなくて、結局、その原因ですね、今のような状況に陥っているところは住民の責任に発したのではないと。もうちょっとその原因をやはり見据えて、それが変えられるかどうか、自分の力では到底無理ですよ。それは国の、我々だって国の方針がやっぱりそういうことを見据えて、というのはなぜ言うかということ、財部さんという経済エコノミストが日本の借金時計というのをホームページに立ち上げています。

今17年度末の政府借金の額というのがさまざまな試算があるけれども、少なく見積もって773兆円、1分間に6,500万円ふえています。これが昭和60年度末、今から18年前には204兆円、今3倍以上になっています。これはどこに原因があるかと言えば、アメリカからの要請でべらぼうな公共事業、借金による公共事業をやったツケなんですね。そのあおりで地方の国民に回す金を切っていく、この構図が町村合併です。

そこは、それを覆せるかどうかということではなく、そこまでは言いません。そういうものが背景にあるということを入れて、ホームページをあければ、そのカウントがどんどん進みますので、目を回してしまうと思いますけれども、そういうことで、その認識を持っていただきたい。

次に、項目で進みますけれども、町長は町民と進める町政と言いましたけれども、いわゆる出前講座がいい試みだと思うんですけれども、出前講座でちょっと気になったのが、実施できない場合で、苦情やご要望をお聞きする場所がありませんので、趣旨を理解の上というので。ちょっとここは何でこういうことを書くのか、ちょっと答弁して、短く。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この出前講座というのは初めての試みというか、今までなかったことですので、そういう点で、ある意味では町民に注意といいますか、わかってもらいたいという思いで担当課の方はそういう文書を用意したと思います。細かい点については、担当課長から説明させます。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） この件につきましては、やはり今町長が申しあげましたように、単なる講座のメニューに問題でなく、一般的な陳情や苦情やということに終始するようではまずいのではないかとということで、先にこのチラシ等で提案させていただいたということでございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 町長、これは担当課の問題というよりは、やはりトップのその精神、町長が希望の持てる南伊豆町をつくる。ここで述べた、激論を重ねてこの町がかろうじて皮1枚で私は南伊豆町が今の姿があるというふうに思っているんですね。そうじゃなければ、一方の流れに乗り込んでいた可能性は否めない。

こういう中で、町民と直接、間接にしっかり受けとめていくという決意、これはやはり担当課だけではなくて、トップの姿勢として、何でも質問を、単なる要望や、そういう場ではないんだけど、何でも聞くと、聞いたからすぐやれとか何かじゃないんですよ。みんな本当に生活で明日もどうするか、そういう困っている底辺の町民というのはたくさんいるわけですよ。そういう声を受けとめると、しっかり。だもんで、これは何でもあれば言ってくれと、職員もそういう腹で取り組まなかったらだめですよ。

まちづくり基本条例というのを制定しているニセコ町、そういう町はほかにもあります。議会、何でも聞いてくれと、できること、できないこともあるんだけど、一緒になって考えようと、それが鈴木町政、町長の心情では全部解決する、そこまで負って頼んでいないけれども、一緒に考えようじゃないかと。そういう、まさに講座に、あるいは取り組みにしていく一歩、これは講座のメニューが出ているけれども、メニュー以外のことも議論できる、そういうことをすべきでないかと思いますが、町長、いかがですか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

出前講座というのは、本質的にはこうですよという意味合いで、そういう内容のものを書いてお知らせしたということですので、これは今言われるような苦情であるとか、注文等もあると思います。それはそれでももちろん受け付けないということではなくて、本来の出前講座はこういうものですよということと考えていくということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

12番（横嶋隆二君） この文面もうちょっと検討して直すべきだと思いますよ。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） それは検討して、今言われるようなことを十分に町民にわかってもらえるように訂正をしていきたいと思えます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） この項の最後、長くなりましたけれども、その他で産業振興とありましたが、財政が大変になると、勢いいろいろのものを削減するというふうなことが、もちろんむだなことは削減する。それ以上にこれを、いわゆる町を力づけて、築き上げていく、その点ですね、基本方針でいいです、町長の考えていること。その点お答えいただきたい。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 基本的には先ほどから申し上げておりますけれども、いわゆる総合計画、あるいは過疎地域自立促進計画等に基づく事業の推進になります。

そして、あと半年以降であるとか、あるいはその他のもろもろの、いわゆる我が町特有のそういった法律もございますけれども、適用となるものもございます。そういったものをよく見きわめながら、町としてなるべく財政負担の伴わないものを選択しながら、今後のまちづくり、そして、それぞれの、先ほど申し上げた項目に従っての事業推進、これらを進めていくということでありませう。

そうはいつでも、予算編成に入っておりますけれども、先ほどから申し上げておりますように、厳しい予算編成となりますので、十分な私の考えている面での予算面で、それが反映

できるかということも今ちょっとはっきりしたことは申し上げられませんが、今申し上げたような点で基本的には進めていきたいという考えであります。

12番（横嶋隆二君） 産業振興で考えたことは。

町長（鈴木史鶴哉君） 産業振興につきましては、ですから、我が町の何といたってもやはり1つの例をとれば、その厚生省の薬用栽培試験場の跡地の利活用の問題、これも答申が出ておりますけれども、これに向けての、いわゆる建設に向けての検討、調査、そして石廊崎で言えば、いわゆる参観灯台もそうですけれども、公衆用のトイレ、それから、そういったものに付随した設備、こういったことももちろん新年度では取り組んでいきたいということでもあります。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） そしたら長くなりましたけれども、次の項目で、これは日常職務に当たっている課長に質問をいたします。

これ順番いろいろありますけれども、大事なんで、産業振興についての考え方、町長大ざっぱに言いましたけれども、これまで産業振興については、これは振興するということ、これは町長の公約でもありますので、さまざまな産業振興。個々のものはありますけれども、それを日常どのように執行しているのか、産業観光課長。産業振興についての日常の取り組みの概要、時間との関係もありますので、それを簡潔に。

それと、今薬用の跡地で、役場の要請があったと思いますけれども、湯の花売店の経過、実績、それと行政としての位置づけについて、どのように見ているのか、その点を課長からお答えしていただきたい。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） お答えいたします。

産業振興についての考えということですが、これは非常に分野が広くてなかなか難しい質問でございます。

まず、実態はどうなっているかということでございますけれども、商工会等の調査、あるいはアンケート調査によりますと、その分析によりますと、非常に厳しいというような状態が出ております。また、今は通信網の発達で、インターネット販売、あるいは通信販売が多くなっているようです。これも非常に大きな打撃を与えるところでございます。

このような状況の中で、現在も町の定住人口では事業拡大によるところの景気向上の期待はできないという認識でございます。やはり何といたっても、観光交流客の増大によって事業拡大をする以外に方法がない。したがって、その衰退次第ではすべての産業の景気に影響を及ぼすと言っても私は過言ではないと思っております。

そのような状況の中で、今後ですけれども、今ご質問が出ました湯の花売店の経過と位置づけについて述べさせていただきます。

この湯の花売店は、当初、平成16年度、17年3月に旧厚生省伊豆薬用植物栽培試験所跡地に、南伊豆町農業振興会会員有志外33名により組合方式で開設され、約1年9カ月が現在のところ経過しております。

平成18年5月に、私も出席させていただきましたけれども通常総会が開催されまして、そのときの平成17年度決算報告では、当初の売上目標を達成し順調に推移しているとのことでした。開店2年目に入った平成18年度も毎月前年を上回る売上があって、会員も当初120名の登録だったのが、現在は300名を超えているようです。

したがって、農家の期待も大きく、湯の花ができたことによりまして、農産物等の販路が拡大されておりまして、所得が向上、生産意欲の向上、そういうことに大きな役割を果たしていると思います。地域内経済循環型とでも言いましょうか、そういうことだと思われれます。

町といたしましては、先ほど町長が答弁しましたように、地産地消の促進、農林水産振興政策上からも重要な施設と考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 産業振興ではそのくらいですかね。産業団体は商工会とか、観光協会、それぞれの思いがあると思うんですけれども、湯の花の昨年の売上、それと客観的な、どのくらいで、その売上額はどのくらいの位置を占めるのか、近隣で。そういう調査、あるいは全国の、全国というか、農林水産省の統計等の比較でもどのように見ているか、それは認識されています。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） 昨年の総売上ですけれども、約4,300万ほどあったと聞いております。特に、2月、3月はみなみの桜と菜の花祭り等の関係上、売上が多いということで、3月で約540万、一月で。そういう売上です。

ただ、今申されました他の農林水産体験施設ですか、この比較とはしたあれないですけども、当初の、できたばかりなものですから、まだまだこれから伸びるんでしょと、そういうような認識です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 産業振興という非常に課題としては大きく見えるんですけども、全国で直売所は農林水産省の昨年の統計、農産物直売、農産物地産地消等実態調査、これは今全国で1万2,000カ所あると。近隣では下田にある旬の里、初年度の売上は、この半島の先端であるにもかかわらずそこを上回っていると。やはりこれは町長も頭に入れておいてほしいんですが、全国の直売所の中には自治体が課長を派遣して、いわゆる事務局長的な人件費も含めて人間を派遣してやっているところもあると。ところが、そうではない、役員がボランティア程度で、に近い状態でやっていて、それが課長も言ったように地産地消で売上が生産者、地元の人に落ちると。消費も地元のお金が落ちる、雇用もパートですが、これが生まれていると。

やはりこうした、いわゆる端緒と言われるけれども、実態経済をやって生まれているところに、そのヒントを、産業振興のヒント、いわゆる何々業を大きく立ち上げるのは難しいかもしれないけれども、本当に地産地消というのはどこにも一般的にある言葉ですけども、ここに当てはめれば、南伊豆の地理的、環境的、歴史的、そういうものを含めて、それも特色にしながらこれを生かしていく、これはいろいろ大変だということはあるかもしれないけれども、観光だけではないんですね。

これは11月27日の朝日新聞に出た、とっても有名なんですけれども、徳島県の上勝町、私たちが数年前に視察をした海亀の日和佐町、今日和佐町ではありませんけれども、人口2,000人で、徳島からも山の中に入る道、ここで、これはつまものの葉っぱ商売なんですけれども、ここは第三セクターをつくったんですが、社長は町長、係長が今でも40、この時点で48歳、年商2億5,000万、こういう記事が出ています。2億5,000万と、ここに。

これがどうしてこういうことが起きたのか。私、一次産業だけをやれと言っているのではない。これは特徴的な姿で、いわゆる町民が、高齢者がふえてきて、いわゆる農林水産業も大変だと。そういう中で、何かしら町民が収入になるものを探したいというんです。この係長であった農協から派遣された職員が、休日も返上して全国を回って頑張っているところを調べて歩いたと。そして、この町の特色を生かして、海も何も無い南伊豆町のように豊かな

海もあって、山もあり、温泉もありじゃない、温泉もない、そういうところでこういう努力をしている。

それで、この記事はもう数年前にアウトドアで南伊豆町にもたくさんこういう雑誌を見てくる、図書館にも最近置いたらしいけれども、ピーパンという、去年の雑誌です。最新号には南伊豆町も紹介されています。何回も出ているんですけども、元気な田舎という特集の第11回に、上勝町が出ているんです。その点で、その時点では課長でありましたけれども、何が喜びかという、70歳、80歳のお年寄りが月収50万円という例がざらで、年収1,000万以上、中位クラスの老人でも月によっては売上が町長の給料を上回る。これが職員の喜びとして、これを元気な、元気というか、お年寄りに還元していると、喜びを与えていると、こういうことができたらゆる情報、私の程度の少ない情報でもこういうことがある。体験民宿だ何だ言ったって、これもその前の同じ雑誌ですよ、アウトドアの。これも元気な農村で民宿が体験学習をして、これは私の実家の近くの茂木という温泉も何もない町ですよ。体験民宿で、その土地の魅力を最大限引き出したこと。これはいわゆるそういう事業、地域の現状と町民の生活実態に心を寄せて、本当に何をしなければならないかというところに身を寄せなかったら考えが及ばない。

これは町長、課長だけではない、すべての者。コンピューター空港だなんて、だれが見たって膨大な投資で採算も取れないのがわかっている。そういうところではなくて、1時間でも何でもあれば情報を得て、インターネットでも何でも入る。こういうところの情報を、そして足元にも町民が毎月売上が口座に入ってくる。さらにふやしていこう、お客さんも、あるいは私的なものを求めている。こういうところに視野を寄せて日常の取り組みをする、それが必要ではありませんか。

町長、そして助役、こっち見てください、ちょっと。笑い事じゃないんですよ。大変だって、財政シミュレーションだ、計画で何年か先には町は赤字になるかもしれないと言っているときに、安定した給与が毎月入ってくるわけだ、笑い事じゃないんですよ、あしたはどうするか。海の人でもそうだ、海に行ったら、ワラサだ何だ釣れない、遊魚のお客は来ない、借金がかさむ、そういうところで悠長なことをしてられない。数十万の給料が入ってくる、そしたら助役、日常の決裁業務の中で、メモしなくていいですよ。こういう状況もあるし、日ごろ住民のところを回ってどうか。それを町長に日々の報告をしながら、月別にはどうか、データとして何が足りないのか、このぐらいのことはやれるでしょう。

湯の花は、自分の仕事を持ちながら町に要請されて、それでやっているんですよ、役員の

皆さんが。それで、まだ満足はしていないけれども、本当に町を振興していこう、今は農産物は多いけれども、もっと質的にも、そして、ここは海の物もあるし、温泉も、こうしたことには医師の皆さんもそういうところにも目を向けて自分の取り組みを協力しよう、そういう声も出ている。

どうですか、浮いたところのコンピューターだ何だ、採算だ何だではなくて、今足元に目を向けて、そして歩いたところでこういう喜びをお年寄りに与えている。ぴんぴんころりという言葉がありますけれども、死ぬまで元気に働いて、私は政府がやっている障害者や年寄り、高齢者いじめ、これはとんでもないし直さなければいけない、こういう政治は変えなければいけないというふうに思うんだけど、そういう声が多数になる前にも、それに負けないで、この半島の先端で生きていくまちづくりを役場が先頭になってやらなくて、だれがやるんですか、みんな明日生きるかどうかという状態でやっている人がいるのに。

町長、助役、答弁をお願いします。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、いろいろ横嶋議員が言われましたけれども、私はそういった点、ほかの面でもそうですけれども、自分なりに理解し認識しておるつもりであります。

したがって、先ほどから申し上げておりますように、ですから、今、町の将来を考え、今我々の時代だけでなく、子供、孫、我々の後世のこと、そして今までやってきてくれた先人の思い、そして、この町のことを思いながら今後のことを考えていかなければならない、そんな思いで日常の業務を推進しておるところであります。

たまたま今言われたいろいろな事細かい点もありますけれども、これについては、やはり私は日ごろも職員に言っておりますけれども、今後もさらに強く指示しながら行政に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） ただいま町長のお考えが答弁されましたけれども、私としましては、ただいま議員から意見が出されましたので、これを踏まえまして、担当課と十分これから検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） その点で、町長、助役に最初に質問した、いわゆる日常の行政執行に当たっての庁議とかありますよね。しかも首長は出張が多いと。指示しながらも、やはりこれだけの集団で、庁議も含めてチームを集団での英知を出す、そういう点で、やはり日常の連絡、これは立ち入るといよりは、やっぱり本当にこれは普通の会社だって当たり前、日報、そして週単位、あるいは同じここで仕事をしているわけですから、月単位のデータ、こういうのをきちんと出して、それを行政評価でも数量的な問題とか出ましたけれども、庁議の課題ではそれを指示してやると。助役はまさに事務職のトップで、そうしたものを日々連携しながら決裁というのをしなかったら済まない……

議長（藤田喜代治君） 横嶋議員。

12番（横嶋隆二君） そういうところ、55分までですよ、あともうちょっとありますね。55分ですね。

ということなんです。そういうちょっと立ち入りますけれども、助役、担当課長等々に聞くというのは大事ですが、決裁する上では、やはり勉強もしてもらわなければ困るし、机上の勉強だけではなくて、やはり現場に出て、現場の状態を本当につぶさに、みずからの足で、町長もそうですけれども、これを見て歩くべきではないか。その点はいかがですか。

議長（藤田喜代治君） 助役。

助役（小針 弘君） ただいま議員申されましたように、非常に今の社会情勢、あるいは経済情勢厳しい中で、多岐にわたってそのようなことが要求されております。十分にそれらを認識して、これから当たってまいります。

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） まさに切迫感を持って取り組んでほしいし、そういうことを、こういう上勝町などは20年前から係長クラスがやって今に至っている。私はこういう紹介は高知県の馬路村だ何だという話、内子町の直売所だという提案をしてきましたけれども、残念ながら、直接は費用がかかっていけませんけれども、行政担当者はやっぱりその生身の姿を見て、いい教訓を生かして、この町にあふれるほどの宝がある、それをやっぱり生かす取り組みをすべきでありたいということです。

あと若干、1分ぐらいですけれども、質問の依頼をして大変全部消化できないで申しわけありませんでしたけれども、補正予算等々でこれを生かして、質問をして生かしていきたいと。

伊豆医療圏の二次救急の問題では、共立湊病院の問題、建てかえだ何だの議論が出ているけれども、医師会の意見でも、当面今大変なのは二次救急の対応だと。河津、東伊豆の東賀の二次救急の対応だと。こういうところに力を注ぐことが賢明な措置であって、共立湊病院は、当座は耐震の問題でこれを計らうことをすべきだと。

この点を私は申し上げて、時間になりましたので、今日の一般質問を終わらせていただきます。

切迫感を持って行政執行に取り組んでいくことを重ねて強く要求しまして、終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

散会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

署 名 議 員 保 坂 好 明

平成18年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成18年12月13日(水)午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(9名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
8番	漆田修君	9番	齋藤要君
10番	渡邊嘉郎君	11番	石井福光君
12番	横嶋隆二君		

欠席議員(1名)

7番 藤田喜代治君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	高橋一成君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	外岡茂徳君	窓口税務課長	石井司君
健康福祉課長	小島徳三君	会計室長	佐藤博君
教育委員会 事務局長	谷正君	水道課長	小坂孝味君
生活環境課長	大年清一君	総務係長	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 山本正久 主 幹 栗田忠蔵

開議 午前 9時30分

開議宣告

副議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しております。

これより12月定例会本会議第2日を開会いたします。

会議録署名議員の指名

副議長（渡邊嘉郎君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

12番議員 横 嶋 隆 二 君

1番議員 保 坂 好 明 君

一般質問

副議長（渡邊嘉郎君） これより一般質問を行います。

保 坂 好 明 君

副議長（渡邊嘉郎君） 1番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 初めに、町長の行政報告にもありましたが、本年11月12日に第3回子供議会が開催されました。その内容は回を重ねるたびに子供議員の質問が質問の鋭さを増しており、これでは我々としてもうかうかしてられないなという感想を持ったところであります。改めて子供の視線の鋭さを感じたわけでございますけれども、中でも過疎対策並びに

弓ヶ浜のウミガメ保護と観光の矛盾を指摘したことについては、私も目をみはるものがあります。この子供たちが将来この町にいてくれるならば、この町は大丈夫だということを重ねて実感をしました。

しかし、その子供たちが大きくなって安心して住める町に、それからまた子供たちにしっかりとした形でその町を継承していただくということ、その姿をしっかりと今議論しなければならない。それが私たち大人の責務であると痛感しますので、その思いから今日は質問をさせていただきます。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

新年度予算案の編成における町長の政治姿勢ということでお伺いいたしますが、その趣旨に入る前に、関連しますので一つ町長にご意見を賜りたい。

現在、伊豆縦貫自動車道が開通に向け着実に進行しております。推進しているわけですが、こういって大きなインフラ整備でそこにある町が大きく事情が変わったということは、全国どこにでもある話でございます。当然、南伊豆町も例外ではありませんので、まちづくりを創造する上で非常に大きな要因であるこの道路開通をいかが町長は考えられているのか、まずそのご意見を賜りたい。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、議員の言われた伊豆縦貫自動車道の開設に向けてということでありまして、やはり我々これは伊豆半島島民の悲願でありまして、一年も早くという願いがあるわけでありまして、そして、我が町のことを考えますと、やはり何と言っても、伊豆半島の最南端に位置する当町にとりましては、ほかのどの自治体よりもその願いは強いわけでありまして、そして、この開通に向けて何としてもやはり今からそれぞれの国道であり、県道であり、町道であり、いわゆる関連道、アクセス道路の整備をこの開通を目途として進めなければならないという思いであります。

したがって、今までもそうですけれども、これからもなお一層の県・国への陳情を重ねながら、こういったアクセス道路等の整備促進を図ってまいりたいと思います。そしてまた、それに向けてそれぞれの基盤整備、環境整備等も進めなければなりません。そういったことを考えながら、この伊豆縦貫自動車道の一日も早い完成を我々としては祈るところであります。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ただいま、確かに南東先端に住む我々に対しては、その開通の思いは非常に大きい。そのためにもこれから基盤整備をしていかなければならないと、そういう思いだと思いますが、私自身もその思いであるわけです。なおかつ、先ほど言いましたけれども、この道路開通によってこの伊豆半島地域内が大きく変化するのでないかということ推測するわけでございます。

当然それにはその道路、ストロー現象と言いますけれども、それによって吸うか吸われるかということが出てくると思います。今の南伊豆町内の現状を見るならば、私は吸うよりは吸われる方が大きいのかなという危惧がございまして。ですから、その伊豆縦貫道を見据えて、町長が答弁ありましたけれども、基盤整備を進めるということが必要だと。私はそれを感じて言うならば、今まさしくこの南伊豆町、先端にあるわけでございましてけれども、その道路が入った将来の利便性、それから、それに伴う南伊豆町の魅力度を増せば、私はこの道路開通というのは非常に好機というふうにとらえるわけでございます。

そこで、町長はご自分の選挙公約であります希望の持てるまちづくり実現のためにどんな努力や創意工夫、またアクションをされているのか、その公約の主な政策面と中長期的なビジョンをまず確認をさせていただきたいと思っております。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

私は、希望の持てるまちづくり、そしてこれを進めるために町民参加のまちづくり、融和と協調による明るいまちづくり、そして簡素で効率的な行政運営、この3本の柱で公約実現のために、就任してから1年半たちますけれども、行政に取り組んでまいりました。

これまで第4次の南伊豆町総合計画を基本といたしまして、産業振興、そして少子高齢化対策、医療、福祉、教育、防災等へ取り組み、まちづくりを進めてきたところであります。これら対策につきましては、それぞれの施策については毎年ローリングを行い、長期計画の中でも住民のニーズ、あるいは経済情勢の変化や法律の改正など、変更を余儀なくする場合も生じてきております。先般ご説明しました財政見通しでも、私自身が各課、局から幅広い事業のヒアリングを行い、財政状況の厳しい中で住民生活に必要な事業、行政効果、それから

優先度、これらを勘案して5年間の中期財政見通しを立てております。

以上のような状況の中で、今後、中長期的には南伊豆町行政改革大綱及び南伊豆町行政改革推進実施計画、いわゆる集中改革プランを推進し、厳しい財政状況の中ですが、町民の生活を一番に考え、昨日の一般質問でも申し上げましたが、次の5つの重点施策を柱としてまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

まず、1点目としまして第3次南伊豆町行政改革大綱及び第2次行政改革推進実施計画に基づく自立のまちづくりの推進、2番目として町の将来を担う子供たちのための教育環境整備、3番目として少子化対策に係る子育て環境づくりの推進、4つ目に高齢者、障害者に優しいまちづくりの推進、5つ目に地域資源を生かした観光の振興などであります。これらの実現に向けて一步一步進んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ただいま5つの目標を伺ったわけでございますけれども、まず最初の行財政改革、これはまさしく今、徹底して行わなければならない状況だと思います。ですから、今5つ言われたその目的に対しては、当然、町長の公約にも結びつくわけでございますけれども、当然、その公約実現には予算が伴うわけでございます。その予算は行政の設計書、バロメーターであると言われても、町独自の基本計画構想があるので、確かに町長が言われるとおり、その計画に盛り込まれた事業を優先的に予算へ反映させることが大切であると私も考えます。しかし、反面、町長が町民に公約した事柄がありますので、その一つでも、今言われた一つでも多く盛り込むようにする姿勢が私は大切であるというふうに考えるところであります。

そこで、平成17年度決算をどのように総括しているのか、また、現在までに公約実現のための取り組み施策と新年度予算、これは体制も含みますけれども、その町長のリーダーシップということでお伺いいたします。

まず最初に、平成17年度決算を町長はどのように総括されているのか、それをお伺いしたいと思います。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

平成17年度の南伊豆町一般会計の歳入歳出決算につきましては、歳入が45億3,600万円、歳出が43億2,800万円で、差し引き2億800万円となりますが、翌年度へ繰り越す工事費等の財源2,800万円が含まれますので、実質の繰越額は1億8,000万円となり、実質収支比率は前年対比0.6ポイント増の6.1%となったところであります。

歳出は、普通建設事業等を抑え、人件費、公債費、扶助費の義務的経費も44.7%に抑えましました。また、南伊豆総合計算センターの解散に伴い、機器備品の購入、TKCへの委託料等の増額により物件費が14.1%となったものの、経常的経費は構成比で73.1%にとどまりました。しかし、8月の台風11号等による災害復旧事業費が前年対比の84%増の1億8,400万円となり、投資的経費は構成比で12.4%となりました。経常収支比率は83.4%と、わずかながら下がりましたが、相変わらず財政の硬直化が進んでおるところであります。公債費につきましては6億5,300万円となり、公債比率が前年14.4%から14.9%に、公債費負担比率は15.81%から16.20%となりました。町債の17年度末残高は55億2,600万円となったところであります。

一方、歳入では、依存財源が67.4%となりましたが、そのうち交付税は構成比43.5%で、交付額は3,600万円の増で19億7,300万円となりました。また、税源移譲としての所得譲与税交付金は対前年110.1%アップの3,600万円となりました。実質財源のうち財政調整基金繰り入れは当初予算に比し5,000万円減の1億2,500万円となり、財政調整基金残高は3億円を確保することができました。

本町は、依存財源、特に地方交付税に頼る割合が大きく、経済情勢や国の地方財政計画に大きな影響を受けるので、歳入の見通しは極めて不透明であります。財政状況は引き続き厳しく、財政調整基金の取り崩しに頼るしかなくなりますので、行財政改革を徹底的に推し進めなければならないというふうに考えております。

また、これに加えて高齢人口の増加に伴う老人保健、介護保険への繰出金、共立湊病院への繰出金、下水道事業への繰出金、ごみ焼却施設の経費、まちづくりに対する経費等々、年々増加するものと思われますので、南伊豆町総合計画や過疎計画に基づく施策、また、その事業の重点化を検討し、何を優先すべきかを順位づけて、限られた財源の中で効率的な財政運営をしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ただいまるお話がありましたけれども、先ほど言いましたように行財政改革の徹底を図っていただきたい。私もそう思うわけでございます。当然、全国ほとんどの自治体がただいま厳しい中、その平成19年度の予算編成作業を行っているところであります。鈴木町長が誕生して2回目の編成作業ですね。そういうことになりますけれども、先ほど伺いました総括、それを踏まえて、続きの新年度予算案体制への町長のリーダーシップということをお伺いしたい。

平成19年度予算は当然、鈴木町長の設計書であると。ですから、ご多忙で、いろいろ出張もされているというふうには伺っておるんですが、この今とても大切な時期でありますので、その出張を避けてでも、私は町長みずから陣頭指揮をとっていただいて編成作業に当たるべきだと考えております。その予算編成に対する鈴木町長の考え方というものを1点伺いたいと思います。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

私は先ほど申し上げました3本の柱、町民参加のまちづくり以下のこれらを基本として、いわゆる希望の持てるまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。そういった中で、19年度の予算編成方針では、まず第3次南伊豆町行革大綱及び第2次行政改革推進実施計画に基づく自立のまちづくりの推進、2つ目に町の将来を担う子供たちのための教育環境整備、3つ目に少子化対策に係る子育て環境づくりの推進、4つ目に高齢者、障害者に優しいまちづくりの推進、5つ目に地域資源を生かした観光の振興を重点施策として位置づけ、これに的を絞った予算編成を行うよう職員に指示したところであります。

特に、予算編成方針示達に当たっては、職員一人一人がさらなる危機意識と改革意欲を持って当たるよう特に指示したところであります。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 私は先ほどそれを伺いましたけれども、実際それに対して指示をしたということでもありますので、それ以上に強い意思を持って推進されることを望むわけでございます。当然そこには、先ほど言いましたけれども、町長が公約したもののほかに、町民ニーズにこたえなければならない仕事はたくさんあるかと思っております。しかし、先ほど来いろ

いろいろ出ておりますけれども、財源は限られている。結局、鈴木町長が公約した事業まで手が及ばないという結果になれば、当然、鈴木町政は何をやっていたのだということのおしかりを町民から受けるわけでございます。現在の財政状況が厳しいときだからこそ一層の行財政改革を推進し、ときには英断を下して、町長がご自分の政策を限られた予算枠の中でいかに盛り込むかが行政手腕の見せどころであり、町長にはその決意を持って予算編成に臨んでほしいということをつけ加えておきたいと思えます。

そして、今回なぜ私はこの予算編成において町長の政治姿勢を伺ったかといいますと、これには一つ理由がございます。それは行改を推進する上でも重要な柱の一つに地方分権に対応できる人材を育成する責任が鈴木町長にはあると感ずるからでございます。今回はその通告はしておりませんので質問はここではしませんけれども、当然、人材育成については鈴木町長のお考えはあろうと思えます。しかし、あえてここで参考までにものづくり日本を自負する企業の人材育成の精神を鈴木町長にお聞き願いたいと。既に知っている方もおられるかとは思いますが、数々のヒット商品を世に生み出す本田技研工業の現社長の福井威夫氏が入社時に述べた話であります。

入社してホンダウェイを学ぶのもいい、しかし、君たちが何かを持ってくる何かをしなければ明日のホンダはない。ホンダを変えることに自分たちの価値があり、ホンダのために働くこと自体、既にホンダウェイではない。人が何のために働くかということ、会社のためではなく、自分のために働くのだ。それはいつの時代も、世界中どこでも共通だ。

私はこのことを伺って感動いたしました。普通は会社のために何ができるのだ、何のために働くのか、何を君たちが提案できるのだということを多分求めるのが普通ではないのかなと。そうしたことを考えて、その考え方の基本を見てみますと、創業者以来、ワイガヤ精神というのが根づいておりまして、ホンダの役員は個々の小部屋を一切持たないそうでございます。ですから、大部屋でワイワイガヤガヤと議論することで、その趣旨の相互信頼、共通認識を持つこと、これが社風となって三現主義というのを徹底しているそうでございます。この三現主義というのは、現場・現物・現実からなる徹底したトップの現場主義の理念であり、これが人材を育成し、結果、会社や社会貢献につながっていると。

昨日も同僚議員から、現場を直視していただきたいという質問があったかと思えます。平成19年度の予算編成は、明日の南伊豆町の形成につながる大切な作業でございます。地方分権を担う人材育成を念頭に入れながら、みずから陣頭指揮をとって職員をときには叱咤激励し、削るところは削り、効果が見込めるものには増やすというようなめりはりある予算編成

を期待いたしますが、再度、町長の姿勢の確認をさせていただきます。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの人材育成ということでありまして、これは今まで日ごろ心がけておりますし、行ってきております。そして、私は、何よりもやはり予算編成に当たっては規制概念を捨てて、そして慣例にとらわれなくて、改革意欲を持って当たるようにということを申し伝えております。そして、現場にあっては、常に私も各課には顔を出し、そして出先の事務所にも行ったりしておりますけれども、やはりまず私が実情を知ること、そしてそれを課長、職員に考えを伝えること、これが基本だと思いますので、これについては今後もそういうことで進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ぜひ町長、徹底してお願いいたします。

次に、町民にわかりやすい新年度予算説明資料作成に対する町長の考え方をお伺いいたします。

町長のお手元には原村の予算説明書がありますね。これは皆さんにお配りしたかったんですが、この間、原村に行って購入してきたので、それを見ていただければわかるんですが、私の手元には二セコ町の予算説明書がございます。このように、多分二セコの方は町長が議員当時に目を通したことがあると私は思っているんですが、その内容を見て町長の感じられるところを伺いたいわけがございますけれども、実際この予算説明書の内容については、町民の税金を預かり、どのような使われ方をしているのか一目瞭然になっております。非常にわかりやすい。また、その行財政改革を推進する上でも、町民への情報の開示並びに情報の共有という観点からも、このようなわかりやすい予算説明書を作成する必要がある、私はあるのではないのかなと思うところでございます。

それで、作成するには、ここまでの立派なものは私は求めませんが、一度このような内容のフォーマットをつくってしまえば、そう難しくない作業ではないのかなと、私は理解しておるわけがございますけれども、この予算説明書について町長はまずどう思われるか。また、南伊豆町においても今後作成する必要があるか私はあると思うんですが、町長の考え方を伺っておきたいと思っております。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまこの原村の予算説明書を初めて見せていただきましたけれども、確かに内容、非常にわかりやすく作成されておりまして、今まで私もこういった予算説明資料は初めてですけれども、確かにわかりやすい立派な資料だと思います。

ところで今、議員の言われるように、確かにわかりにくい予算説明資料となっている部分もあるかと思えます。しかしやはり、これから調査検討して作成していきたいと思えますけれども、特に前年比較については、金額だけではなくて内容についての説明や意見、その事業が町施策に合致しているかどうかの評価等も入れられるような検討もしていきたいというふうに思っております。また、予算書の説明資料だけでなく、決算書の説明資料についても再検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、議会議員の我々には確かに今言われましたように、評価等を含めた、またその事項についての説明というものをつけ加えていただければ、なおさらありがたいというふうに私は考えるわけでございますけれども、私の言ったところは町民の皆さんにわかるようなということでありまして。ですから、その辺をひとつ理解の上、今後また検討をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、次の財政シミュレーションの作成の進捗状況と活用方法でございます。

ただ、過日、財政シミュレーションは全員協において配付していただきました。ですから、これについては述べませんけれども、昨日も財政シミュレーションに関して質問がございました。当然、この間私たちに配っていただいた財政シミュレーションの策定に対する考え方、条件については、その表紙にもございますけれども、現在の総合計画、後期過疎計画、各課計画を実施した場合、財政収支がどの程度まで悪化するか予測を立てて、そのギャップを解消するためにはどのようにしていけばよいのかを考える資料ということが明記してございます。早く言えば、行財政改革を徹底して行い、この中身の数値にならない行政運営をしようという目印的なものだと私は理解するわけでございますけれども、町長いかがでしょうか。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ただいまの財政シミュレーションでありますけれども、財政シミュレーション、当町においては財政見通しというふうに呼んでおります。その作成につきましては、平成15年度から作成を開始しまして、本年度で4回目の作成となります。今年度分につきましては、既に作成は終了して、先日の議会全員協議会の場において議員の皆様にも公表したところであります。

内容につきまして若干述べさせていただきますと、財政見通しは、平成18年度9月補正後の予算をもとに一般財源ベースで一定の仮定に基づいて平成19年度から23年度までの5年間の試算を行ったものであります。試算した結果、平成19年度には財政調整基金を全額取り崩しても2,000万円弱の赤字が生ずる結果となり、その後平成23年度まで毎年3億円前後の赤字が出ると試算しております。

この試算結果を真摯に受けとめ、そして、早急に平成19年度予算編成から地方行政改革大綱及び地方行政改革推進実施計画に基づき、さらなる行財政改革を推進して赤字解消に努め、平成19年度に作成する財政見通しは収支均衡のとれた財政計画として公表し、それに沿って財政健全化を速やかに進めてまいるといふような考えでおりますので、皆様のご理解をいただきたいというふうに思っております。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それでは町長、過去に、私の記憶するところでは、町長はこの財政シミュレーション作成後、その内容がひとり歩きすると困るということを抑せでした。これはまちがいないですか。

〔「はい」と言う人あり〕

1番（保坂好明君） 私は、そのためにもこのような行財政運営にならないための代案としたものがこれだ理解するわけでございますけれども、今、町長が答弁の中にありました財政計画、健全化計画と言ってもいいんでしょうけれども、それをまず早急につくって、財政シミュレーションと財政計画、これの両立てをきちっと町民の皆さんに公表する、開示する必要があると私は理解するわけでございますけれども、今後、ですからこの財政シミュレーション、財政計画、それらを踏まえてどのようにされるおつもりかご意見を賜りたいと思います。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

やはりこれからの我が町の行政を進める上で、この財政見通しというのは非常に重要な資料でありまして、昨日も申し上げましたけれども、これを財政計画として早急に作成したいということを申し上げました。これは、ですから来年度、平成19年度においてこの計画を策定してまいりたいという、現在考えております。

もろもろの、議員もご承知のとおり、交付税であり、あるいは補助金であり、そして我が町の税収であり、なかなか不透明な部分がまだ多いですけれども、そうは言っても、やはりできる限りの資料を集め、データを集め、そしてこの財政計画を作成したいというふうに考えております。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 次の質問に入らせていただきますが、ただいま新年度予算案、町長の政治姿勢、その中行財政改革、どちらかというところスリム化する方向での質問をるるさせていただきます。

それと同時に、当然削るばかりではなくて、どこかで増やすこともしていかなければならない。次の質問はそういったことを観点にお伺いをするわけでございますけれども、南伊豆町内の産業振興に対する取り組み状況として伺います。

南伊豆町内の各種産業の景気実態と、その分析における対応でございますけれども、現在、過去最高のいざなぎ景気ということを報道でよく言われております。しかし、地方の末端に住んでいる我々においてはその実態がほとんど感じられない。むしろ悪くなっているのではないのかなということさえ思うところでございます。

そこで、町内産業の景気実態と、それを当局はどのように把握しているのか、また、その分析と対策があれば、ご答弁を伺いたいと思います。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

町内の各種産業の景気実態につきましては、把握する材料として、税務申告による課税状況調査に基づく営業所得や農業所得の推移、また、商工会あるいは観光協会が毎年実施して

おります地域の主要産業の景気アンケート調査、観光客入り込み状況調査等により実態の把握に努めております。

また、静岡県の生活文化部観光コンベンション室による平成17年度観光交流の動向調査では、県内を訪れた観光レクリエーション客の動向として、本町内に既存する施設または行事にかかわる入り込み率等は、自然いわゆる海岸景観が3.5%、動植物園3.4%、観光農林業1.1%、ゴルフ場3%、海水浴場2.4%、温泉入浴施設6.2%、季節行楽、これは花見等であります、4.1%となっております。

これらの調査等を分析すると、町内の業種別では、平成16年度から平成18年度にかけて、電気機器の一部業種で横ばい、やや上向きとの回答を得ましたが、他業種の建設、観光、小売水産加工業等では下降との回答であり、本町の産業構造における景気動向の特徴が顕著にあらわれていることを示しておると思います。

以上です。現状は。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、全体から言いますと、恐らく二極化が大きく出ているのではないかなと思うのです。当然いいところは本当にごく一部なのかなという気がいたします。

そしてまず、昨日、同僚議員の質問に産業観光課長がお答えしていたわけでございますけれども、観光交流人口の拡大ということがございます。当然我が町も、町長が言われるとおり、観光立町ということでその推進を図っているところであると思っておりますけれども、外貨獲得のためには、外貨というのを外から来るお金を獲得するのが町内の景気を盛り上げるためには即効性があるというふうにも私は理解するところでありますけれども、行財政改革推進の当然、歳入拡大に向けての今日までの産業振興施策、それから並びに実行状況、これからの展望ということをお伺いしたいとわけでございますけれども、その行財政改革を推進するには、先ほど来いろいろ言われておりますけれども、基本的には、私は歳出削減と歳入の拡大、これしかないと理解しているところでございます。その歳入拡大というのが今申しました観光交流人口の拡大、これを図ることがまず僕は大きな柱ではないのかなというふうにいるところなんです。

当然、行政としてそれだけに特化するわけにはいきませんが、今回は産業振興ということで幅が広くてとらえにくいということもありますので、私は観光の歳入拡大策が今後どのような形で実施されるのか、その辺を、時間の都合もありますので簡単にご説明ください。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

本町においての産業の景気動向であります。第1次産業及び第2次産業においても、定住人口での需要拡大等による景気の向上は非常に厳しいと言わざるを得ないと思います。そこで、町の基本とする観光立町としての位置づけから第3次産業、いわゆる観光産業ですけれども、これの観光交流客の増大による需要拡大に依存せざるを得ない。そして、観光産業の動向が全体の各産業の景気を左右すると言っても過言ではないというふうに考えております。

産業振興による景気向上を図るためには、町産業の根幹である観光業の振興、観光客の動向やニーズを的確にとらえた事業展開による誘致増大、それから自然環境の保全、観光施設、観光農業、イベント等の充実及び新たな企画の開発により、県内の類似施設を訪れている観光客の誘致に取り組むとともに、平成21年3月開港予定の富士山静岡空港を見越した外国人への誘客宣伝にも取り組む必要もあろうかと思っております。

そしてまた、昨日も申し上げましたけれども、我が町におきましては厚生省の薬用栽培試験場跡地の利活用の問題、これも19年度においては重点的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、観光立町としての位置づけであります。それで私は2点確認をさせていただきたいと思っております。

町長の認識で結構でございますけれども、南伊豆町の観光の原点というのはどの地域を指すのか。まずこれが1つ。それから次に、現在までに南伊豆町全域における観光グランドデザインというようなものを制作したことがあるのかどうか。これはあるかないかで結構です。

以上、2つです。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 原点、地域ということですがけれども、私はやはり我が町の産業構造を見てみますと、いわゆる第3次産業である観光サービス業が約70%を占めております。そして第1次産業が十数%、そして第2次産業と、こういった構成等から考えて、やはり前か

ら申し上げておりますけれども、我が町は観光立町であるということは、やはり特定地域をどこどこということではなくて、まず、町全体が観光の町であると、そして、その中にはやはりそれぞれの拠点がある。例えば弓ヶ浜であり、石廊崎であり、波勝崎苑であると。そしてさらには下賀茂温泉、こういったいわゆる温泉を生かした町づくりというのは、古来より継続してきておるわけでありますので、そういった考え方で、そして、山間地である南上地区方面においてもやはり今、自然を満喫するという意味でのいろんな新しい観光のあり方もありますので、やはり私はそういった地域であっても観光地としてとらえていきたい。

ですから、町全体が観光地であるという考えであります。

〔「もう一つ、観光グランドデザイン」と言う人あり〕

町長（鈴木史鶴哉君） グランドデザインにつきましては、地域に限ってはたしかあったと思いますけれども、町全体でこういったものは、私の知る範囲ではありません。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 1つ目の、聞き方を私がちょっと間違えたのかと思うのですが、シンボリックなことからすると、私自身理解するならば、石廊崎灯台というのがやっぱり過去の経緯からしても大きな位置を占めるのではないかと、こういうふうな答弁をいただきましたかということですが、2つ目に関しては、全域においてはそういうグランドデザインをつくったことがないということでもあります。

そこで、当然、町長が観光立町を言われている。町長だけではなく、前の町長、それからその前の前の町長もたしか言っていたのかなと理解するのですが、その観光立町ということ唱えるならば、今質問しました全町域における観光グランドデザイン、これを私はつくるべきではないのかなと。と申しますのは、よく、この町には振興するための資源がたくさんある、磨けばもっと光るものがたくさんあるのではないかというご意見をたくさんいただきます。これは私だけでなく、皆さんが恐らくそういったことを聞いたことがあると思うんですが、それはなぜかということだと思えます。実際この町、いろいろ歩いてみると、そういった資源がたくさんありますので、的を絞れないということが一つあるのかなと。それと同時に、その磨き方がわからないということもあると思います。

ですから、そういった課題というか、見方というのは確かにいろいろあると思うんですが、それらを含めて一つのグランドデザインをつくっていけば、方向性が示されるんじゃないのかなということをおもうわけでございます。ですから、私はここで一つ町長にご提案を申

し上げたいのは、観光立町と言われてきたのは、先ほど言ったように、町長だけではないのでございますけれども、全町域をどのように観光振興していくのか、その観光立町としての統一した振興の方向性、いわゆる舟でいうなら羅針盤をしっかりとつくっていただきたいと、このように思うわけでございます。

そこで、お手元にはこの資料、こちらは南伊豆町庭園構想ということでまとめた資料があります。これは南伊豆観光協会が中心になってつくったものでございますけれども、もう時間的には恐らく六、七年たっていると思います。私もこれをつくるときには作業に携わらせていただきましたけれども、当然皆さんの知恵で、ボランティアという形でつくらせていただきました。こういった一つの方向性を私は出していくということが今必要だということをお願いしたいわけでございます。

その背景には、現在、国会でも観光基本法を43年ぶりに観光立国基本法に改正して、また、政府が観光立国推進基本計画の策定をするなど、そうした背景がございます。これは町長も多分知っていることだと思います。その一方で、県内でも富士山空港、また、先ほど質問しましたけれども、伊豆縦貫自動車道の開通が進んでいる。その状況だからこそ、当然第4次総合計画等の考え方をさらに具現化するために、南伊豆町観光グランドデザイン、観光の羅針盤を町長、また町民と協働で作成していただきたいというふうに思うわけでございますけれども、町長のご意見を賜りたいと思います。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今言われたいわゆる観光立国として、そして全国で観光地化が進む中で、やはり言ってみればしにせである我が南伊豆町の観光のあり方を今後どうしたらいいのかということをややはり考える点で、今、保坂議員の言われたこのグランドデザイン、確かに私もそういうふうに思っております。この点につきましては、今後それぞれと検討を加えながら前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それでは、2つ目のご提案を申し上げます。

これもお手元に杉並区のこういった資料がございます。町長のお手元にはあえてカラーの

ものと、それからもう一つ冊子があると思うんですが、それをまず見てください。

これはまちづくり特別委員会でも検討を重ねてきたわけでございますけれども、当然その中で当町には杉並健康学園がございます。そのつながりで私はその資料を求めたわけでございますけれども、その内容の中に北塩原村、こことご当地丸ごと保養地契約ということを選び、かなり実績を上げているところだと伺っております。当然、特典をシステム化する中でこのように大きな自治体と丸ごと保養地契約を結ぶわけでございますので、その特典内容は資料を参考にさせていただければというふうに思って、先ほど町長にお渡ししたんですが、この取り組みに対する当町として、少なくともそんなに時間をかけて、例えば特別な建物を建てるわけでもないし、大きな財政が必要であるわけでないというように思いますので、こういったご当地丸ごと保養地契約というようなことを率先してセールスをかけて契約を結んでいったらいかがかなというふうに思うわけでございますけれども、簡単に町長、これについてご意見を賜りたいと思います。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この点につきましても、今後前向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひ歳入拡大に向けての一つの施策として取り上げていただきたいと思います。

そして、本日、最後の質問に入りますけれども、まき網漁業の違反操業に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制について、今日までの当局の具体的アクションと今後の対策ということ伺います。

このまき網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制については、本年3月定例議会で、過去と合わせて2度関係機関に意見書を提出していることは記憶にあるところであります。また、賀茂郡下の各議会でも同様の意見書を採択していただきました。それでは、この間当局は具体的にどんな情報収集やアクションをとられてきたのか、また今後の対策をどのように検討されているのか、簡略にご説明をいただきたいと思います。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

議員が申されますように、まき網漁船の操業につきましては、静岡県漁業調整規則によって定められておるところであります。そして、我が町の石廊崎から西海岸約500メートル程度の共同漁業権外でのアジ、サバ、イワシ等が対象となっておりますけれども、稚魚や漁獲対象となっていない魚種を一網打尽に漁獲するため、漁業者とのトラブルが続いておる状況であります。平成8年には郡船主会による県へのまき網廃止の抗議デモ、ことしの6月定例会では発議第4号により意見書を採択し、農林水産大臣等へ提出を行ったところであります。

まき網の違反行為に対する罰則は漁業法第138条に定められておまして、3年以下の懲役または200万円以下の罰金に処するというふうな規定がございます。この罰則規定だけではまき網の違反行為に対しての効果は期待できず、20海里以内の漁業禁止区域を設定することが最良の方法であるというふうに思っております。

しかしながら、20海里以内の漁業禁止区域を設定することは、業者の支局が区域内に存在する等の関係上難しい面があるというふうに思われます。よって、東京都が伊豆七島に設置した操業禁止区域、磯から10海里以内の操業禁止等を許可条件とするというものですけれども、これを設定することによって県が取り締まり等の権限を有することとなり、罰則強化につながることを期待をしているところであります。

このような状況の中で、平成19年8月に指定漁業の許可一斉更新が行われます。これに向けて静岡県から各漁協に意見聴取がありまして、水産試験室に意見書を提出しております。内容は、処置すべき事項として、まず1つ目に伊豆西海岸石廊崎の西南以西の操業禁止区域の設定、2つ目に水中集魚灯の使用制限、3つ目にモニタリングシステムの導入を措置すべきという3点であります。

町としましても、まき網漁業対策懇談会、これは賀茂の船主会、下田市議会及び担当課、南伊豆町議会及び担当課と協力をして連携し、県等へ強く働きかけていく所存でありますので、今後とも皆様のご支援ご協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長がご答弁いただいた内容そのものであります。幾つかの問題点が

あるわけでございますけれども、実際この問題というのは、私が伺った話では昭和40年代後半からもう続いているということでもあります。ですから、きのう今日できた問題ではないということがまず前提にあるわけでございます。

それで、時間の関係上その内容については細かくちょっと説明できませんけれども、お手元の資料の、もつれるまき網漁業という資料があると思います。その1枚をめくっていただいて、まずそこには今言いました経過、これは東京都がどのような形で禁止区域を持っていったのか、そういう経過が載っております。この1枚目です。

それから、次めくっていただければわかりますが、平成14年1月でございますけれども、指定漁業の許可の一斉更新に関する要望書、これは全漁連が作成したわけでございますけれども、その内容を見てもらいますと、こちら線を引いてありますが、東京都、静岡県、神奈川県、千葉県合同で、やっぱり規制強化を求めています。

これは当然、先ほど言いました漁連から出たわけでございますけれども、その次めくっていただきたいと思います。平成14年一斉更新に関する意見等収録ということで、これは水産庁の資料でございます。その水産庁の資料の中身をめくっていただきますと、その中に3として、大中型まき網漁業という項目があると思います。その中に各県の要望事項がまとまって載っておりますけれども、この中に静岡県がないんです。これ水産庁の資料ですので間違いはないと思うんですが、静岡県からの要望事項が出ておりません。ですから、そういったことで、なぜ平成14年に静岡県から水産庁への要望事項としてそういう規制を求めるものが載っていないのかということが1点、私は不思議に思うわけでございます。

ですから、今日はひとつこの件に関して、町長、県の方にまず問い合わせさせていただきたい。なぜ要望事項が出ていないのか。記載漏れだということは、私は少し考えられないわけでございますが、それをまず聞いていただきたい。

先ほど言いましたこの問題については、もう数十年という歳月が経過しているわけでございます。それから、その歳月の中の一連とした事件等を見ますと、既に漁協や、それから漁民だけで解決できる問題ではないということは、これは明白でございます。ですから、そのためには、町長、ぜひとも年明け早々、庁内にその対策協議会を発足させていただいて、平成19年の一斉更新に向けての内容の見直しと協定書の内容変更を求めるためにも、漁業者と地元自治体が一体となって、私はこのことに取り組んでいく必要があるというふうに思うわけでございますけれども、ぜひリーダーシップを発揮していただいて、関係機関に働きかけをして対策協議会、これを設置していただきたいということを求めるわけでございます。

れども、最後、この件に関してご意見を賜りたいと思います。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この件につきましては、先ほど申し上げましたような経緯を踏まえて、今言われる対策協議会の設置等を今後より前向きに取り組んで、そして、来年の更新へ向けて県に対しましてアクションを起こしていきたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） ぜひタイムリーな活動、それから指導を重ねてお願い申し上げます。

それから、そのほかの資料についてはすべてまき網に関連するものでございますので、ぜひともこういう機会を通じて、これは担当ということよりは皆さんに周知をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

では、時間ですので私の質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（渡邊嘉郎君） 保坂好明君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩をします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

副議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

清水 清 一 君

副議長（渡邊嘉郎君） 2番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、清水、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、行財政改革についてお伺いいたします。

先ほどからも一般質問の中で出ております行財政改革でございますけれども、これまでの発展的な行財政改革の方針、また改革の進行状況についてお伺いいたします。

町の行政改革大綱がことし3月にできました。これを粛々とまた4月から行革を行っていくものと思いますが、この大綱に基づきこの進行状況はどうなってきたのか、また、町長のこれまでの行革の進行状況はどう評価されておられるのかをご質問いたします。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

本町におきましては、平成18年3月に第3次南伊豆町行政改革大綱及び第2次の南伊豆町行政改革推進実施計画いわゆる集中改革プランを策定をし、本年度におきましても同計画に基づき行財政改革の推進に取り組んでいるところであります。

計画に基づく行財政改革の進行状況につきましては、さきに行われました南伊豆町行政改革本部会議におきまして報告を受けておりますので、その内容についてご報告をいたします。

南伊豆町行政改革推進実施計画に基づく97の実施項目のうち、平成18年度当初実施済みの項目が消耗品等の一括管理、敬老会の見直しなど20項目、平成18年度中実施または実施予定の項目が職員出前講座の実施、庁内インターネット環境の整備など21項目、平成18年度中に具体的検討委員会を立ち上げたものや平成19年度当初から実施予定している項目、これが郷土資料館の活用、通勤手当の見直しなど31項目、平成19年度以降に実施または検討を行う項目がNPOボランティア団体の支援及び活動の促進、指定管理者制度の導入、銀の湯会館、図書館など24項目などとなっております。

この数字につきましては、一部については実施が図られましたが、引き続き検討を行うものなど重複するものも含まれておりますので、南伊豆町行政改革推進実施計画の実施項目数とは一致をしております。

これまでにおきましても財政の効率化には鋭意努力してまいりましたが、行政改革推進実施計画に基づきまして福祉事業の見直し、消耗品等の一括管理、補助金の見直しなど約4,000万円の経費節減と、福祉事業の見直し、下水道事業への加入促進など約500万円の歳入増加につながっております。また、行政評価、職員研修の見直し、職員提案制度の見直しなど職員意識の改革、組織機能の強化などにつきましても、委員会やプロジェクトチームを設置するなど具体的な検討を実施し、既に実施が図られ、また今年度中の実施ま

たは方向性の決定を目指し、行革本部の指揮管理のもとに職員のおきまして詰めている状況であります。

今後におきましても、行政改革大綱にあります協働をもとに組織機能の充実、住民参画、情報公開、経費節減、歳入拡大などに努め、基礎自治体としての機能の充実、財政の健全化を図っていく所存であります。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） これまでの行政改革大綱の中で粛々と言っていくという形でございますけれども、これらも職員による行革本部があるという話でございますので、その中で一生懸命やっていただきたいと思います。また、それは町民に納得できる形、また職員が意欲的に取り組んでもらってそれが粛々とできてきていただくようお願いいたします。

次に、財政シミュレーションでございますけれども、先ほども出ましたけれども、12月6日の全員協で町の財政見通しが配られました。平成23年までのものが説明されましたけれども、先ほどと同じになりますけれども、これを見て町長はどのように考えられておられるのか、この財政見通し、これからの町を考えるとときに町長の考えをお伺いいたします。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

財政シミュレーションの作成状況、活用方法につきましては先ほどご説明申し上げたとおりでございますが、ここでは内容についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、歳入についてですが、実財源であります町税、使用料、手数料、それから財産収入、繰入金、繰越金、諸収入と、依存財源である地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金、地方特例交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方交付税、県営事業負担金軽減交付金、減税補てん債、臨時財政対策債を、それぞれの仮定に基づいて平成23年度まで試算をいたしました。

主なものとしたしましては、町税においては平成19年度より定率減税の全廃による税収増を見込み、地方消費税交付金においては景気回復の影響を見込み、わずかではありますが収入増とし、そして、地方交付税については普通交付税、特別交付税ともに三位一体の改革が継続することから毎年減額されることを想定をいたしました。

一方、歳出につきましては、経常経費である人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、扶助費等、及び積立金、出資金、繰出金、投資的経費である普通建設事業、災害復旧費を平成23年度まで試算をいたしました。

人件費につきましては、定員管理計画に沿って職員数を管理し、それに基づく所要額を年度ごとに計上したところであります。公債費につきましては、既に借り入れ済みの地方債の償還額を計算し、さらに平成18年度以降の借り入れに係る償還額を加算し、計上してございます。また、普通建設事業につきましては、事業についてのヒアリングを行い、町の方針と合致した必要最低限のもののみを計上いたしました。

しかしながら、歳入歳出の均衡はとれず、財政調整基金の残金すべてを投入しても平成19年度で約2,000万円の赤字という試算結果となりました。その後も毎年3億円前後の赤字が平成23年度まで続くものと試算をされております。

今後は、この試算結果を真摯に受けとめ、早急に平成19年度予算編成からさらなる財政改革を進め、平成19年度に作成する財政見通しでは、収支の均衡を図った財政計画として皆様に公表できるよう鋭意努力してまいります。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） この財政シミュレーション、財政見通しとございますけれども、今、町長が言われましたように、来年度、財政計画をつくっていくんだと言っておられます。この財政計画、町長の考えとしてどのようなものがあるのか、それでこの財政計画もどのくらいまでの年度を目標にしてつくられるのか、見通しでは平成23年まででございましたけれども、財政計画はこれからつくっていくかという話でございますから、この考え方とどのくらいまでの財政計画をつくられるのかお伺いいたします。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） まず、この財政計画ですけれども、期間は先ほど申し上げました19年度から23年度までの5年間であります。

そして、こういった内容ということですが、これはやはり先ほどから申し上げておりますように、歳入面、歳出面、それぞれをよりの確に把握しながら、もちろん作成をしていかなければなりません。ですから、先般行ったいわゆる各課の事業ヒアリング、これもそ

うですけれども、今後もこういったことをより精査しながら、そして、先ほど申し上げましたいわゆる財源見通し、各事業に対する交付税であり、補助金であり、そして我が町の税収、こういったものをよりの確に把握できる限り、これに努めながらやっぱり財政計画というのはもちろん立てなければなりませんし、基本的にはそういうことで詰めてまいりたいと。

ただ、これはやはり5年という期間になりますと、状況が今刻々と変わっておりますので、やはりその数値というのは、あるいは2年目、3年目で変わってくるかもしれません。それはその時点でやはりまた見直さなければならぬ。しかし、やはり計画を立てる時点で、できる限りの資料をもとに、データをもとにしながら作成をしていくということに努めたいと思います。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） この5年間、財政計画を立てられるという形でございますから、それを立てていただいて、毎年、国の方ではいろいろ変わってきますから、あるいは経済状況が変わってきますから、その都度見直しを変えるように思いますけれども、基本的にはやっぱり5年というようなものは常時、計画をつくっておいていただきたいと。見通しとともに計画もつくるという形で、両方一緒につくってみたらどうかと。それを議員の皆さんにも提示していただければ、議員の方々からもいろんないい意見が出てくると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、2番目の希望の持てるまちづくりについてお伺いいたします。

町長就任以来、希望の持てるまちづくりを推進してきているわけでございますけれども、町長の言われる希望の持てるまちづくりの進捗状況はどう評価してきておられるのか、また、これからどうしていくのかをお伺いいたします。総括でございますので、簡単にお伺いいたします。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この進捗状況ということでありましてけれども、いわゆる基本的にはやはり第4次南伊豆町総合計画、これに沿って今進めておりますけれども、先ほど来申し上げておりますように、5点ほど申し上げました。平成19年度においてはそういった方針であります。

そして、光と水と緑に輝く南伊豆町をスローガンに、光と水と緑に輝く、そして伊豆南端にきらめく回遊の町と、こういったことで今それぞれの事業展開をしておるところであります。細部につきましては企画調整課長から説明させます。

副議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） ご説明させていただきます。

総合計画は毎年、現年を含む3年ごとのローリングを行い、社会情勢の変動に合わせて次の4つの施策項目により事業を進めております。

1としまして、触れ合いと豊かさのある暮らしといたしまして、共立湊病院などの医療施設や福祉施設の充実支援、各種検診業務、地域包括支援センターなどの充実に取り組んでおります。

2点目としまして、活力のある産業と交流の町といたしまして、天神原地区の長者ヶ原山つつじ公園整備整備、下賀茂地区の足湯入浴などを初めとする観光施設整備事業、生活路線である町道成持吉祥線、町道大平B線などの町道拡幅工事に取り組んでおります。

3点目といたしまして、美しい環境を大切にしたい町といたしまして、平成28年度を目標として公共下水道の整備、現在着工中であります妻良地区の漁業集落排水整備、本年度実施中の防災ラジオの配備などの災害の充実を図っております。

4点目といたしまして、まちづくりの推進体制づくりといたしまして、第3次南伊豆町行政改革大綱に基づく集中改革プランを進展し、事務事業及び組織の総点検と住民参加のまちづくりを推進しているところでございます。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 総括的に5点、町長が公約に掲げましたものがあります。それでまた企画調整課の方では4点ありましたけれども、その中でももう少し詳しく聞きたいわけでございますけれども、各課でどんな取り組みをしているかということでございますが、前日もございましたけれども、教育問題ではいじめの問題がございます。やっぱり希望の持てるまちづくりの中では子供の教育問題も必要なことだと思いますからお伺いするわけでございますけれども、このいじめの問題はどの学校にもあると思います。

昨日、教育長は少ないようなことを言われましたけれども、実際は隠れていて表へ出てこない、そういうことが多分にあると思うんです。ですから、南伊豆町の学校ではいじめは

ないのではなくて、あるいは少ないのではなくて、あるものとして常時対応していくべきだと思いますけれども、教育長とか、あるいは事務局長の方で何かそれについて考えておられますか。

副議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 昨日も申し上げましたけれども、いじめは確かに発見することは非常に難しい。今、議員のおっしゃるとおりだと思います。幼少のときのいじめというか、その辺でどうさばくか、これは大人の技ということなんですけれども、そこから徐々に人に対して、他人に対して嫌がる行為をしてはいけないということを教えていくということになるかと思います。だんだん長ずるに従って、今度は人にわからないようなものも出てくると、そういうことであります。

この解決は言うはやすく非常に難しいという事柄だと思います。まず第一に言えることは、大人社会にもいじめはあるということです。これをやはり考えていかなければいけないということです。これは政治的な面でもたくさんあると思いますけれども、弱小者がどうも不都合、うまくいかないと、例えば大店法というのが例を考えてもらえば見当つくと思うんですが、小さなお店がつぶれていくというふうなケースが実際にはございます。

そういったようないわゆる大人の社会での、これはいわゆる政治的な面の排除ということだと思いますけれども、実際の大人の生活の中でも弱者に対して誹謗中傷したりするというようなことはあるわけですから、やはり大人の社会で卑劣ないじめを追放していくというふうな社会運動といえますか、それがまず第一にあるだろうと。長ずるに従って小さい子供が大人に向かって成長する過程でのやはりいじめを根絶していくと、これがもう一つあるかと思います。

いじめ、非常にこれは、昔も当然あったわけですがけれども、現在のいじめというのは大分事情が変わってきている。ただ、昔と今と比べた場合、子供が非常に隣の学校の子と自分の学校の子供がどちらもお互いに学校が違って仲がいいと、こういう協力的なところは昔の子供よりもはるかによくなっているという事実がございます。だからこそいじめとして引き立って目立つんであるというふうな感じはあるんでございます。

対応ということですが、これは昨日も申しましたが、発見された時点でやはり大人がどう解決してあげるか、ここが大事なところでして、これは学校関係者はもちろんですが、そのほかカウンセラーとか相談員とか専門の方がいますので、意見を聞きながら対処していくと、こういうことになります。簡単にすぐには解決しないこともありましようが、ご家庭の力を

かりることもありましようし、総動員して、大人の英知で解決していくということしか方法はなかろうかと思います。そんなところです。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今、いじめの問題は常時あるという考えで常時当たっていただければ、その中から新たないじめの問題がすぐ発見されて、いい方向が導き出せるのかなと、子供の教育についてもいい方向に行くのかなと考えますので、そこを考えてやっていただくようお願いいたします。

それで、その他に高齢者、子育てとここに書いてございますけれども、町長の言われました選挙公約にございました、学童保育がございました。やっぱり子育ての面で、子供が保育されればその分大人が、あるいは保護者の方が勤められる、あるいは仕事ができるということがございます。その中で、小学生だけではなく保育園の子供を高齢者を利用したボランティア活動として学童保育みたいな形を考えてみる必要もあるのではないかと。

これから南伊豆町内、高齢者がふえてきて、あるいはやっぱり学校の先生あるいは保育園の方々もOBとして、これから脱会すれば町を退職するわけでございますから、そのようなOBの方々を利用してでも学童保育の形ができはしないのかなと。それはボランティア活動といっても大変なんですけれども、そういう方々を利用することも必要ではないのかなと。それが町長の言う学童保育、子育て支援という形だと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この学童保育につきましては、私は就任当時から申し上げてまいりまして、取り組むべく検討してきております。その中で、たまたま今度これが法制化の方向で今、多分進んでいると思いますので、教育委員会の方から答弁をさせます。

副議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） これは、実は文科省の方でも来年度からということで全国的に実施計画をしているものがありまして、放課後子供プランという名称で行われると。これは国と県とそれから町と3分の1ずつの負担によって放課後の小学生、家に帰ってもかぎっ子になるというか、留守であるというふうなご家庭の子供たちを預かると。預かって、実際に勉強

を教えたりもすると。おやつも多分あげるようになるんでしょうけれども、遊んだり学んだりというようなことを入れてやっていこうという企画がございます。これは全国的な企画なんですけれども、これを実施するために、実は南伊豆町でどのくらいかぎっ子になる子供たちがいるのか、もう既に実数は調べてあります。

南伊豆町の場合、今すぐに実施ということになると非常に難しい点がございます。というのは3分の1負担、これがどのくらいになるかということもありますし、それから、そこで子育てに当たる専門の方々、こういう資格を持った方々を探さなければならない、これが当面すぐということとは非常に難しいということで、来年度の予算をつくる時期ですからちょっと間に合わないということで、20年度からを考えて、これから町長部局等とも折衝をして皆さんに提案していくという格好になるうかと、そういうふうを考えております。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 早くやっていただければいいんですけれども、いろんな事情があっできないという形があると思いますけれども、小学生だけではなく保育園児の方も考える必要があるのではないかと。それと、学童保育の中で小学生だけの、要するに専門家を用意するのではなくて、その中であわせて保育園の園児の方を、あるいは幼稚園の園児の方をできる専門家も一緒に用意する形でやっていけば、その中であわせて園児も学童保育の中でできるのではないかなと思います。それはどうでしょうか。

副議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） この点に関しては、実は、これは厚生省関係だと思っておりますけれども、今までたしか支援プランがあったと私は思っておりますが、それが今度、文部科学省の方でやっているプランと合体したんです。そして、先ほどのような案になっていったと、こういうことなんですけれども、今、議員のお聞きの点は幼少の幼稚園児とかそういう子供たちに対してないのかと、こういう話ですよね。これは現在、国あるいは県の支援があるということは、私は把握しておりません。したがって、町独自にやるかどうかというようなことでございます。

確かに幼稚園という立場から考えますと、教育委員会の担当ですので申し上げますと、保育園はもちろん5時過ぎまで、当然、趣旨の上から預かることもオーケーであると、こういうことなんですけれども、幼稚園を希望される方についても、例えば5時なら5時まで預か

ってくれるならこれはぐあいがいいと、それならば幼稚園へ通わせたいなということもあるわけですよ。そういうことで検討をこれからしていきたいという材料の一つであります。それによって希望する方が膨らむとかあれば、いろいろな場所で幼稚園がだんだん消滅していった保育園だけが残っていくという流れがありますので、やはり両方、幼稚園も教育の場として残しておくべきであると、そういうふうに思いますので、またそれはご相談申し上げたいと思っていますところです。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） いろいろこれから検討していただきたいと思います。これはやっぱり子育て、町民がふえてくる可能性にもなりますので、やっぱり子育て支援がいいと若い親御さんの方々が来られたときに、南伊豆町に住んでいてよかったというふうに言っていただくような仕組みをつくってあればいいと思いますので、ぜひとも検討をお願いいたします。

次に、やっぱり希望の持てるまちづくりで医療問題がございます。いろいろ昨今ずっとこのところ合併問題と一緒に医療問題が騒がれておりますけれども、共立湊病院の問題につきましてお伺いいたします。

町としては、医療問題は、町の地域医療体制は共立湊病院を核に行っていると思います。また、この共立湊病院を核に思っているわけでございますけれども、これまで以上に効果的な地域医療体制をどのように進めていくのか、共立湊病院を核にしての話がございましたら、町長あるいは担当課長でもいいですからお答えをお願いします。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

いわゆる地域住民が安心して暮らせるための町内の医療施設は、病院、それから一般の診療所、それから歯科診療所があります。そして、共立湊病院については、地域のいわゆる中核医療機関として一層重要な役割を担っておるわけでありまして。現在8つの診療科目がございますが、これにさらに充実して産科等を増設し、いわゆる総合病院化、医療水準の向上が求められております。

こうした中で病院の建設問題が起き、建設検討委員会で、ご承知のように財源問題を抜きにした移転新築案が大勢を占めておりますが、本町議会において現在地での存続決議がなさ

れたところでありますし、決議を尊重した中で対応してまいりたいというふうに考えております。

何にもましてやはり人生には健康がまず第一であります。生活習慣病にならないよう、食事であるとか、あるいは運動による予防、検診等による早期の発見、即治療が大切であると思います。さらに町民に啓蒙してまいりたいというふうに考えております。

詳細につきましては担当課長からご説明をさせます。

副議長（渡邊嘉郎君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小島徳三君） 町長が申されました、よそのほかの構成市町の意向が非常にある中でのご質問でございます。ご承知の中で共立湊病院につきましては6市町の共立でございます。そういう隘路がある中で、町長が申し上げたお話の方向で健康福祉課といたしましても頑張ったいと考えております。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） これ医療、やっぱり共立湊病院があるからこそ南伊豆の町民の健康が保たれている、ふだんからの健康福祉課が一生懸命検診をやっていただいた中で、検診を受けた中で検診を受けて病気を発見された場合、大体いの一歩に行くのが共立湊病院だろうという形になっておりますので、そういう形を考えていただきたいと思います。

それでは、地域コミュニティからいろんな要望書が上がってまいります。希望の持てるまちづくりとしてやっぱり各区で町に対し要望書を上げるわけでございますけれども、その要望書をどのように対処しているのか、また、内容はどのようなものがあるのか、おおまかにお聞かせできたら、課長の方になるのかわかりませんが、お願いいたします。

副議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 毎年、各地区から要望がございます。その数と対処方法ということでございますけれども、17年度要望総数が、私のところで把握しているのが277件あったかと思っております。そのうち建設課の要望というものが大半を占めてございます。内訳の部分として道路の部分が84件、河川の部分が187件という形でございます。

そのうち他課の部分がございまして、町で対応ができたものという部分が80件ございます。そのほか県へ相談とか進達したもの等が16件ございました。町で対応できなかったもの等、あるいは検討中のもの等が178件ございました。中にはその区から取り下げの申し出という部分が1件ございました。各課への要望で町でできる部分、予算でできる範囲で対

処しているわけですが、国・県に対する要望と絡んでいる部分もあったものに対して上申をしていくというような状況でございます。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今、地域コミュニティから各区の要望書がトータルで277項目あったと、ほとんどが建設課の担当のものであったと、河川と道路とであったという形でございますけれども、町としてもこれからその要望書の中で検討中あるいはちょっと難しいなというものが約6割ぐらいあるという数字でございますから、これらをどうにかいい方法で考えていただきたいと、そのためにも何かいい方策はないかということで考えていただきたいと思っております。

やっぱり各区の総会とか、あるいは区の役員会で決まってきたものだと思いますので、それについても各町民が住まわれている各コミュニティの中でやっぱりそういうものは必要だろうという形で出たと思います。ですから、そういうものはなるべくやっていただきたいと思っております。また、取り下げというのは、意味がよくわからないのですが、要望書にはなじまなかったからという形だと思うんですが、その取り下げというのは、余り深く聞くとまずいんですけれども、おおまかなどういう取り下げの理由だったんでしょうか。

副議長（渡邊嘉郎君） 建設課長。

建設課長（奥村 豊君） 取り下げの申し出がありましたのは、地元負担金がかかる路線でございまして、地元区の方で対応できるのかということで区の方で検討していただいたところ、ほかの大きい事業をやったばかりでそちらの方の返済もあるので、今回は取り下げさせていただきたいという件が1件ありました。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 取り下げはそういう形で、それは経済的なもので仕方がないのかなと思うんですが、コミュニティで出す前に、出さない方がいいなんて言う人が、あるいは出すときに大体こういう要望書については総務課あるいは担当課の方で指導もしていると思っておりますけれども、出さないでくれとかというような指導はされた課はないと思うんですが、そういうところがありましたらお願いいたしますけれども、ないと思うんですが、確認です。

副議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 要望書を出さないでくれとかそういった事例はないかと思います。中には事前にご相談をして、こんな要望書を出したいんだけどもという指導をすることもあろうかと思います。場合によっては国・県への要望的なもの等が含まれますと、そういった要望書の書き方等を指導する場合もございます。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 各課の要望書もそうやって要望書の書き方がわからない区に対しては担当課の方で指導して、なるべく上げてもらってそれを検討して、できるできないは構わないと思うんですよ。一応要望書を出していただくというのがやっぱり区としてもその区の町民の方々の区の中での地域コミュニティの話題の盛り上がり、あるいは問題の盛り上がりの一つになってくると思います。だから要望書をなるべく出してもらうことが町民が安心して暮らせるものだと思いますので、そういう形でこれからも各区の方々には指導をお願いいたします。

それでは、その次に参ります。

先ほども言われましたけれども、まき網の問題は先ほどやりましたから大体もうほとんど一緒だと思いますので、ちょっと時間の都合がありますので飛ばしたいんですけども、課長さんの方はもらいたいと言っていますので急遽、結局、議会で議決しているんですけども、まき網対策の要望書は議会で議決して、県あるいは国の方に出しているわけでございませぬけれども、どのように進んできたのか、この内容、国・県へのアプローチ、先ほど町長も答えましたけれども、アプローチの度合いはまだ見えてこないなと思うものですから、もう一度ご答弁をお願いいたします。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 先ほどの保坂議員の質問の中で、私、まき網については今後の持っ
ていき方等も答弁しましたので、細部につきましては担当課長から説明させます。

副議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） 今、町長が先ほどの保坂議員の一般質問で答えたとおりでございます。ただ、このまき網につきましては漁民の死活問題となっているのもまた事実でございます。もう何十年ということが続いているのもまた事実です。そういった中で、今後、今、町長の回答のとおり、まき網対策協議会、これを前向きに検討するということでしたの

で、この行方を見守りたいと、まず第1点は、それによって国・県、そういうところへ漁民の方、あるいは船主会、当然、漁協が中心になろうかと思えますけれども、そこ一緒になって今後、まき網の方と漁民との綱引きが当然予測されます。そういったことできっちりとできればと、このように思っています。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 協議会をこれから立ち上げるという話ですから、早急に取り上げて、これも更新の時期が迫っているという、近いわけでございますから、早目にやっておいて害はないものと思いますので、ぜひともお願いいたします。

イノシシ問題でございますけれども、やっぱり前9月議会で、ほかの議員の方々もイノシシ問題を言われておりました。やっぱり安心して経済活動ができないと、農業ができないと、やっぱり町民の方々も意欲がなくなってしまうと。駆除でいろいろとっておりますけれども、こういうイノシシが多い状況では何かいい方策はないのかと。イノシシ駆除に対しての新たな考え、食肉として流通させるような方策を考えれば、イノシシをとっても堂々と表で売れると、これまでやっぱりやみというか、それに近い形のイノシシの流通が多かったわけでございますから、この新たな取り組みとして食肉流通をさせるためにも新たな取り組みを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

実はこの有害鳥獣の対策については以前より議会でも一般質問等で多く出てきておりますけれども、実は来週の月曜日の18日だったと思えますけれども、この伊豆地区の有害鳥獣対策協議会というのは沼津市から、三島市は入っていませんけれども、あと伊豆半島全部の市長が入っておる会がございます。その会長は松崎町の町長、そして副会長が伊豆の国の市長と私が仰せつかっております。そして、18日に実は県の方へこの対策協議会で陳情することで予定しております。実情を訴えながら、そして県の対策をぜひ強化してほしいと、考えてほしいということで陳情にまいります。そういったことで今、町としては取り組んでおります。

あと、今言われたシシ肉の部分ということにつきましては担当課長からまた答弁させます。

副議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） このイノシシの問題につきましても、現在のところ非常に駆除の頭数が多いございまして、平成16年度74頭、17年度83頭だったのが、ことしの10月末現在で227頭ということで膨大にふえております。そういった中で、今、町長が申し上げたような形等々でございますけれども、私は基本的にはやはりこの有害鳥獣は自分で守るのが基本ではなかるうかなとは思っております。

そういった中で町としましては、いわゆる有害鳥獣に対する事業補助金、この補助要項を活用しながら農民の方、そういう方に今後とも側面から支援していきたいというふうに理解しています。

それから、もう1件ですけれども、食肉加工処理施設の関係でございますけれども、その辺につきましましては中山間地域の補助の中で当然そういう補助事業がございます。そういった中で、ちょっといろいろる調べたんですけれども、やはり財政的な面、そういうところがあるものですから、補助事業とはいっても当然その町の負担も考えられるということで、その辺は財政当局と相談しながらということですが、まず一番肝心なのはそこをやる方、そういう方が真剣になって取り組んでもらわないと供給の面、それから流通の面、いろいろな種々の問題がございます。今後検討はするつもりでございますけれども、まずそういうところから立ち上がってこないとなかなか難しいなというのが現在の実感でございます。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） イノシシの問題については頭数が二百何十頭ことしとれたという話でございますけれども、それはやっぱりイノシシをただ殺して埋めるだけでは何の経済的には潤わないというわけではないんですけれども、それだけ逆に田畑が荒らされているという意味ですから、荒らされた分を逆に食肉で元を取ってしまうと、結局ツーペイになるんだよというふうな考えもできますし、この食肉処理の方法は検討してみるつもりではなくて、常時検討してみるという形で考えておいていただくようお願いいたします。

次に、構造改革特区でございますけれども、構造改革特区で、一般質問で私のほかにほかの議員の方も過去行ったらどうかという話がありました。この構造改革特区で過去ほかの県内あるいは県外の市町村で構造改革特区を市町村で申請している市町村もあります。しかしながら、賀茂郡を見る限り、構造改革特区で何らかのアプローチをした市町村はないわけ

でございますけれども、そういうアプローチをしてみた、あるいはこの町で構造改革について検討してみた、何らかの検討をしたことがあるのかどうか、ないのかあるのかをお伺いいたします。

副議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） この特区の意見につきましては、国の募集により提案し、各省庁の協議を経て決定され、規制の撤廃や緩和措置がとられるものですが、この制度は一つの側面として、特区として認定実験を行い、支障がなければ全国展開をするというものであり、全国展開にふさわしくないものは事後において取り消されるということになっております。また、事業展開する上での補助制度はなく、県の権限に属するものは対応困難であり、税や財源に関するものも対象外であるなど、制約は幾つかあります。

特に、本町の長年の懸案事項であります国立公園特別地域内の許可権限などは、既に環境省の見解として、地域活性化の重要性は認めるものの権限移譲は適当でないとする事例もあるなど制度利用は難しい面もございます。しかしながら、今後も全国の事例などの情報収集に努め、本町に適した規制撤廃や緩和措置を講ずる必要がある事業を研究し、制度利用に向けて検討していきたいと思っております。

それから、事例でございますけれども、実は、賀茂郡に1件事例がございます。これは松崎町が代表になりまして平成17年4月に伊豆アドベンチャーレースで特区の認定を受けております。しかしながら、この規制緩和措置が18年4月1日から全国展開されることになり、18年7月3日に認定の取り消しがされております。また、この伊豆アドベンチャーレースですけれども、静岡県伊豆市、下田市、東伊豆、河津、南伊豆、松崎、西伊豆、沼津が一緒になってシーカヤック、トレッキング、山歩きやカヌーやマウンテンバイクなど、冒険レース特区の認定を受けた事例がございます。

以上です。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 構造改革特区、一応いろんな検討をしてみるのがやっぱり職員としても勉強になってくると思いますので、これは規制がちょっと厳しくてできないというものについては、それを何か規制をかわす方策としてこの構造改革特区を活用できないかという形は考えてみるものがこれからもいろいろあると思うものですから、ぜひともそういうものがあつたらお願いいたします。

続きまして、次の質問に参ります。

大きな3番目の産業振興の取り組みについてでございますけれども、この産業振興、産業観光課だけではなく、いろんな課でどのような認識を持っておられるのか、また、その取り組みについては各課でどういうふうを考えておられるのかを、町長の指揮のもとやっているわけでございますから、町長はどのような考えで産業振興の取り組みを各課の方に指導されているのかご質問いたします。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

産業振興ということですが、いわゆる産業と申しますと第1次、第2次、第3次とあるわけでありまして、詳細につきましては後ほど、それぞれの課長から申し述べさせますけれども、いわゆる観光立町としてそれぞれの事業を進めております。何としましてもやはりこういった財政事情のもとで、昨日からも申し上げておりますけれども、現状をよく踏まえて、そして将来を見越した上でそれぞれの事業展開を進めるということで各課長には申し伝えておりますので、そういう考えのもとでのそれぞれの課長からの考えを答弁させます。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、各課長にまた取り組みを、一応専門外でございますけれども、やっぱり各課長といえども人事異動でいろんなところを回ってきて、産業のことを考えながらやっていると思いますので、いろいろ聞きたいんですけれども、余り聞くと時間がなくなってきたやばいなという形でございますので、この取り組みについて、ぜひとも私の課ではやっているんだという形で言いたい課長がおられましたらぜひともお願いいたしますけれども、通告の中でいろいろな課長にはこういう形ですと言っているんですけれども、ぜひしゃべりたいという課長がおられましたらお願いいたします。

〔発言する人なし〕

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） おられないようですので、積極的な課長がおられないのかなと、一生懸命町のことも考えていますよと言ってもらいたかったのですけれども、事例を追っていくとなかなか、最後にちょっと、では先に、これは後回しにして、最後の町職員の能力の

向上、職員の活性化についてお伺いいたします。

この行政改革で職員適正化計画を策定中であると思えますけれども、これまで以上に効率的な仕事を行うこととなりますけれども、職員の資質、能力の向上策として、また自己啓発の意欲を持つ取り組みとして、いろんな考えがあるわけがございますけれども、職員の職務上必要な各種免許がございます。その免許の種類とどのようなものがあるのか、また、この資格取得者数はどのくらいおられるのかを、頑張ってやっている職員の方々におられるのかお伺いいたします。

副議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 職務上必要な資格ということでございますけれども、その資格取得者数でございます。これ各課でちょっと調査をいたしまして、まず総務課、これ各部署では必要だと思うんですけれども防火管理者、それが1名ございます。特殊無線技師3名ございます。防災行政無線ということで、ほかの課にも25名ほどございます。そのほか業務上必要でございませぬけれども、個人が努力して取ったというのが行政書士1名ございます。企画調整課ですけれども、ご存じのように患者輸送バス、大型の1種免許を取得したのが2名、他課にも7名ございます。建設課です。これ直接は必要はないかと思えますけれども、土木施工管理技師が1名、下水道排水設備工事責任技術者1名、測量士補4名、宅地建物取引主任1名等ございます。これは自分で努力して資格を取得したということでございます。健康福祉課では介護支援専門員、ケアマネジャー4名ございます。保健師が4名、防火管理者が4名、調理師4名、保育所関係になりますけれども栄養士が1名。産業観光課です。これも防火管理者、食品衛生管理者各1名、調理師が1名、銀の湯会館の関係です。生活環境課は廃棄物処理施設技術者が1名、危険物取扱者が1名。水道課ですと水道技術管理者1名。教育委員会ですと調理師、学校関係ですが調理師が11名、防火管理者が8名、各学校の施設です。社会教育主事が5名、他課を含めて5名です。図書館の司書が1名、防火管理者が図書館の分として1名でございます。

以上でございます。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） このように職務上必要な資格がございますけれども、これら一生懸命ほかに職員にもこういうものを取っていただいて、各部署に回ったときに使えと、あるいは、その免許の方々がどの課にもおられて、人事異動があったときの、やっぱり免許の関係

で異動ができない方もおられると思います。ですからそういうものを考えて、ぜひともこの研修の中で、あるいは行政の職員に対する指導の取り組みの中で、こういう免許取得は業務上行ってこいという形ではなくても、あるいは自分からこういう業務上必要なものはこれから取っておこうという努力をされるような取り組みをしてもらいたいんですが、町長、そういうのはどうでしょうか。難しいと思いますけれども。

副議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この資格取得につきましては、やはり私的なこと等も関係がありますし、公務上、私的にこういったことはそれぞれにあると思いますので、その点を踏まえながら公務上、やはり今言われるような有資格者というのが取得するそれぞれの課もあるわけですので、それらを常に考えながら今後検討していきたいと思います。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 一応そんな形で、難しいと思いますけれども、やっぱり職員研修を一生懸命やることがひいては町の発展になってくると思いますので、そこを一生懸命やっていただいて、いい町をつくっていただきたいと思いますので、ぜひともお願いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。

副議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君の質問を終わります。

散会宣告

副議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時39分

平成18年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成18年12月15日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第82号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議第83号 南伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 日程第 4 議第84号 伊豆つくし学園組合同規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第 5 議第85号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第 6 議第86号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議第87号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議第88号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議第89号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第10 議第90号 平成18年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 発議第6号 飲酒運転根絶に関する決議
- 日程第12 まちづくり特別委員会報告について
- 日程第13 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君

11番 石井福光君

12番 横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	高橋一成君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	外岡茂徳君	窓口税務課長	石井司君
健康福祉課長	小島徳三君	会計室長	佐藤博君
教育委員会 事務局長	谷正君	水道課長	小坂孝味君
生活環境課長	大年清一君	総務係長	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（藤田喜代治君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより12月定例会本会議第3日目を開会いたします。

会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

12番議員 横 嶋 隆 二 君

1番議員 保 坂 好 明 君

議第82号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） これより議案審議に入ります。

議第82号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第82号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法第423条の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不

服を審査決定するために固定資産評価審査委員会が設置されております。

現委員 3 名中、石廊崎39番地、小澤富夫、3 期 9 年間の任期が本年12月31日で満了となります。後任には固定資産評価に精通しております青野518番地の 1、高橋和夫氏を選任いたしたく提案した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第82号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第82号議案は同意することに決定されました。

議第 8 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第83号 南伊豆町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第83号議案の提案理由を申し上げます。

人事院勧告による一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、育児休業等に関する条例についても一般職の職員と同様に昇給日を年1回に変更し、育児休業職員は復帰日から最初の昇給日までを基準とした期間調整から4分割された号給調整への条例整備の必要が生じたので、改正をさせていただきたく提案申し上げた次第であります。

内容につきましては総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第83号の内容説明をさせていただきます。

今、町長が提案理由で申し上げましたけれども、育児休業職員が復職した場合です。本年3月の南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例では、改正前は4月、7月、10月、1月の年4回の昇給月がございました。ところが、改正後は1月1日の年1回の昇給しかなくなり、期間の調整というものはできなくなりました。そのために、改正では新しい給与表の1号給が4分割されたものですから、今までの期間の調整から、規則によりまして号給の調整にしたいものでございます。

また、2項につきましては期間調整部分ですので、削除をさせていただきました。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第83号 南伊豆町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第83号議案は原案のとおり可決されました。

議第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第84号 伊豆つくし学園組合理約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第84号の提案理由を申し上げます。

組合は昭和48年5月より伊豆つくし学園を開設し、知的障害児の保護と育成に取り組んでまいりました。今回の変更は規約第3条の組合の共同処理する事務の内容の追加であります。

変更前の内容は、児童福祉法による知的障害児施設、伊豆つくし学園の実施、障害者自立支援法による居宅介護の実施、短期入所の実施及び在宅の知的障害児等の療育指導相談を行う地域療育支援センター事業の実施が共同処理をする事務でありました。これらの事務が障害者自立支援法により市町村の事務となり、本年10月1日から適用となった相談支援事業や地域生活支援事業の実施を追加したいものであります。

なお、知的障害児の相談支援事業につきましては、6市町で構成する協議会で委託する予定であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第84号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第84号議案は原案のとおり可決されました。

議第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第85号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第85号の提案理由を申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律、平成18年6月21日、法律第83号の施行に伴い、平成20年4月1日から現行の老人保健制度にかわり後期高齢者医療制度が実施されるので、その運営主体となる広域連合を設置するものであります。

なお、詳細につきましては窓口税務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） ご説明申し上げます。

現在の老人保健制度は24年経過しております。社会構造の変化や少子高齢化も例を見ないほど進んでおります。医療の将来にわたる持続的な運営を確保するため、新たな高齢者医療制度の創設が求められております。そこで、本年6月、健康保険法等の一部を改正する法律が参議院で可決、成立いたしました。それよりまして、静岡県では静岡市長会、静岡県町村会で準備委員会が9月7日に設立され、規約の検討をし、本規約ができ、本日上程することになりました。

改めまして概要を申し上げますと、原則75歳以上の後期高齢者が加入する新たな医療保険制度を創設、県内市町が参加する広域連合となります。財政運営は広域連合で行い、住民に対する窓口的なもので徴収とか寄附受け付けは市町で行います。財源構成は公費が5割、現役世代が4割で、高齢者から保険料として1割の負担をしてもらいます。また、患者負担で病院に支払う分については、従来どおり1割、3割と、現役並み所得の人は3割ということになります。原則的に支払いは年金から引かれることとなります。

概要については以上です。規約案についてはごらんのとおりです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 後期高齢者医療広域連合の設置については、基本で反対の討論を行いたいと思います。

これは、事務の広域化によって平準化という面もあるのかもしれませんが、医療環境の問題で、75歳以上の高齢者に新たに負担を導入すると、これは進んだ国の医療の方向と

しては後退であって、国の医療保険、国民皆保険の制度の中で後退をしていると。国の負担を国民にこれを転嫁させるものだと言わざるを得ません。今、高齢者医療を含めとした国民健康保険負担が増大して国民が悲鳴を上げています。

こうした問題での広域的な処理を求める声もありますけれども、国民皆保険の制度にのっとれば、国がやはりその制度の趣旨にのっとった拠出をきちんとしていく、さらには医療診療報酬制度によって、またこうした負担が、あるいは医療関係の矛盾が起こっていることを現に否定できません。この制度をつくったからといって医療環境が、あるいは国民の負担が平準化されるわけではなく、新たな負担が後期高齢者に寄せられる、これは介護保険や介護制度に当たってしても、国民の負担を一層強いるものだと言わざるを得ません。

こうした趣旨から、反対の意思を表明すると同時に、結果として運営される場合には、いずれこういう制度を暫定的なものとして解消して、真に国民皆保険制度を創設していく、そうした医療保険制度を展望するよう強く求めたいと思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第85号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、議第85号議案は原案のとおり可決されました。

議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第86号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第86号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）であります。

補正予算額1,303万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,911万7,000円とするものであります。

補正の主なものは、更正による人件費1,450万6,000円の減額と、手石保育所のトイレ増設工事200万2,000円、清掃センター焼却施設修繕料300万円、有害獣対策としての報償費181万円、林業整備事業補助金228万5,000円、銀の湯会館修繕料168万円をそれぞれ追加し、1,450万6,000円を増額補正するものであります。

また、これら歳出に対応する財源として、地方交付税263万9,000円、国庫支出金25万円、県支出金233万8,000円、財産収入450万1,000円、諸収入330万9,000円をそれぞれ追加したいものであります。

内容につきましては総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、内容説明をさせていただきます。

1点、ちょっと訂正をさせていただきたいと思えます。

今、町長、提案理由の中で、補正の主なもののそれぞれ追加を1,450万6,000円と申しあげましたけれども、すいません、1,303万7,000円という形で訂正をさせていただきます。

それでは、早速内容に入らせていただきます。

13ページをお開きください。

歳出から説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、議会事務です。56万9,000円を減額し、5,407万4,000円としたいものです。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費でございますが、今回の人件費ですけれども、今回の補正につきましては、すべて人事異動に伴うものの更正でございます。

以降の人件費の説明につきましては、省略をさせていただきたいなというふうに思います。次のページをお開きください。

14ページです。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理事務です。1,123万4,000円を追加し、2億4,247万8,000円としたいものでございます。

主なもので、11節の需用費でございますけれども、196万3,000円を追加をしたいと思えます。そのうち、消耗品費、燃料費、光熱水費等でございますけれども、これは総務課に各課分を集中したこと、あるいは燃料費等、燃料費のガソリン等の値上がり、あるいは行革による、庁用車出張がふえているという関係の増額でございます。役務費につきましては、通信運搬費121万4,000円を追加したものでございます。

次のページです。

2項の徴税費でございます。

下の賦課徴収事務です。13万円を追加し、987万円としたものでございます。

負担金補助及び交付金で、伊豆下田税務協議会の負担金13万円でございます。これ、来年度、19年度、住民税の税源移譲、税法改正等の改正のパンフレット作成をするための負担金を計上したいものでございます。

次に、17ページをお開きください。

4項の選挙費です。選挙管理委員会事務、8万8,000円の増で690万4,000円としたいものでございます。このうち1節の報酬と9節の旅費でございます。これにつきましては、選挙管理委員会は定時登録以外の、ことしは投票所の再編に関する協議を各関係する区長さん、あるいは選挙管理委員さん、選挙管理委員補充員さん等々の会議を開きました。それに伴うそれぞれ追加でございます。

次に、19ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費です。社会福祉事業で93万2,000円追加し、1億3,277万8,000円としたいものでございます。

13節の委託料です。障害者等移動支援事業委託料です。これは20万6,000円で個別移動支援の委託でございます。下の日中一時支援事業委託料24万1,000円、これは障害者の通所訓練するための委託料でございます。

20の扶助費でございます。身体障害者補装具給付費でございます。50万円の追加補正をしたいものでございます。

次に、21ページをお開きください。

2項の児童福祉費です。2番目の児童福祉総務事務で200万2,000円補正し、754万7,000円

としたいものでございます。

15節の工事請負費で、手石保育所のトイレの増設工事200万2,000円という形で、園児及び職員用のトイレの増設工事をしたいものでございます。子供の洋式便器が2基、大人の洋式便器が1基ということでございます。

次に、22ページをお開きください。

4項の介護保険費でございます。介護保険特別会計の繰出金で225万4,000円で1億1,087万6,000円としたいものでございます。介護保険に対する繰出金でございます。

23ページです。

4款衛生費、1項保健衛生費です。3番目の保健衛生事業です。90万円補正し、1,173万8,000円としたいもので、扶助費で精神障害者医療費助成90万円で、精神障害者の入院に対するもので、対象者の増という形で90万円を補正をいたします。

母子衛生事業です。153万円で1,347万1,000円とするものでございます。ここでも20の扶助費です。乳幼児医療の扶助費140万円の追加です。対象者の増という形でございます。

一番下のへき地診療対策事務、3万4,000円減額し、917万7,000円としたいものでございます。

ここの次の24ページで、上から2番目の7の賃金でございます。臨時運転手賃金13万1,000円でございます。これは患者輸送車の運転手ですけれども、19年度より、これは行革で臨時職員の対応としたいという形で、今現在、公募をしてございますけれども、3月に試運転をやりたいために10日間2名分の賃金を計上をさせていただきました。

次に、後期高齢者医療事業です。53万9,000円補正し、計53万9,000円です。負担金補助及び交付金でございます。先ほどご審議、承認いただきました後期高齢者医療広域連合の設立準備事務局負担金32万6,000円、広域連合の負担金が21万3,000円という形です。準備事務局ですけれども、19年2月2日の発足予定だそうです。それぞれ割合が人口割、高齢者割、均等割等々でなっているものでございます。

次に、25ページでございます。

2項の清掃費です。下から2番目の焼却施設維持事業です。300万円補正し、1億414万1,000円としたいものでございます。需用費で修繕料300万です。落下灰のコンベア、あるいは破砕機、ハイバンカー足場工事等の雨漏り等の修繕で300万円の修繕料を計上させていただきました。

次に、次のページをお開きください。26ページです。

農林水産業費、1項の農業費で、下から2番目の農業振興事業181万円補正し、1,726万5,000円としたいものでございます。

報償費の賞賜金181万円です。イノシシが当初予算では60頭分の計上しかございませんでした。それが226頭の実績がございますので、プラス15頭分の予定分を見込みまして181万円を補正をしたいものでございます。

次のページの農山村総合施設管理運営事務31万5,000円補正し、531万8,000円としたいものです。備品購入費で体育備品31万5,000円です。差田グラウンドのサッカーゴール、1組、一式を計上させていただきました。

次のページです。28ページです。

2項の林業費です。森林整備事業を190万補正し、778万8,000円とするものでございます。

負担金補助及び交付金で、これは2段に分かれていますけれども、初めに、下のしずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金38万5,000円の減額ということです。この部分が、この細々節の部分を上の林業整備事業費へ統合という形で、森林整備事業の補助金228万5,000円ということです。この内訳としては、38万5,000円追加になって、もう一つの分が190万円追加でございます。190万円の部分は、林業の認定事業体への補助金でございます。この補助金につきましては、県補助金3分の1ですけれども、トンネルの予算でございます。これは歳入の方にも計上されています。内容はキャタピラつき木材運搬車の購入補助金という形でございます。

29ページです。

3項の水産業費でございます。漁業集落環境整備事業特別会計繰出金4万3,000円補正し、500万6,000円としたものです。繰出金で妻良漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金でございます。

次のページ、30ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費です。上から4番目の観光振興事業です。63万円を補正し、6,453万5,000円としたいものでございます。15節の工事請負費で観光施設塗装工事63万円でございます。ふるさと公園の管理棟と歓迎塔が2基、案内板3基等との施設の塗装工事でございます。

一番下の銀の湯会館運営事業です。168万円補正し6,725万5,000円としたいものでございます。需用費で修繕料168万円でございますけれども、銀の湯会館の源泉給湯槽の清掃、湯量調整部品の取りかえ、温度管理センサーの取りかえ等でございます。

32ページでございます。

2項の道路橋梁費です。単独道路改良事業220万円を補正し、9,993万8,000円としたいもので、19節の負担金補助及び交付金につきましては、県道路改良事業負担金150万円です。県道の波勝崎線と県道下田南伊豆線の道路改良工事の負担金でございます。総事業費の10%でございます。

補償補填及び賠償金です。物件移転補償費が70万円です。伊浜区内と成持吉祥線の改良に伴う移転でございます。東電、N T Tの電柱の移転補償でございます。

次のページ、33ページです。

6項住宅費です。町営住宅管理事務18万9,000円補正し371万3,000円としたいもので、委託料で加納住宅耐震診断業務委託料18万9,000円です。木造平屋建て分の耐震診断を行うものです。

34ページ、次のページをあけてください。

8款消防費、1項消防費です。非常備消防事務でございます。42万8,000円補正し2,654万4,000円で、報償費で消防団員の退職報償金でございます。副分団長1名の退職に伴うものでございます。

36ページをお開きください。

9款教育費、2項の小学校費です。小学校管理事務で19万円の減です。1億578万2,000円としたいものでございます。

7節の賃金です。臨時調理員賃金36万2,000円です。これは職員が病気休暇のため、12月中旬から3月までの臨時調理員の賃金を計上させていただきました。

次のページでございます。

一番下の小学校教育振興事務42万4,000円補正し2,175万1,000円としたいものです。20の扶助費で準要保護就学援助費でございます。4名分の追加でございます。合計で16名でございます。

38ページをお開きください。

3項の中学校費でございます。一番下の中学校教育振興事務で95万7,000円補正し2,478万円としたいものでございます。

19節の負担金補助及び交付金です。中体連出場補助金75万6,000円でございます。南伊豆東中と南伊豆中学、男子バレー部が東部大会で好成績をおさめまして、県大会への出場のための助成の補助金でございます。

扶助費でございます。準要保護就学援助費20万1,000円です。2名の追加分でございます、合計で10名でございます。

4項の幼稚園費でございます。幼稚園事務362万6,000円減額し、3,185万3,000円にしたいものでございます。

7の賃金でございます。臨時教諭賃金12万1,000円を計上させていただきました。これは産休の代替の臨時教諭の賃金です。18日分を計上させていただきました。

次に、42ページをお開きください。

6項の保健体育費でございます。保健体育総務事務19万9,000円補正し、411万7,000円としたいものでございます。需用費で施設修繕料19万9,000円でございます。南中小学校の夜間照明の施設の修繕でございます。

なお、44ページ以降につきましては、今回補正の人員費の明細が記載してございます。どうぞらんください。

次に、7ページをお開きください。

歳入でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税でございます。地方交付税を263万9,000円補正し、18億2,704万円としたいものでございます。普通交付税で263万9,000円の補正でございます。

今回の補正で18年度の普通交付税の確定額が17億643万4,000円となりました。よりまして、地方交付税全体では、残り留保財源として8,939万4,000円でございます。

次のページでございます。

国庫支出金、国庫負担金です。1目民生費国庫負担金です。25万円補正し6,058万8,000円としたいものでございます。社会福祉費の負担金、身体障害者保護費の負担金の25万円です。身体障害者の補装具の給付費の補助でございます。2分の1でございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金です。社会福祉費の負担金で、これも同じく身体障害者の保護費負担金で12万5,000円。これは県の分は4分の1でございます。

10ページでございます。

2項の県補助金です。民生費の県補助金を5万9,000円減額し、2,421万9,000円としたいものでございます。これが精神障害者居宅介護等事業費の補助金5万9,000円でございます。

衛生費の県補助金が37万2,000円で771万8,000円としたいものでございます。

保健衛生費補助金で乳幼児医療費の補助金です。54万8,000円を計上しました。1歳未満児が2分の1、1歳以上が3分の1の補助でございます。健康づくり総合支援事業費の補助

金が17万6,000円減額したいものでございます。

農林水産業費県補助金です。190万円補正し、1,810万1,000円としたいものでございます。林業費補助金でしずおか林業再生プロジェクト推進事業費の補助金でございます。県のトンネル予算でございます。歳出に見合ったものでございます。

17款財産収入、2項財産売払収入、不動産売払収入でございます。土地売払収入で450万1,000円としたいものでございます。これは旧南伊豆総合計算センターの土地売払収入でございます。売り払い先は南豆衛生プラント組合でございます。土地が693平米でございます。全体売り払い額は3,500万円です。1市5町の持分割合でございます。均等割20%、人口割80%、南伊豆町としては1万分の1,286という割合でございます。

次のページをお開きください。12ページです。

21款諸収入、4項雑入です。4目雑入で心身障害者扶養保険料です。心身障害者扶養共済保険料自己負担金を2万1,000円計上しました。

消防団員退職報償金です。先ほどの消防団員の副分団長の退職に伴うものを42万8,000円計上しまして、消防団員等の公務災害基金からでございます。

過年度収入で286万円補正し、296万4,000円としたいものでございます。内訳は、下田地区消防組合の負担金過年度収入が181万7,000円、伊豆つくし学園組合負担金過年度収入が104万3,000円でございます。17年度決算後の精算でございます。

6ページをお開きください。

今回の補正額が1,303万7,000円で、歳出合計が43億2,911万7,000円とするものでございます。補正額の財源内訳で、特定財源のうち国県支出金が209万9,000円、その他が44万9,000円、一般財源が1,048万9,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

10番議員、渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 1点だけちょっとお伺いをしたいなと思います。

33ページの土木費の中の加納住宅の耐震診断の業務委託料18万9,000円、これはこれで私は納得するところでございますけれども、この建物は何年に建て、何年間たっているのかということが1点聞きたいことと、そして、この耐震結果がどういうふうになって行われる

のかということをも1点聞きたいなと、まず。

議長（藤田喜代治君） 建設課長。

建設課長（奥村 豊君） 加納住宅につきましては、建築から既に40年以上はたっているかと思えます。耐震診断の方ですが、これは、今までやっておりませんので、国の方からの指導で全部やりなさいということなんです、県の建築住宅課とも相談いたしまして、古い建物ですので、1棟やれば全部結果は同じだろうということで、1棟分だけということで補正予算を計上しております。

議長（藤田喜代治君） 10番議員、渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） その一棟の結果はどうでしたか、耐震やった結果。私は結果を聞きたいんです。

議長（藤田喜代治君） 建設課長。

建設課長（奥村 豊君） それを今からやるための補正予算ですので。

議長（藤田喜代治君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） ごめんなさい、私の勘違いでした。

これはぜひ、私、やっていただきたいなというふうに思うわけですが、以前、私、この席でもって質問をしたことがありますけれども、あれが、トイレへ行っても落ちそうで、いずれにしても貸せる品物じゃないのかなと。あれがお金を、1,500円といったかな、今、取ってられるような品物じゃなくて、実際あそこに住んでいる人たちから、本当に身の危険もあるようなところも、私、見に行ったときに感じたわけです、2年ぐらい前でしたが、もっと前だったか。そのときにここで質問させてもらったわけですが、実際にあの建物はみんなが言われるように、40年以上経過している中でもって、やっぱり私は、あの建物は今後、定住促進というような意味からも、ぜひ耐震結果が出た後に検討して新しく、一遍にできませんので、一つずつでもやっぱり建てかえていくというような形も、私はとっていただきたいなというふうに思いますけれども、町長、ちょっとお伺いを、聞いておきたいなと思っております。耐震結果の後のことです。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） ご意見として承っておきます。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑はありませんか。

11番議員、石井福光君。

11番（石井福光君） 11番、石井です。

頭の中へずっと入れて、ちょっと、そういうページ数はわからないんですが、歳出の面で、先ほど総務課長の説明の中で、患者輸送の運転手、要するに、臨時、10日分のというのは、ちょっと説明があったんですが、その臨時を採用する理由と、それをやらないと、今、行政改革の中で、行財政の中で、普通、何で減るところをふやしてあるかというのを耳に入ったときに、我々の説明が困りますので、どういう理由でそういうものをつくったのか、ちょっと質問したいと思います。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 患者輸送車の件でございますけれども、行政改革大綱に基づきまして、集中改革プランに位置づけられておることから、企画調整課ではこの業務をどういう形で将来に継続するかということで、真剣に受けとめて検討してきました。ただ、今現在は企画課の職員1名、正職員が運行しているわけですが、非常に、正職員を配置するということは、事業費全体が多くて、行政改革から見るとかなり圧迫しているところがあるものですから、臨時職員という形での運行ができないだろうかということで検討してきました。

他市町村の実態ということも調査をしたわけですが、合併前の市町の形で紹介させていただきますと、僻地患者輸送をやっている市町は、本川根町、森町、春野町、佐久間町、水窪町、この自治体が僻地患者輸送という形でやっているわけですが、実態調査をしましたら、1町だけは正職員でやっているわけですが、ほかの4町につきましては、すべて臨時職員の対応でやっているというようなことが現実にございまして、うちの町でもそういう方法はとられないだろうか、経費の節減の面から見ますと600万円以上の改善ができるという結果も出ております。ただ、弱者を安全に病院まで輸送するという目的を達成するためには、臨時職員でいいのかということも考えましたけれども、今の時代の流れの中で、ぜひこれは臨時職員で教育をしながら新年度から運行させていただきたいということで、臨時職員用の研修という意味で予算計上させていただきました。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 石井福光君。

11番（石井福光君） よくわかったんですが、では、そういうことのとときに、先ほど、2名の臨時職員のテスト10日間ということなんですね。では、一応、これが先行ったときに、2名がいいのか、1名でいいのか、ゼロでもいいのかということになるんですが、最小限1

名なら1名にしておいて、その臨時職員に何かがあったときには、まことに大変だけれども、正職員の中で、相当ある程度免許を持っている人が何名いるか、たしか3名ほどいるんじゃないかと。この前のあれにもあると思うんですが、そのときに代行するというような格好は、あくまでもメインは臨時であって、補助的に正職員が、休んだときとか、いろいろなときにはやるという方法もとれないのか。初めからもう2名やっちゃっていくということになると、やはり多少の給与はかかるわけなんで、その辺の検討は今後の問題でしょうけれども、一応検討だけしてください。よろしくお願いします。

議長（藤田喜代治君） 12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 21ページの手石保育所のトイレ増設工事の内容はわかったんですが、その背景をちょっと教えていただきたい。きのう町内視察を議会でやったときに、ちょっと詳しく補正予算見ていなくて、はっきり言って頭になかったもので。久しく前に、こういうのは必要だということをして、ぽっと今回に出てきたので、ちょっとその背景を教えていただきたい。

議長（藤田喜代治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小島徳三君） 手石保育所につきましては、議員が言われたとおり、前々からトイレが不足しているよということと言われておったんですが、今回、男子職員を来年度から採用するよと、予定だよといったこともございまして、男性用のトイレというのは特別ありません。

それから、現在、職員が18名いまして、児童が120人、現在は定員が120人で児童が121人います。そういう中でトイレが、子供用が6つ、大人用が2つという状況でございます。ですから、今回、洋式トイレを、大人の洋式を1つ、それから子供の洋式を2つ、3つ、3坪を増築したいなと。3坪については、今までなかなか用地確保ができませんでした。下水道ができたことによりまして浄化槽をつぶすことができました。その跡地を利用して3坪を増築をして、トイレを子供と大人、3つ増築したいものでございます。よろしくお願いします。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 関連なんですけど、先ほど町営住宅の耐震の問題で出ましたけれども、保育園をめぐる耐震の問題でも非常に課題があると。そうしながらも、いわゆる学校統合だ何だの将来を見据えた問題で、すぐさま改築なり新築ということではない対応ということを行革の問題で議会でも話されてきました。

そういう点を見越しても、現状で修繕や何かでするものはやるべきだということで、これ

はトイレに関して大歓迎なんですけど、同時に耐震の問題なんかでは、かつて大きいガラスなんかの飛散防止のフィルム、これがきのう見た段階で、まだ大きいガラスでそういうものが残っているのが、されていないのがあるなということが1つと、もう一つは、抜本的に完全な耐震とはいかないまでも、子供たちが120人以上いるという中で、いわゆる最大限のでき得る、現状の建物でできる措置をどのように検討されているのかと。

もう一つは、きのう回って、やっぱり感じたのは、1つに、天井をベニヤで張ったものが、これは防犯の、いわゆる何というんですか、湿気ではがれたのはあると思うんですが、ああいう修繕は部分的にも、天井全部張りかえではなくても、そうしたものに費用負担はやっていいんじゃないかというふうに思うんですが、この点、抜本的にすべて新しいものじゃなければだめだということではないから、現に空き教室対応をめぐるでも、まだそれまでに時間ある際に耐震や、あるいは防災の面でどのように子供たちの安全確保をするかという点、その見通しをちょっと答えていただきたい。

まず課長と、町長であれば別ですけども、以上です。

議長（藤田喜代治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小島徳三君） 確かに飛散防止につきましては、確かに危ないところですから、そういったところを重点にしかやってありませんものですから、全部がやってあるわけではございません。どこの保育園も、やっぱりガラスがえらいです。特に学校の跡地、学校の跡を利用したところがえらいものですから、そうするとやはりやりきれないのが今の状況です。

それから、修繕をとということですが、修繕については予算の範囲内でやってきたかなと。それから耐震の問題については、学校統合等の絡みの中で、なるだけ金をかけないように、現状維持で耐震、なかなか耐震となりますと大きな金額がかかりますものですから、その辺で今後耐震については統合等を絡めた中での進め方で行くしかないのかなと、現状考えております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 公共施設の耐震の問題ですけども、学校の校舎等につきましては耐震確保されていると。まだ、学校、教育関係ですと、体育館がまだ耐震になっていないところが随分ございます。公共施設で一番いい例が役場の庁舎、これは耐震基準でゼロでございます。そういった中で、県の方が、18年度中に公共施設の耐震状況を公表しなさいよと

いうふうなのがございます。当然そういったすべての公共施設の公表というのが義務づけられます。そういう形で公表せざるを得ないんですけれども、耐震化されていないという部分、非常に、保育園を含めて相当数ございますけれども、役場の庁舎につきましても、以前から耐震が問題になっていたと。耐震診断を出すまでもなく、もうそういう意味ではだめですよというふうな結果が見えているような形がございますけれども、その辺の県の補助等、またあるようでしたら、その辺もちょっと検討したいなと思いますけれども、いずれにしても保育園等につきましては、また、検討しましたけれども、学校統合等の空き教室的な活用とか、そういった部分は今後検討しなければならないだろうし、防災的にも、また今後ちょっと検討したいなというふうに思います。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） これは何も大変だ大変だといって、箱物だ何だ必要で、それをどうするのかという、そういう要求はするものではなくて、現状で、これは国だ何だ、そういうところはきちんと見なければいけないんだけど、子供たちがいるところでの、当座すぐ、抜本的なことはできなくても、応急のものと、それと避難ですよ。そういうものは公表しても、不安をあおるということではなくて、不安になることは公表されればあるかもしれないけれども、避難も含めて対応、具体的にどういうふうにするのかという問題であるので、すべてのものを耐震に建てかえろなんていうのは、とてもこれは無理なことなんで、そういうことではなくて考えていただきたい。

次に、25ページの清掃業務に関連してなんですが、今回の補正というより、清掃事務で、この間、下田市で家電4品目を違法に処理していたということが大きく取り上げられましたけれども、南伊豆町でも同じ業者が町の中に事業所を持っていますけれども、これに対する対応、データとか、あるいは調査をされているのか、その点を清掃に関して、衛生に関して答えていただきたい。

議長（藤田喜代治君） 生活環境課長。

生活環境課長（大年清一君） その件につきましてですけれども、これは平成16年に政令が改正されまして、冷蔵庫、冷凍庫の、何というんですか、断熱材に使われているフロン、その回収処理も適切にこなさいという改正がなされたんですが、それが適切になされておらなかったということでもありますけれども、町としては、それがわかったのは8月過ぎでしたけれども、それまでは、住民等から家電4品目についての処理の問い合わせがあった場合は、小売店に引き取ってもらう、もしくは許可を得た処理業者にという指導はしておりました。

そして、その実数については特に把握は以前しておりません。何台、その処理業者に家電4品目が持ち込まれたということについては、実数を把握しておりませんが、今後その必要があるということであれば、また報告を求める等の検討をしていきたいと考えています。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） この点、町長はどのように考えますか。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今、生活環境課長からお答えしましたような状況の中で、今後、下田市も同じ状況ですけれども、これについては下田市とも連携をとりながらということになりますけれども、担当課の方でよく調査をして、そして今後のことはもちろん法に従って、これは処理しなければなりませんけれども、よく検討させて対応していきたいというふうに思っております。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 次に、26ページの報償費に関してであります。

イノシシ対策の賞賜金ですが、これに関して、住民からの指摘もありまして、南伊豆町の、私も猟友会の一員としてかかわりましたけれども、いわゆる報告が写真等の報告なんです。

1つは、報告に際していわゆる現物、全国の市町村の多くが捕獲獣のしっぽとかそういうもので現物確認をする、そういうことも必要なんではないかということ住民から指摘をされました。

もう一つは、もちろん現物と、僕は写真も必要ではないかと思うんですが、というのは、イノシシの胴体、猟友会というか、有害獣の捕獲の報告には、いわゆる狩猟法で定められている地域のメッシュで報告をします。これは町内でも、どういう地域にどのくらい生息をされているのかと、1つの目安になると思うんですが、その際に、捕獲獣の、いわゆるおおよその体型ですね、幼獣、うりぼうであるのか成獣であるのか、そういうこともいろいろ取りざたされている有害獣の取り扱い、これを捕獲した際の処理に関しても目安が出てくると思うんです。かつて捕獲数に関しては報告を受けました、年次、平成13年度から。その中でも成獣と幼獣、この区域はたしかないと思うんです。それを今後データとしてきちんととっていく必要があるんじゃないかというように思うんです。

その点、もし認識を持っておられればですけれども、ないのであれば、意見として参考に

していただきたいと思うんですが、どうでしょう。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） まず最初の、写真と現物の関係ですけれども、今回、特に頭数が非常にふえまして、大きな賞賜金という形で補正させていただくんですけれども、現物に関しては、ちょっと検討させていただきたいなど。現在のところ写真でということで申請を上げておるものですから、そういう形で今後検討させていただきたいと、このように思います。

それから、先ほど出ました、いわゆる成獣と、うりぼうの関係の地域の関係ですか、これも当然そういう、今後検討していかなければならない問題だと認識しておりますもので、その辺もあわせて見させていただきたいと、このように思います。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） あわせて、これ、答弁は一般質問でも町長、答弁しましたけれども、ちょうどその日前後に、町内の地域でも猿の出没で、もう一夜にして出荷前のミカンを全部食われたとか、そういう農業者の報告もありまして、非常に大変だと思うんですけれども、ぜひ。また、町議会の件に申し入れの報告がどうであったのか、これは、もし町長が答えられれば……どうですか昨日いかれたですかこの間、あ、まだね。頭に入れておいていただきたい。

もう一つ、28ページの森林整備事業補助金が機械の購入代ということで、認定事業体とあります。認定事業体が、1つはどういうところなのか。それと、認定事業体とされる要件について教えていただきたい。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） ただいまのご指摘の件ですけれども、まず、認定事業体に関しましては、今回の補助金は有限会社愛美林です。

それから、要件ということですが、ここに、補助金の申請が、愛美林さんの方から、いわゆる県単のトンネルということで要望書が出ております。この関係につきましては、先ほど、予算の説明の中で、ヤンマーの、いわゆるポンプロードの小型ということで、CR50R3AのFという林業使用品、つまり木材の運搬機を購入したいということで、3分の1の補助、事業費は消費税込みの598万5,000円。570万の消費税前の金額の190万の3分の1ということでのっけております。

それから、内容につきましては、今、期待される効果等々でございますけれども、要するに、山土場への大量輸送による生産性の向上が今度のあれによって期待されるというようなことでございます。今後も新たな作業システムとしては、基本的に今申し上げたような運搬能力が低いことと、近年、運搬距離がかなり離れているというようなことで、山の中に入るキャタピラの、材木用のというようなことで認識しております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） もうちょっと、視点というか、質問の趣旨なんですけれども、いろんな補助金があるんですけども、これは林業に限らず、農林水産業費の中で林業再生プロジェクト事業が導入されましたけれども、こういう、いわゆる個人会社に補助金が出る制度の根拠、これは、こういうことがうんと広めることができるのであれば、ほかの事業者にも認定事業者ということで言われましたけれども、その要件ですよね、どうしたらこういう事業を申請できるのか、ほかの事業者でも一定の要件を満たすようなことができれば、こういうものを利用して、山に対する手入れというのは待たなしという認識もありますし、全体で広まっているんですけども、広げる上でも役立つのかなという思いで、認定事業者、あるいは個人事業体に、会社に補助がおりる要件を教えてくださいと思います。

議長（藤田喜代治君） 産業観光課長。

産業観光課長（外岡茂徳君） ただいまご指摘の件ですけれども、当然ながら、しずおか林業再生プロジェクトの推進事業の交付要綱、あるいは実施要領等がございます。その中で林業導入事業ということで、市町、森林組合、協業体及び認定事業所というような形で規定されております。この認定事業所の中に有限会社愛美林が該当になるということで、確かに、議員ご指摘のように、過去においていろんな組合方式、あるいはほかにもそういうふうな形で、個人に出たというのは私もちょっと記憶ございませんけれども、今回の要綱の中では、先ほど言われたように、いわゆる森の力再生事業等々に伴う、それと連携した形で、新たに推進事業が平成18年の9月29日付ですけれども、できたというふうに聞いております。

したがって、当町といたしましては、当然交付要綱、あるいは実施要領に基づいた的確な補助金だというふうに認識しております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第86号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第86号議案は原案のとおり可決されました。

ここで10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

議長（藤田喜代治君） 休憩閉じ、会議を再開します。

議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第87号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第87号の提案理由を申し上げます。

本案は、退職被保険者の増加に伴い、退職被保険者等療養費及び出産育児一時金を増額するものであります。また、それに伴う歳入として、国民健康保険税及び療養給付費交付金を増額し、歳入歳出予算にそれぞれ817万5,000円を追加して歳入歳出予算の総額を14億4,892万3,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては窓口税務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（石井 司君） では、内容説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

3歳出。

2款保険給付費、2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費、補正額が537万5,000円、特定財源、その他で537万5,000円。19節負担金補助及び交付金537万5,000円。

次のページをお開きください。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、補正額280万円、計700万円。19節負担金補助及び交付金280万円。これは母子手帳等を調査しまして、来年3月まで生まれる子供8名を追加させてもらったものです。

次に、7ページを開いてください。

歳入です。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額280万円、計3億456万8,000円。医療費給付分滞納繰越分280万円です。

では、次のページをお開きください。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、補正額537万5,000円、2億587万2,000円。1節現年度分537万5,000円です。

それでは、6ページになります。

歳出。

補正前の額14億4,074万8,000円、補正額817万5,000円、計14億4,892万3,000円。補正額の財源内容ですが、特定財源で、その他537万5,000円、一般財源280万円です。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第87号 平成18年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第87号議案は原案のとおり可決されました。

議第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第88号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第88号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,386万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億537万3,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では、保険給付費の本年度6カ月分の実績に基づき推計し、居宅介護サービス給付費を3,473万2,000円、グループホームへの地域密着型介護サービス給付費282万4,000円、ケアプラン作成料の居宅介護サービス計画給付費600万円をそれぞれ増額し、施設介護サービス給付費2,500万円を減額したいものであります。また、要援護、要支援1、2の方の介護予防サービス給付費1,200万円を同様に減額し、施設入所者の居住費、食糧費を補足給付する特定入所者介護サービス費用650万円増額したいものであります。

歳入につきましては、保険給付費等に対応するそれぞれの法定負担率による増額補正を行い、さらに不足する318万4,000円は繰越金で対処したいものであります。

詳しい内容につきましては健康福祉課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（小島徳三君） それでは、内容の説明をさせていただきます。

14ページをお願いします。

歳出でございます。

1項総務管理費でございます。介護保険総務事務、10万円を増額補正させていただきます。中身につきましては、旅費、それから使用料及び賃借料でございます。

次に、徴収費でございます。介護保険賦課徴収事務5万円の増額補正でございます。これは、通知書等の封筒でございます。

次の16ページをごらんください。

介護認定審査会費でございます。認定調査等事務でございます。55万5,000円を増額したいものでございまして、主治医の意見書作成料でございます。これも推計によりまして増額補正したいものでございます。

次に、17ページでございますが、介護サービス等諸費でございます。

この保険給付費でございますが、18年の4月に法改正がありましたんですが、その実態がなかなかつかめなくて、数字的な今までの実績により、数字的な更正を行いたいものでございます。今回、介護給付費については1,317万6,000円、保険給付費ですね、保険給付費、法定負担率の基になります保険給付費については、1,317万6,000円増額しまして7億6,362万1,000円にしたいものでございます。

まず、居宅介護サービス給付事務でございますが、3,473万2,000円の増額でございます。これは居宅介護でございます。

それから、地域密着型介護サービス給付事務でございます。282万4,000円増額したいものでありまして、これは認知症等グループホーム入居者の給付費でございます。

施設介護サービス給付事務でございます。2,500万円の減額でございます。現在、129人が入所しておりますが、実績勘案により更正させて減させていただきたいものでございます。

それから、居宅介護サービス計画給付事務でございます。600万円の増額補正をしたいものでございまして、ケアプランの作成費でございます。

次の19ページでございますが、介護予防サービス等諸費でございます。これは要支援1、2の分でございます。

介護予防サービス給付事務1,200万円の減でございまして、当初の過大な見込みでございます。居宅でございますから、デイサービスであるとか、ホームサービス、入浴等になります。8月の時点で35件の給付がございました。

次のページをお願いします。

その他諸費でございまして、審査支払手数料12万円の増額補正でございます。

次に、特定入所者介護サービス等費でございます。これらにつきましては、補足給付と言われておりまして、食費、住居が昨年の11月から原則実費負担だよという中で、基準額と負担増減額との差額を給付するものでございます。

特定入所者介護サービス給付事務でございますが、750万円の増額補正でございます。

それから、特定入所者介護予防サービス給付事務100万円の減でございます。これはショートステイ、これは要支援1、2の方がこちらに当たります。介護の方が、1から5が、今言いました上の750万円の増になります。

次のページをお願いします。

包括的支援事業・任意事業費です。

介護予防ケアマネジメント事業でございまして、これは人件費でございます。人件費の増でございます。10万6,000円でございます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、11万9,000円の減でございまして、人件費でございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

国庫負担金でございまして、介護給付費負担金、388万5,000円増額したいものでございます。これは、施設分と居宅分の関係でございまして、施設分については、4月から20%が15%になりまして、居宅につきましては、20%の法定負担率でございます。保険給付費の先ほど申しあげました1,317万6,000円増による歳入増でございます。

国庫補助金でございます。

地域支援事業交付金4万2,000円の増でございます。先ほどの歳出の人件費分の10万6,000円、それに対する国庫の法定負担率40.5%を掛けたものでございます。

それから支払基金交付金、介護給付費交付金でございます。408万5,000円の増額でございます。これは31%分でございます。

県負担金でございます。

介護給付費負担金39万7,000円の増額補正でございます。

次のページの県補助金でございます。

地域支援事業交付金2万1,000円の増額でございます。

12ページをお願いします。

一般会計繰入金でございまして、介護給付費繰入金、法定負担率12.5%分でございます。164万7,000円でございます。

地域支援事業繰入金2万1,000円の増額でございます。

その他一般会計繰入金58万6,000円でございます。これは事務費の繰入金、主治医の意見書等でございます。それから新予防給付人件費の繰入金の人件費分の減額でございます。

次のページの繰越金318万4,000円、これにつきましては、17年度の繰越金が2,726万8,000円出ております。当初100万、1号補正が1,167万6,000円、今回318万4,000円ということで、次の留保財源として1,140万8,000円が残ってございます。

6ページをお願いいたします。

今回の補正額は1,386万8,000円でございます。合計で8億537万3,000円でございます。

補正額の財源内訳でございますが、一般財源1,386万8,000円でございます。

以上で説明を終わります。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第88号 平成18年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第88号議案は原案のとおり可決されました。

議第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第89号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第89号の提案理由を申し上げます。

平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,273万8,000円とするものであります。

歳出の内容といたしましては、人件費の増額であります。

詳細につきましては建設課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（奥村 豊君） それでは、内容説明をさせていただきます。

歳出、8ページをお開きください。

1款漁業集落環境整備費、1項妻良漁業集落環境整備費4万3,000円を追加し、5,138万6,000円にするものです。妻良漁業集落環境整備事業。給料、職員手当、共済費、職員1人分の人件費の補正でございます。

それでは、歳入、7ページをごらんください。

3款繰入金、1項一般会計繰入金4万3,000円を追加し、500万6,000円とするものです。これは一般会計の繰入金でございます。

次に、6ページをごらんください。

歳出合計、補正前の額5,269万5,000円、補正額4万3,000円、計5,273万8,000円。補正額の財源内訳ですが、4万3,000円全額一般財源でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第89号 平成18年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第89号議案は原案のとおり可決されました。

議第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第90号 平成18年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第90号の提案理由を申し上げます。

収益的収支予算につきましては、青野大師ダムの完成による維持管理費や動力費の見直し等により、水道事業費用を417万円増額するものであります。

詳細につきましては水道課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

水道課長。

水道課長（小坂孝味君） それでは、内容説明につきましてご説明させていただきます。

11ページをお開きください。

平成18年度南伊豆町水道事業会計補正予算内訳書。

収益的収入及び支出のうち、支出のご説明をいたします。

1 款水道事業費用を417万円増額し、2 億9,691万9,000円とするものであります。

内訳としまして、1 項営業費用、1 目原水浄水送水配水給水費を280万5,000円増額し4,611万6,000円とするもので、主なものは、14節の動力費、上水道施設電気料金でございます。これは、電気料金としては、基本料金その他の敷設加算というのがありまして、原油や天然ガス等が値上がりすると燃料費に調整額として加算されます。それによりまして、今回、燃料調整額が値上がりしたものですから、それに伴う分でございます。

19節会費負担金、青野大師ダム維持管理費負担金。これは青野大師ダムが工事が完成したわけですけれども、これに伴いまして、これからは施設の保守点検及びダム湖周辺の清掃管

理費等の維持等で全体3,100万円かかるわけですけれども、町の負担が、建設費が5.5%になっております。近隣の静岡県、奥野ダムも含めまして、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県のそれぞれの生活ダムの管理費についても建設時と同じ地元負担ということでなっておりますので、今回それに伴うものでございます。

3目総係費を48万7,000円増額し、5,038万7,000円とするもので、主なものは10節の通信運搬費でございます。

4目簡易水道等費を106万4,000円増額し、4,492万3,000円とするもので、主なものは2節の手当等、これは住居手当でございます。

14節の動力費、簡易水道施設の電気料。これは先ほども説明しました上水道施設の電気料と同じ理由でございます。

2項営業外費用、3目消費税を18万6,000円減額し、391万円とするもので、36節の消費税でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第90号 平成18年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第90号議案は原案のとおり可決されました。

発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 発議第6号 飲酒運転根絶に関する決議を議題といたします。

本案は渡邊嘉郎君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

提案説明を求めます。

渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思います。

発議第6号 飲酒運転根絶に関する決議。

上記の決議を、南伊豆町議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出をいたします。

平成18年12月15日提出。

南伊豆町議会議長、藤田喜代治様。

提出者、渡邊嘉郎以下、賛成者は全員となりました。よろしく願いをいたします。

内容説明をさせていただきます。

飲酒運転根絶に関する決議。

交通事故のない安全で安心な社会の実現は、私たち南伊豆町民の切なる願いである。

しかしながら、交通事故が増加傾向にある中、特に飲酒運転による重大事故が全国的に発生し、社会問題となっている。

交通事故は、被害者も加害者も幸せな家庭が一瞬にして崩壊していく悲惨な人災である。

本年8月、福岡市で幼児3人の命を奪い、一瞬にして幸せな家庭を崩壊させた公務員による飲酒運転事故は、私たちに深い悲しみをもたらすとともに、他市のこととして見過ごしてきかない強い衝撃をもたらした。

南伊豆町議会は平成15年に「飲酒運転撲滅に関する決議」を議決したところであるが、南伊豆町を含む下田警察署管内で実施された飲酒運転の一斉取締り等において、多くの運転者が摘発されており、かかる現状は飲酒運転根絶の意識が浸透していないことに起因している。

飲酒運転を根絶するには、運転者はもとより、同乗者、その家庭や職場、さらには地域が一体となって飲酒運転を絶対に許さないという厳しい姿勢を示さなければならない。

よって、本町議会は町当局をはじめ警察等の関係機関、団体との連携を強め町民と一体となって交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、飲酒運転の根絶に邁進するものである。

以上、決議する。

決議書提出先、下田警察署長、福井俊彦。南伊豆町長、鈴木史鶴哉。

以上です。

議長（藤田喜代治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第6号は、原案のとおり本決議に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、本決議は原案のとおり可決されました。

まちづくり特別委員会報告について

議長（藤田喜代治君） 日程第12、まちづくり特別委員会報告についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

まちづくり特別委員会委員長、清水清一君。

まちづくり特別委員会委員長（清水清一君） まちづくり特別委員会最終報告。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の

規定により報告いたします。

それでは、朗読をもって報告させていただきます。

まちづくり特別委員会最終報告。

「希望の持てる南伊豆町」まちづくりの提言。

基本的考え。

南伊豆町民は、平成16年10月17日の住民投票で合併によらないまちづくりを選択しました。この過程の中で、私たち町民は「情報の共有」こそがまちづくりの原動力であることに気がつきました。

まちづくりは、町民一人一人がみずから考え行動することが出発点であり、このことが自治の基本と考えます。

まちづくり特別委員会は、こうした観点を踏まえ、「希望の持てる南伊豆町」まちづくりの検討に当たり、以下の2点を柱に据えました。

1、情報共有や住民参加などの仕組みを検討する。2、焦眉の課題である地域産業振興について検討する、3、その他。

1、情報共有や住民参加などの仕組みについてです。

まちづくり条例について。考え方。まちづくりにおける情報共有と住民参加のあるべき姿を位置づける。条文案。草案案文の例は、別紙参考につけてあります。

情報媒体。

C A T Vネットワークの構築。町民だれもが容易に気軽に情報を得ることができる環境を構築する。各地のC A T V組合を連結させ、町内情報の一本化、広域化を図る。南伊豆放送協会を設立し発信ポイントとする。

ブロードバンドの整備。光通信網の早期整備。インターネット配信と双方向通信の充実。必要に応じて情報を得ることができるよう町ホームページの充実整備など。

2、焦眉の課題である地域産業振興について。

三位一体改革などによって作り出された町財政の厳しい状況から、町民の創意、知恵を集めたソフト充実による方策が強く求められる。

産業振興。

南伊豆町の主要産業は観光業ですが、観光と一次産業との真に有機的な結びつき、連携をつくる必要があります。この中で、事業推進のあらゆる面での経済効果と効率性、効用性を追求し、かつ起業の機会を絶えず追求することが求められます。

経済効果を生み出す中から、ハードの充実を身の丈に合わせて進めてゆくことが極めて重要です。

観光です。

観光スポットの整備、見直し。

石廊崎地区。石廊崎は黒潮文化がはぐくんだ南伊豆町の観光原点であると同時に、伊豆半島全体のシンボルだとの観点での構想が必要。石廊崎灯台。参観灯台として年間を通して誘客。ジャングルパーク。トイレの整備は緊急課題。駐車場確保とともに所有者との粘り強い交渉が求められる。現在、各界各層の関係者に相談を図りつつ検討を重ねています。行政の果たす役割は大きいと考えます。

町有財産の活用。遊休町有地の売却、賃借も含め、観光スポットなどとして活用。

バイクステーション。「オートバイなどのツーリングにおける BIKE STATION」目的の土地紹介依頼があった。

下賀茂温泉観望の丘。青野川沿いに散在する温泉の湯煙は、季節の条件により青野川の流水と外気のかかわりで濃霧が発生し、段山から臨む雲海は見事なものである。段山の町有財産を展望化開発し温泉の湯煙と雲海の見える場所として観光化することを提案します。

差田グラウンド隣接町有地及び既存の体育施設の活用。温暖な気候と温泉資源をアピールしたスポーツ合宿の誘致に積極的に取り組む。

銀の湯の利用促進。スポットイベントなどで、温泉なし民宿、ペンションなどの利用客の町民並み入浴割り引き。別荘所有者などの町民並み入浴割り引き。

工夫を凝らした観光誘客。自治体との保養所契約。南伊豆町の歴史、自然、産業を結びつけた体験観光の企画。中世の歴史など、きれいな星空、カッター・カヌーなど、照葉樹林の活用、町の木うばめ榿の再評価。

商工。

特産品の開発と生産。橙の砂糖漬け、キャラブキなど。竹の有効活用。炭のほか、建材（フローリング）、殺菌剤などの商品開発。

制度創設による地元業者の雇用創設。リフォーム助成制度の創設。

地元農水産物を使った料理の開発。

公共投資が縮減傾向の中、多角経営支援、選択肢の拡大に取り組む。

南伊豆町サービス店会わくわくカードで納税も可能にすること。

農林。

湯の花広場の活性化。その他の項に別記してあります。農産加工品の開発と生産。遊休農地の定年帰農、Ｉターン農業への提供と貸し農園。マーガレットの宣伝。マーガレットでは世界一の品種保持を維持し、地元の経済活動に大きく貢献している県農業試験場南伊豆分場との連携を深め、一層の振興を進める。例、マーガレット見本園。照葉樹林の利活用、放任竹林の利活用。

水産。

南伊豆ブランドの確立。トラフグの種苗生産と稚魚放流による一貫した水産資源の管理、育成。ＣＡＳシステムなどの活用による石廊崎沖で水揚げされるイカ、イサキ、キンメのブランド化。

流通システムの見直しと生産者価格の保障。ＩＴ導入により生産者と消費者を直接結びつける（食の安全・安心）など、独自の販路を開拓。協同出荷。適正生産者価格の保障。

水産資源の温床、保護の推進。まき網漁船の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制（水中集魚灯の使用禁止）と禁止区域の設定を求める。

水産加工品の開発。イカの沖づけや船干しで見られるよう、生産品の付加価値をつける。

定住促進。

定年移住者の相談。空き家、土地の紹介など。町営住宅の建設。ブロードバンドの整備。

３、その他。

行政事務及び政策選択の有効性として、行財政特別委員会最終提言の示す行政評価システムの一層の推進を望む。導入検討委員会の早期立ち上げと決断が望まれる。

評価の視点として。変化への対応、総合性の確保、簡素化、効率化、信頼性の確保。

医療、福祉、環境衛生、教育。

温泉の利活用、地場農林水産物を利用したスローフード、アンチエイジング（抗加齢）の視点を医療と連携し、予防医療の推進、寝たきり老人のいないまちづくり。計画的財政運営で、適正時期に一般廃棄物の自区内処理の計画。

旧厚生省薬用植物栽培試験場跡地活用について。

平成18年12月8日付「南伊豆町ふるさとづくり推進委員会」による「旧厚生省伊豆薬用植物栽培試験場跡地の利用計画に関する答申」を考慮し検討する。

通称の早期決定。旧薬用試験場跡地と呼ばれて久しくなりますが、町民に親しめ、温泉街下賀茂を想起させるような名称を早くつけるべきです。

旧厚生省薬用植物栽培試験場跡地活用について、3月4日にフォーラムを行いました。ここに7人の方から積極的な提案がありましたが、そこに共通する内容は、1、地元住民と観光客対応、2、直売所、3、食事どころ、4、体験施設、5、展示、6、食品加工などです。

同所は、利活用できる平坦地が少ない南伊豆町において貴重な土地であります。同時に早春の「みなみの桜と菜の花まつり」時の駐車場確保などとの関係から、その活用については各要求の凝縮が求められます。その中で欠かせない要素として、1、インフォメーション、2、経済効果システム、3、地元と観光客のニーズ対応などが挙げられます。

政府が三位一体改革で地方交付税などの見直しを進める中で、依然、町財政運営について厳しい見地が求められている今日、これまでのようなスクラップ・アンド・ビルドの考え方を転換し、既存のものをいかに活用できるかにどれだけ知恵を絞れるかが問われています。

考慮すべき点としては、1、最少経費で最大効果、2、経済効果の試算、3、町民の各種生産活動とのタイアップなどが挙げられます。

各種団体の意見交流は、平成17年9月29日に観光協会、同じく17年9月29日に農業振興会、10月14日に漁協遊漁船組合、10月26日に商工会、平成18年3月4日、まちづくりフォーラム、平成18年5月10日、まちづくり調整会議、平成18年11月9日、民宿組合連合会。

まちづくり基本条例の骨子と、南伊豆町まちづくり基本条例の草案を別紙添付してありますので、ご参照ください。

以上、報告いたします。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 委員会報告を終わります。

以上をもちまして、まちづくり特別委員会の活動は終了いたします。

閉会中の継続調査申出書について

議長（藤田喜代治君） 日程第13、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長及び行財政改革特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました本会議の会期日程等、議会運営及び議長の諮問に関する事項、所管事務調査、南伊豆町まちづくり基本条例草案、所管に関する部分の調査研究について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議及び閉会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

12月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成18年12月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

署 名 議 員 保 坂 好 明

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

副 議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

署 名 議 員 保 坂 好 明